

第三章 水とくらし

第一節 河川を制す

淀川

十七世紀の大阪平野は北に淀川、南に大和川という大河川が位置し、さらにいくつもの中小河川が平野内を流れ、深野池・新開池という沼沢地帯も広がる地形であった(図7)。市史五巻の口絵を飾る「河州茨田郡図」をみると、淀川左岸から南に向かって用水路・悪水路(排水路)が張り巡らされており、人びとが大小の河川から農業に欠かせない水を得、また排水していたことがよくわかる。河内農村が高い生産力を達成できたのも、こうした水に恵まれるという地理的環境によるところが大きい。

一方で、洪水にも苦しめられた。標高一〜三メートル程度で、大阪平野のなかでは最も低い寝屋川低地に位置する市域はひとたび河川が暴れ出すと大きな被害に見舞われることになった。とりわけ淀川の洪水は人びとにとつてたいへんな恐怖であった。淀川左岸は北から南にかけて緩やかに傾斜するという地形のため、淀川の水が左岸域に侵入すると、被害は広域に及び、また長期化するからである。

淀川は広い近江盆地の水が集注する琵琶湖から瀬田川・宇治川を通って京都盆地に入り、京都と大阪の境でさらに木津川・桂川を合流して大阪平野を通って大阪湾に注ぐ河川である。瀬田川は琵琶湖の唯一の吐口で、京都府辺りで宇治川と名を変え、木津川・桂川を合流してからが淀川と呼ばれる。流域には浸食されや



写真19 淀川（摂津市より点野を望む）

すい花崗岩地帯が広がっていたため上流からの土砂運搬量が多く、下流では河床が高くなって流れを妨げ、また至る所で蛇行し乱流していた。乱流すると、増水時には決壊しやすくなり、その被害は甚大なものとなった。

淀川流域は古代以来、政治・経済・文化の中心地として栄えた。信長・秀吉・家康もこの地を重視したが、近世の領主権力にとって所領を水禍から守ることは領内の生産力を高める上で重要な課題であり、また洪水から人びとの生命と財産を守ることは責務でもあった。そこで領主たちは河川を制することに懸命となったが、積極的に取り組んだのが堤防を築くことであった。戦国時代に発達した築堤技術を駆使し、河道を安定させるため所領の河川に堤防を築いていったのである。

近世の淀川では大きな河川普請がたびたび行われた。最初に河川普請に取り組んだのが豊臣秀吉で、伏見から大坂間に堤防を築いた。淀川に限らず、近世以前の河川に人為的な連続堤防が延々と築かれていることはなく、河道も固定されていなかった。淀川の場合、太間から古川・寝屋川の河道を経由して新開池・深野池に入る流路もあり、しばしば洪水に見舞われていたが、これは大坂を政権基盤とする秀吉にとって不都合であった。そこで淀川の河道を安定させ、京と大坂を結ぶ交通路を確立し、大阪平野に広がる農村地帯を水禍から守ることは秀吉政権の重要な政策課題となったのである。

秀吉は伏見城築城に際して大きな普請を行い、伏見を淀川舟運の拠点とし、宇治川・桂川・木津川には堤防を築いた。さらに文禄五年（一五九六）には淀川左岸の枚方から長柄までに連続堤防を築き、古川・寝屋川を淀川から分離した。この連続堤防は文禄堤と呼ばれている。文禄堤によって淀川本支流の河道は安定化し、左岸はその氾濫から守られることとなった。また堤防上は京街道として京・大坂を結ぶ交通路となった。伏見・淀・橋本・枚方・守口に宿駅が設けられ、京・大坂の主要な街道となったのである。

河川の支配

淀川の河川普請は徳川政権も行い、人びとは淀川を制したかにみえた。しかし後述するように近世を通じて淀川は何度も氾濫し、とくに享和二年（一八〇二）には仁和寺村や点野村の堤防が切れ、左岸域に襲った濁流は大きな被害をもたらした。堤防の能力を超えた洪水に見舞われ、堤防が決壊したとき、出口を見つけた水はすさまじい勢いで平野部に流れ込み、その被害は甚大なものになったのである。

薩摩国や加賀国のように一国を一領主がまとまって所領している地域では、そこを流れる河川の堤防の維持・管理は、その領主が行わねばならなかった。しかし複数の領主の所領、しかも旗本領や寺社領のような小さな所領が錯綜している大坂周辺では、それぞれの領主が堤防の維持・管理を担うことなど到底できなかった。そこで広域的な支配を展開する幕府が幕府領・私領を問わずこれを担っていたのである（第二章）。

大坂周辺では大規模な河川普請に所領を問わず人びとが動員されることがあったが、これが制度化されたのは承応二年（一六五三）のことである。以後、毎年、摂津・河内を流れる河川の堤防で修復が必要な箇所は、両国の村々から集められた人足によって普請されることになった。対象となる河川は淀川・中津川・神崎川・

大和川・石川の五つの河川である。この五河川の堤防の維持・管理などについては、普請の種類・規模に応じて一〇〇石につき五人または八人の割合で撰津・河内の村々に人足が賦課された。たとえば一〇〇石につき五人であれば、五〇〇石の村は二五人の人足を出さねばならなかった。また人足が賦課されるのは河川沿いの村だけではない。五河川に面していない村にも賦課された。無賃ではなく、幕府から一定の賃銀が支払われたが、村にとっては重い負担で、専門の業者に依頼して、人足を派遣してもらうことも少なくなかった。

これを国役普請制度くにやくという。この制度によって幕府は恒常的にたくさんの人足を動員し大規模な普請ができるようになったが、普請人足への賃銀だけでなく、普請に要する材木などの諸費用は幕府に重い負担となった。そこで享保七年（一七二二）に幕府は、村々に人足ではなく費用を負担させる制度に改めた。この新しい国役普請制度では五河川に宇治川・木津川・桂川を加えた八河川が国役普請の対象河川となり、八河川の普請に要した費用が撰津・河内だけでなく山城・大和・和泉を加えた畿内五カ国の村々に賦課されるようになった。八河川の一年間の総普請費用の一〇分の一を幕府が負担し、残りが五畿内村々に一〇〇石につき銀何匁という形で賦課されるようになったのである。

この国役普請の指揮・監督および堤防の保全にあたったのが堤奉行である。寛永期（一六二四～四四）には置かれていたようで、幕府の大坂代官一名が兼任した。撰津・河内両国の河川支配全般を取り扱ったため、村々の史料にはしばしば堤奉行や堤方つみかた役所の名が登場する。

さらに貞享四年（一六八七）大坂町奉行所の与力の職掌として川奉行が設けられた。設置当初は東西両町奉行所で計四名の与力が務め、その後廃止されたり、他職の兼任、人員の変遷などがみられるが、幕末まで

設けられている。仕事は川の流れを管理することである。具体的には川中に土砂が堆積してできた外嶋・附州の管理などを担った(村田路人『近世広域支配の研究』大阪大学出版会 一九九五年)。

土砂留

連続堤防が築かれるまでの淀川は、増水すると下流域にある遊水池に水を貯水することで流水量を減少させていた。また土砂もここに沈殿させていた。新開池・深野池はこうした自然の作用を担っていた。ところが文祿堤によって淀川の流れと両池は切り離され、その結果、淀川での土砂堆積は増え、河床は高くなった。土砂を浚(さ)わなければ少しの増水で、水は堤防を越えてしまう。河床が高くなることを防ぐため、人びとは頻繁に川を浚(さ)わなければならないようになったのである。

この土砂の堆積と浚(さ)深(せんせつ)をめぐって地域間で激しい争いとなることもあった。後述する瀬田川浚(さ)いはその代表的なものである。河川への土砂流出をいかに食い止め、また異なる地域の利害を調整するのか。幕府は新しい課題に直面することになったのである。

また上流の開発が進むと、大量の土砂が河川に流れ込むこととなった。とくに山の開発はこの大きな要因となった。そこで幕府は早くから山城・大和・伊賀の山々で木の根を掘り採ることを禁止し、あわせて植林を奨励した。木の根は木材や燃料として商品価値が高く、人びとは盛んに掘り起(こ)していたが、山が荒れると、大雨が降ったとき大量の土砂が河川に流出し、それが河床を高くするからである。

山を切り開き新田とし、また草山として肥料を確保する。少しでも生産力を高めようと人びとが山に手を入れることは、淀川や大和川に土砂を流出させ、洪水の危険性を高めることになった。十七世紀の大和川はしばしば洪水に見舞われているが、その一因は土砂の堆積であったと思われる。「平和」な時代になり生産



写真 20 河村瑞賢紀功碑（大阪市西区）

備考：大阪府土木部河港課編『河村瑞賢と淀川治水事業』

力を高めようという人びとの努力は、一方で災害を誘発することにもなったのである。

そこで十七世紀半ば以降、幕府は江戸から役人を派遣し、土砂流出対策を監督したり、四国・九州・中国大名を淀川の川浚いに動員した。また河村瑞賢^{かわむらすいけん}を中心に、淀川の川筋を整備させ、土砂の堆積を防ごうとした。さらに貞享元年（一六八四）以降、大坂周辺の大

名に担当域を割り当て、淀川・大和川への土砂流出を監督させた。分担させられたのは岸和田藩・高槻藩・淀藩など大坂・京都周辺に所領を持つ大名たちである。当初は京都町奉行所が上級管轄役所の役割を果たしたが、元禄二年（一六八九）からは山城・大和・近江

は京都町奉行所、摂津・河内は大坂町奉行所の管轄となった。動員された大名たちは土砂留奉行^{どしゃどめ}を設け、定期的に分担区域を巡回し、土砂流出をとまなうような普請や木々の伐採を管理した（水本邦彦『近世の村社会と国家』東京大学出版会 一九九七年）。

山が土砂留を命じられると、自由に木々を伐採することはできなくなった。これは山の所持者にとっては不便なことで、トラブルの原因となった。文化十五年（一八一八）、燈油村で木々を無断で伐採した者が処罰された事件は、こうしたトラブルの一例である（四卷七二―七三頁）。残された史料によると、燈油村の「こすか谷」と呼ばれる山は当地の土砂留を担当する淀藩から土砂留御普請場所に指定されていた。もともとこ

の場所は理兵衛など四人が所持していたが、指定に当たって自分たちだけでは管理ができず、村に支配を委ねてきたため、村は木の苗やシバを植えた。どうやら地面が剥き出しで、土砂を流出させていたらしい。

ところが文化十四年末より理兵衛は立木の伐採を始めた。伐採のため大勢の杣まきが山に入ったというので、たくさんの木々が成長していたのであろう。史料の表現は曖昧ではあるが、土砂留御普請場所に指定されたため植林やシバの植え付けは村に委ねたが、依然理兵衛たちの所持山であり、理兵衛はその立木を伐採したらしい。理兵衛にすれば自分が所持する山の立木を伐採して何が悪いというところであろうか。しかし村人たちは驚いた。放っておいては自分たちの土砂留管理能力が問われることになるからである。そこで再三にわたって中止を求めたが、理兵衛は聞く耳を持たず、伐採を続けたのである。そのため淀藩の土砂留奉行が乗り出す事態に及び、理兵衛は手鎖てくさりのうえ村預けに処されたのである。

この事件は個人の権利と土砂留という公共の利益を並立させることの難しさを教えてくれる。それでも土砂留は近世の治水にとって重要な取り組みで、大坂周辺の大名を動員しながら実施された。

享和二年

堤防の維持管理、土砂留の指定等々、幕府が治水に懸命になっても、近世を通じてなんども洪水の洪水が起き、人びとの生命や財産を奪った。なかでも享和二年（二八〇二）の淀川洪水は甚大な被害をもたらした。

享和二年七月一日夜、点野村・仁和寺村の淀川左岸堤防が切れた。記録によると、大坂周辺はこの五日前から雷をとまう大雨に見舞われ、その後も雨が降り続いた。とくに破堤する直前の二日間には稀にみる豪雨となった。淀川の水高みづかさはみるみるうちに上昇し、一日から二日にかけてついに破堤したのである。

第三章 水とくらし

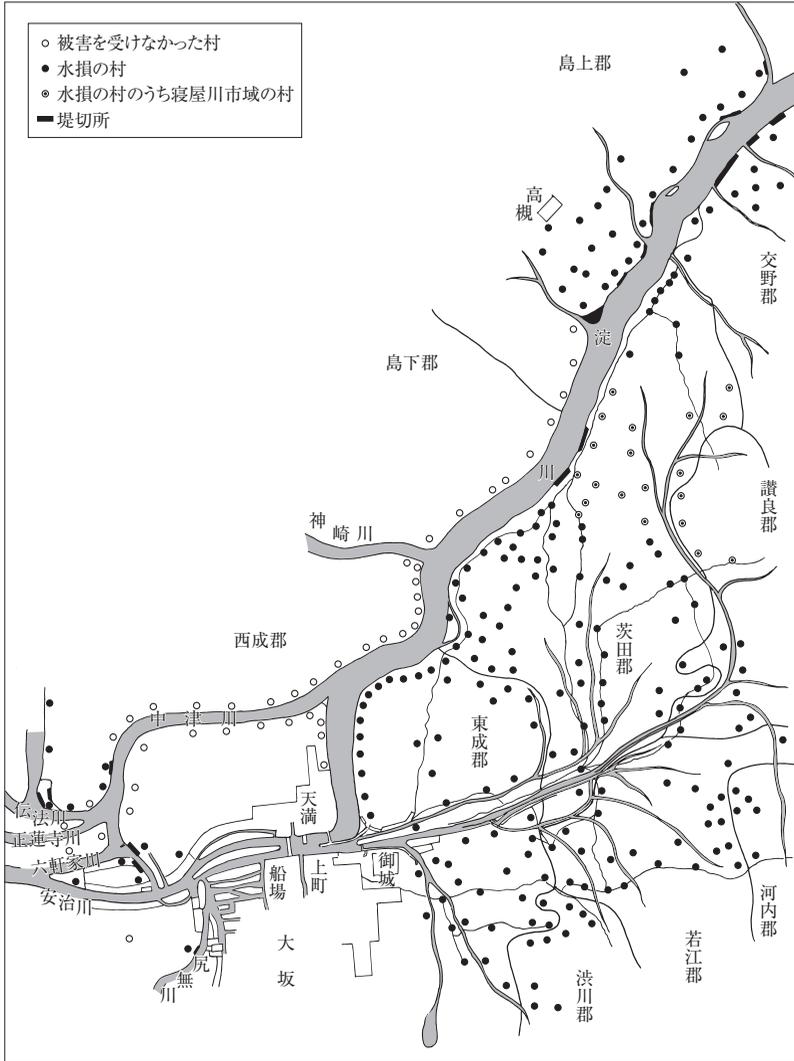


図 17 享和二年洪水被害図

備考：「摂河水損村々改正図（享和2年）」（大阪歴史博物館蔵）より作成

だと思われる。

淀川下流の大坂三郷でも各所で橋が落ちた。大坂城のすぐ北側に架かる備前島橋・野田橋が落ちている。野田橋は京街道に架かり、大坂市中への入口に位置するため、急遽、船三艘が繋かれ橋の代わりとなったと記録されている。また天満橋・天神橋といった淀川(天川)に架かる大きな橋も被害をうけ、通行できなくなった橋は数知れなかった。

この一大事に、大坂町奉行所は素早く対応した。食べることさえままならない被災民の救済に乗り出すとともに、大坂町人にも施行(せぎょう)の協力を呼びかけた。さらに施行を行いたい陸路の手当が付かない場合は、船を用意するので申し出るように触れている。あわせて船を所持する者は東町奉行所の浜に集まり、救援活動に奉仕するよう呼びかけた。「人命相救候ため出情相働候もの」へは褒美(ほうび)を遣わす、と救援活動への参加を懸命に促している。大坂三郷では多くの人びとがこれに応じたようで、大規模な施行が行われたことが記録されている。

懸命の救援活動が行われている最中、ただならぬ噂が三郷の人びとを不安に陥れていた。淀川左岸の村々に押し寄せた水を吐くため、百姓たちが淀川左岸堤防を故意に切り、淀川本流に戻そうとしているのである。場所は三郷にほど近い沢上江・中野・野田村辺りの堤防である。百姓たちにとってはいつまでも水浸しでは被害が広がるばかりで、いち早く水を引かせるための窮余の策であった。故意に破堤させることを近世では「態切(わざと切り)」といい、水の逃げ道を確保するための手段として選択されることもあった。

たしかに故意に破堤させれば村々を飲み込んだ水は一気に吐けるであろう。しかし大量の水が淀川本流に

流れ込むと、今度は三郷が濁流に襲われる危険性が高い。とくに天満は大騒ぎになったようである。対岸の左岸堤防から流れ込んだ大量の水に耐えられなくなった天満の東側堤防が破堤する可能性があったからである。

実際に百姓たちが堤防を切ろうとし、これを阻止しようとする幕府役人が鉄砲で威嚇して退散させたという記録も残されている。一方、噂を耳にした幕府役人がこの付近の堤防で警戒に当たったことだけを記すものもある。単なる噂であったのか、一触即発の事態にまでおよんだのかはわからない。ただ七月四日に町奉行所が「野田堤で故意に破堤しようという噂があるが、対策を講じたので天満郷の者は安堵するように」という命を三郷に通達していることから推測すると、人びとが噂を不安に感じ、幕府が警戒に当たったことは事実のようである。災害時に雪だるま式に膨れあがった噂がまことしやかに伝えられ、幕府も万が一に備えたというのが真相ではなからうか。いずれにせよ、人びとが不安に駆られていたことは間違いない。町奉行所が網島の大長寺の裏手で故意に破堤させ、水を本流に落としたという記録もある。幕府も、人びとも、水の逃げ道の確保に懸命になっていたのであろう。

破堤した堤防の修復には百姓たちが駆り出された。自村も多大な被害に見舞われていた平池村では七月十八日から晦日まで点野村と枚方村で、破堤箇所を塞ぐ土俵をつくるために延二〇〇人以上が参加している。点野村の破堤箇所堰止めが完了するのは九月十七日のことであるが、それまでの間、平池村からは多くの百姓たちが連日、復旧作業に従事した。

さらに幕府領高槻藩預かり地の村々では三年間の儉約を申し合わせた（五卷五〜九頁）。領主からの御救米

と民間からの施行米で、とりあえず命はつながったが、厳しい儉約をしなければ再建は覚束ないおぼつか、と年中行事や衣服まで事細かな儉約を定めている。百姓たちがとくに危惧しているのは肥料代の融通であった。肥料代がなければ農業経営が立ち行かなくなることをわざわざ書き連ねる程、この頃の農業経営にとって購入肥料の重要度が高くなっていたことが知られる。洪水は人びとの安穩な日常生活を奪ったのである。

これ以外にも淀川堤防は何度も破堤し、そのたびにこうした対応が繰り返されている。それでも連続堤防が築かれたことによつて被害をうける回数は格段に少なくなったものと思われる。しかし堤防の限界を超えたとき、水は凄まじい勢いで人びとを襲うことになった。「平和」な社会を維持するためには河川を制することが必要であったが、それは容易なことではなかったのである。

第二節 堤防の風景

堤防

私たちにとつて河川の両岸に連続して延々と堤防が築かれている風景はごく当たり前のことであるが、人びとがそれを目にするようになったのはそう古いことではない。近世のことである。近世の領主権力が人為的に、河川の両岸に連続堤防を築いたからである。

堤防は土で築かれ、ふつう断面は土の構造物をもつとも安定する台形状である。堤防は気象・地理的条件を考へて建設されるが、浸食・洗掘された箇所修復や建設後わかつた弱点の補強が繰り返された。築堤当初の形状がそのまま維持されることは少なく、堤防には人びとの水との闘いの歴史が刻み込まれている。堤

第三章 水とくらし

表 20 淀川堤防の大きさ

流路	伏見豊後橋—大坂天満橋	
	右岸：水垂村—天満中屋敷	左岸：美豆村—野田村
馬踏敷	1・2～6半 4・2～18・5	1・0～8・5 4・1～18・0
高さ	1・0・0～3・2・5	0・4・0～3・1・0

備考：岩城卓二『近世・畿内近国支配の構造』による。

防が歴史的構造物といわれる由縁である。また浸食・洗掘を防ぐため堤防の周辺にはさまざまな工夫が施されていた。堤防とその周辺は人びとの知恵と技が凝縮された場でもあった。

摂津・河内両国には国役普請の対象となる五つの河川があった。淀川・中津川・神崎川・大和川・石川である。この五つの河川の両岸には連続堤防が築かれていたが、築堤当初から大きさは右岸と左岸で異なり、同じ左岸であっても地形や水勢の強弱によって形状は異なった。また破堤した場合の被害の大小によっても

大きさは異なり、大坂にどれだけ被害を及ぼすかが堤防の大きさを決定するひとつの指標になっていたものと思われる。さらに補強が繰り返されたことで、堤防の形状は区々まちまちになった。

近世初頭、幕府は淀川の治水に積極的に取り組んだが、それは淀川が破堤したときの被害がとりわけ甚大であったからである。表20に淀川堤防の大きさを示したが、淀川堤防は五河川のなかでも相対的に大きく、巨大なものであれば敷（底底）が一八間（三二メートル程度）もあった。左岸堤防には馬踏（上底）が八間をこえるものがみられるが、これは京街道として利用されたからである。しかしこうした巨大堤防が左岸に続いていたわけではなく、形状は場所ごとに異なっていた。

市域では木屋・太間・点野・仁和寺村が淀川左岸に位置し、その堤防は国役普請の対象であった。国役の対象となるのは堤防・川除（かわよけ）（水害防止のための施設）・樋の普請である。しかし淀川堤防だからといって自動的に国役普請の対象となるわけで

はない。村が国役普請となるように堤奉行に願い出、役人が見分して許可されるといふ手続きを踏まねばならなかった。つまり許可されないこともあり、その場合は堤防沿い村の自己負担となったのである。

国役普請には村が普請が必要な箇所をあらかじめ願ひ出て許可される常例普請、常例普請後に追加で普請を願ひ出る追普請、緊急を要する臨時普請があった。仁和寺村が安政五年（二八五八）八月に常例普請を願ひ出した時を例にすると、同村は堤防が削られ破堤の危険性がある八カ所について、翌年春に国役普請となるように普請箇所と普請の概要について堤方役所に届け出ている（五卷三二―三頁）。この届けを受けて堤方役所が現地を見分し、必要と判断されれば国役普請の対象となったのである。そのため仁和寺村は常に堤防の状態を監視し、大きな災害に見舞われる前に堤防の修復に努めていた（四卷一〇四、一〇五―六頁や五卷二五―六、三二―三頁はその願書および手続きに関わる文書である）。

普請には多くの人足と材木などが必要であった。文化五年（一八〇八）二月に作成された太間村堤防の国役普請見積もり書では、三カ所計四二間を土で補強するために必要な人足は延九五八人余、二カ所計三四間を杭で補強するために必要な人足は延三六人、松杉丸太一三六本とされる（五卷二八―九頁）。この範囲の人足賃と経費は国役普請として支払われたが、実際にはそれで全額を賄えるわけではなかったようである。人足は太間村の堤防であれば同村が出したが、村の百姓だけでは足りず、他村の者や普請人足を提供する業者から雇用することも多かった。雇用人足の賃銀は、ふつう後日幕府から支払われる額を上回るため、自村以外から雇用する人足の割合が高くなる程、村の出費は増えることになった。そうした場合、村は領主にその補填を求めることもあった。堤防であれ、土砂留であれ、村域で起こる事柄は村が責任を負う。これが近世

の村請制むらじけであった。

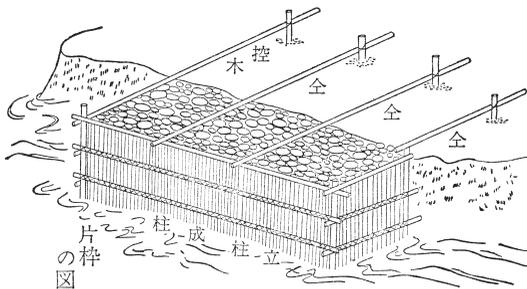
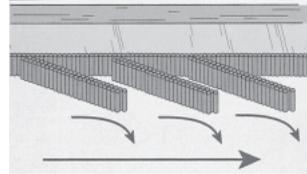
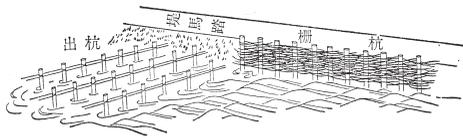
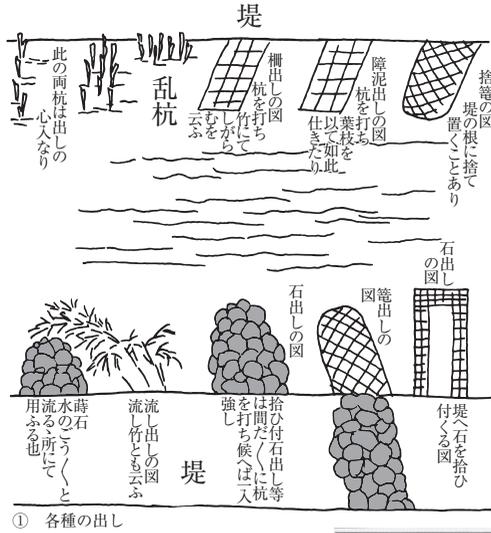
堤防沿い以外の村々が堤防の保全に無関心であったわけではない。文化四年（二八〇七）五月淀川左岸の八番村・十番村の国役堤防が決壊し、多くの村々が数十日間水浸しとなった。この間、多くの村が幕府の命によって決壊場所の仮留に人足を出している。緊急事態に素知らぬ顔というようなことはなかったが、それは村々が普段から水の利用で結び付いていたからでもあった。

その後、国役普請によって完全に修復されるが、堤防近くの尼ヶ池からの湧き水が堤防を削り、決壊させる一因になっていると考えた撰津・河内一〇八カ村は同池の埋め立ての許可を幕府に願ひ出た。水下の村々は同池があることを危惧しており、人足は農作に影響がないように調整するので、埋め立てに用いる土砂の調達を指示・許可してほしいというものであった（五卷二九〜三〇頁）。洪水問題は広域的に村を連合させる契機ともなったのである。

堤防を守る 堤防は建設よりも管理が主体の構造物だといわれる。洪水になってからでは時すでに遅く、

常日頃の保全を怠ると、洪水の時に大きな被害に見舞われるからである。堤防沿いの村々が挙って常例普請を申請するのも洪水前の保全が必要なことを十分に認識していたからである。仁和寺村を例に、堤防がどのように保全されていたのかをみていこう。

仁和寺村には長さ五三八間の国役堤防があったが、修復・補強が必要な箇所が見つければ幕府に常例普請を願ひ出た。文化元年（一八〇四）八月に常例普請を求めた願書によると（五卷二三〜四頁）、秋までに国役普請を許可してほしい場所は六カ所で、三種類の普請が願われている。



- ① 『地方竹馬集』
小野武夫編『近世地方経済史料』二 吉川弘文館よりトレース
- ② ④ 大石慎三郎編『地方凡例録』下巻 近藤出版社
- ③ 大阪府立狭山池博物館
『近世を拓いた土木技術』

図 18 堤防の名称と水制

一つめは上置である。これは馬踏に土を重ねるもので、三カ所で総距離一三五間・幅二間に、平均一尺から一尺五寸程度の土の補強を計画している。仁和寺村堤防の馬踏は平均で八間あったので、その四分の一に上置されることになる。上置は笠置・重ねなどとも呼ばれ、よく行われた堤防補強の方法である。

二つめは距離三八間・幅一間半程度にわたって、敷の法尻のりしりに一間三尺程度を穴を掘り、そこに土を埋め込むというものである。願書では「根込」と記されている。これは堤防の裏法尻付近が堤防の強度を左右したからである。降雨や増水によって堤防内に浸透した水は下部に溜まり、裏法尻辺りから漏水することが多く、また越水した場合、裏法尻が最も洗掘された。こうしたことは現在の土木・河川工学の実験で知られているが、近世の人びとはこれを経験で知っていたのである。

常日頃の保全はこうした土での補強が中心となった。堤防の法面に土を重ねる「腹付はらづけ」もよく行われた。水が浸透すると、裏の法面がもつとも軟弱化しやすく、やがては法面がずり落ち破堤に至った。近世の破堤の記録によると、最初、堤防の裏法面のどこかで水が噴き出し、続いてそこから崩落が始まり、やがて破堤に至っていることが多い。これを「裏崩」という。そのため増水すると、百姓たちは堤防に集まり、裏崩れの徴候がないかを注意深く監視し、発見すると懸命に修復した。また杭を打ち、堤防の崩落を防いだ。

三つめは二カ所一五間にわたって水剝杭みずはらを補強するというものである。堤防には、浸食・洗掘を防ぐため工作物が設置されていることが多い。これを水制すいせいという。水制は堤防にあたる流水速度の抑制、流水方向の変更、堤防の洗掘防止などの効果があり、水剝杭はその代表的なものである。川床から突き出させた杭を何かを一組にして並べるもので、杭出し水制とも呼ばれた。杭には入手しやすい松木が用いられた。水に浸

かっているため朽損・流失が多く、適宜、交換しなければならなかったが、比較的簡易な水制であったため、淀川でも随所に設置されていた。

水あたりが強い箇所には大型の水制が設置された。竹を駕籠に組み石を詰めた蛇籠、材木で作った囲いの中に石を詰めた枠などである。水制は身近に入手できる木や石を用いて堤防を保全しようという人びとの知恵と技の産物であり、現在、その優れた効用は高く評価されている。

堤防の表面はシバで被覆されていた。これはシバが根付くことで浸食や、万が一越水した場合の洗掘を防ぐからである。現在もシバが均一に活着し、裸地がない堤防の耐久性は優れるとされるが、近世の書物でも堤防をシバで覆う筋シバが奨励されている。

また近世には表法尻付近に柳を植樹することが広く行われていた。堤防の洗掘を防ぐ役割が期待されたからで、柳が選択されたのは成長が早く、洪水時に弾力性が強い柳の木が表法尻付近で幹・枝をしならせることで水流を弱めることが期待されたからである。堤防に柳を植樹することは近世初頭の書物にも記されていることから、柳が水制として効果があることを人びとは近世初頭から知っていたものと思われる。そのため幕府は堤防に柳を植樹することを命じた。これを刺柳という。ただ成長しなかったり、流されることも多く、村にとって柳の植樹はたいへんな苦役でもあったようである。仁和寺村の場合、文化四年（一八〇七）に二五〇〇本、翌年には一七二〇本もの苗木を植樹している（五卷二七〜八頁）。

水制の設置、シバによる被覆、柳の植樹は近世社会では広く行われていた。これらは水との闘いを繰り返すなかで人々が獲得していった知恵であったが、その確かさは現在、各種の調査・実験で証明され、堤防の

保全に用いられている。

洪水に備えるにはスムーズな流れを維持することも必要であった。河川下流域の比較的水流の少ない場所には葎が広大な茂みを作ることがあったが、葎の成長は早く、一年に五メートル近くも伸び、根本には土砂が堆積しやすいことから水行の障害となった。そのため成長期には定期的な伐採された。これも堤防沿いの村々の役目で、仁和寺村の届書によると、一年に四、五、七、九月の四回、伐採されたことがわかる（五巻二四頁）。

一方、堤防の裏、つまり人びとが生活する側に立木が生い茂っている場所があることは、越水した場合、洗掘を防いだり、流速を弱める効果があった。それを知っていたのかはわからないが、近世の淀川にもそうした風景が確認できる。

堤防は、人々の生産・生活空間でもあった。各所に水汲場や船着場が設けられ、家や墓所がつくられることもあった。また、煮売屋・水茶屋が営業することもあった。

淀川左岸堤防の一部は京街道として利用されていたため、堤防の各所に家が建ち並ぶ場所があった。市域では太間・点野・仁和寺村の堤防にそうした場所があった。享和三年（一八〇三）の点野村明細帳によると（四巻四五～九頁）、同村八八軒のうち京街道となる堤防上に五〇軒が建ち並んでいた。裏が川側、つまり西側に建てられていたようであるが、明細帳では「往来之渡世」や「立場茶屋」は一切営んでおらず、農業が生業であったとされる。また年貢米は淀川川岸に出してから舟で大坂まで運ばれているので、堤防やその上に立ち並ぶ家屋は船着き場にもなったようである。

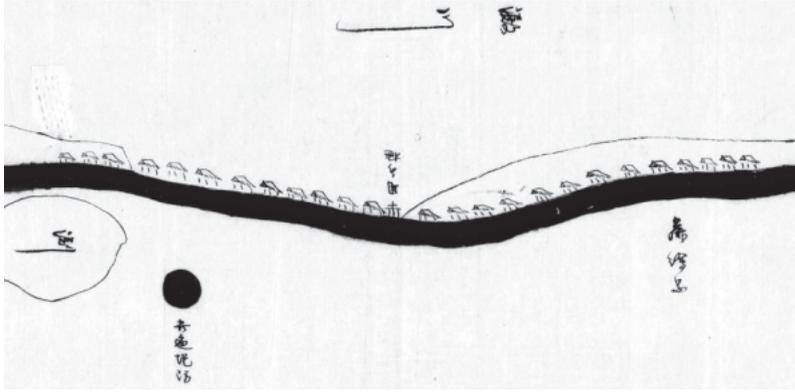


写真 21 堤防上に築かれた民家（太間自治会文書）

太間村の堤防にも家が建ち並ぶ場所があった。明治六年（一八七三）の史料によると、堤防上には二三軒の屋敷があったことがわかる（五卷六一〜四頁）。堤防上の屋敷の配置を記した図面によると、一九軒が連なり、内一八軒は点野村と同じく、裏が川側になるように建てられている（五卷六四〜六頁）。街道沿いに一列に建ち並び、点野村と同じように、表立っては「往来之渡世」や「立場茶屋」を営んでいなくとも、農業の透き間には通行人を目当てにした仕事に携わっていたものと思われる。

堤防の京街道筋には松が植樹されている場所があった。点野村では七九八間の道筋の東側に四四本の松が植樹されていたが、どうやら枯れ木もあつたようである。仁和寺村の明治三年（一八七〇）の記録によると、高さは四〜八メートル程度、幹周りが一メートルをこえる巨木もあつた（五卷五五頁）。太間村の明治五年（一八七二）の記録によると、四〇本の松が街道に沿って植樹され、高さ一〇メートル、幹周りが三メートル近くにもなる巨木もみられる。もつとも七八本は立ち枯れしている。また堤防上の屋敷内や堤防周辺には柿・橙・枇杷・紅葉・杉が植わっていたり、藪・竹が生い茂る場所

もあつた（五卷五六―六一頁）。こうした諸木が堤防を保全するための杭木として利用されることもあつたと
思われる。

堤防はシバで被覆されていたが、シバが伸びすぎたり、あるいはシバ以外の植物が成長すると堤防の強度
を弱めるため定期的に刈り取る必要があつた。広い堤防の草刈りはたいへんな労力を要したが、人びとはこ
れを農業の肥料や農耕牛の飼料に利用していたものと思われる。また堤防に牛を放牧していた可能性もある。
牛はあごの構造によるためか、低い草は食べられない。シバの成長点は地表すれすれにあるため牛はシバ以
外の雑草だけを食べ、シバは牛に踏みつけられてもほとんどダメージを受けないといわれている。また牛の
糞の中に含まれている多量のシバの種子は発芽率が大変良いといわれ、事実、放牧地ではシバは安定して成
長し、維持されている。

こうしたことからシバで被覆された堤防は絶好の放牧地であり、また管理上すこぶる好都合であつたよう
である。確認できていないが、淀川でも牛の放牧が行われていたかも知れない。

淀川堤防の各所には用水樋が設けられていた。用水樋には堤防を切断して設置するものもあつたが、トン
ネルのように堤下に樋管を通す樋の場合が多かつた。点野村堤防には長さ一八間、つまり三〇メートル以
上の長い管を持つ樋が設けられ、点野・葛原・高柳・黒原・対馬江村に用水を供給した。この用水樋は農
業にとって不可欠であつたが、堤防の強度を弱めるため、破堤の原因ともなつた。

寢屋川堤防

本市の地名の由来となつた寢屋川は生駒山地北部の星田村（交野市）に源を発する。市域は
枚方丘陵の南端にあたる東部丘陵地帯と淀川の沖積層で構成される寢屋川低地に大別され、

第二節 堤防の風景

東から西に緩やかに傾斜する。東部丘陵に到達した寝屋川はこの地形に従い寝屋村から西流し、秦村付近で平野部に出て、平池村で不自然な程に大きく曲流して南に下る。宝永元年（二七〇四）の大和川付け替えまでの河道は南流して深野池・新開池に入り、ここで大和川と合流して淀川に合流したが、付け替え後は三箇村付近（大東市住道）で西流することになった。

市史五巻の付図は大和川付け替え後の寝屋川の河道を描いたものである。平池村で南に流れを変えた後、木田村の南、元文三年（一七三八）に萱島流作新田が開発されるところで曲流し、讃良川・岡部川・清滝川・鍋田川（角部川）などが流れ込み、恩智川と合流し、西流するという河道と堤防の様子が描かれる貴重な絵図である。

この絵図によると、平池村の北端で郡村・田井村・三井村を流れてきた前川・三井川と合流しているが、その右岸堤防上は街道であったことがわかる。伊加賀（枚方市）で京街道と別れ、八尾に至る河内街道と呼ばれる道筋である。平池村からは南に下る道筋は、常に寝屋川堤防上というわけではないが、寝屋川が三箇村の内下野で西に流れを変えるまでの間、その川筋を通っている。平池村から神田村までの右岸堤防上には松と思われる立木が描かれており、ここを人びとが行き交っていたことが窺える。また堤防上が道筋であった場所にはやはり松と思われる立木が描かれている。

平池村の左岸堤防の裏法尻には藪樹木が茂っている。同じく上木田村、前川の右岸堤防沿いに位置する田井村も堤防と居住地の間に藪樹木が茂っていたことがわかる。先述したように、越水した場合、裏法尻付近に樹木が生い茂っていると洗掘を防いだり、流速を弱める効果があった。人びとはそうした効用を熟知し、

第三章 水とくらし



写真 22 萱島流作新田付近で曲流する寝屋川（平田家文書）



写真 23 寝屋川（八幡神社付近）

居住場所を選択していたことが窺える。

大きく湾曲する萱島新田付近では堤防が途切れ、多くの荒地が生まれている。平池村からこの付近に至る川中で土砂が堆積した場所は田畑として開発されているが、この急な蛇行では開発しても荒地地となったのであろう。また、下木田村の左岸堤防は小さな堤防と、その外側に大きな堤防が築かれ、洪水に備えられていたことがわかる。この付近は洪水の危険性が高かったのであろう。

河川が合流する場所は洪水の被害を受けやすかった。そこでスムーズに合流するような工夫が施されていることが多かった。鍋田川との合流地点、水野村の右岸の谷川との合流地点、そして恩智川との合流地点をみるとふたつの河川の流れを分ける堤防が築かれていたことがわかる。こうした堤防を築くことによって、人びとは洪水から身を守ろうとしたのである。

橋は少ないが、これは洪水の時に破壊され材木が流されると、堤防を損傷するからであった。

中小河川の堤防 寝屋川をはじめ古川・讃良川と市域にはたくさん河川が流れていた。淀川のような大規模ではないものの、これらの河川にも堤防が築かれていたが、その堤防は国役普請の対象では

なかった。

安永五年（一七七六）に平池村が寝屋川堤防六四〇間の普請を願い出た願書によると、堤防の形状は高さ

は一丈五尺から一丈八尺、敷は一三間から一五間というからかなり緩やかな傾斜であったと思われる。「砂堤」で土砂の流出が激しく、洪水時には堤防が崩落しそうになるため杭を打ち込み防いできたが、とても危険な状態なので馬踏一間に上置、法面二間に腹付を「御普請」、つまり領主の費用で行いたいというのが普請を願いだした理由である。

「大騒之御普請、百姓自力ニ難叶」と御普請を願いだした先は同村を支配する幕府代官所で、堤奉行でも堤方役所でもない。選択肢は百姓が自力で普請するか、幕府代官所から費用を支出してもらおう御普請であることから、国役普請の対象ではない寝屋川の場合、堤防保全の義務は村とそこを支配する領主が担ったものと思われる。

堤防沿いの村に、堤防維持のための負担が重くのしかかるといっているのは他の中小河川でも同じである。堀溝村の讚良川堤防をとりあげよう。

堀溝村の讚良川堤防は長さ六〇〇間余にも及ぶ。高さは上流で四間余、下流で二間余、馬踏一間・敷八間と規模は小さい。生駒山地の山水が流れ、常水は少ないが、降雨時は一気に水高が増したようである。

この堤防も常日頃から上置・腹付が繰り返されたが、基本は「百姓役」で、決壊したときは「御扶持方」で普請された。前者は百姓の自力による普請、後者は領主が人足賃などを負担する普請である。元禄元年（一六八八）から元文二年（一七三七）までの間、「御扶持方」となったのは三回程度で、上置・腹付という保全は「百姓役」で行われている。「御扶持方」になったのはいずれも堤防が「切破損」したときで、内二回はその概要がわかる。



写真 24 讃良川（小路付近）

そのひとつ、享保十五年（一七三〇）の場合は、延人足八四一人の内二二人は「百姓役」、残りの六一九人が「御扶持方」となり、一人につき米五合が支給されている。村が「御扶持方」を願い出た先は支配する幕府代官平岡彦兵衛である。この頃の堤奉行が誰であったのか判然としないが、同人は堤奉行でもあった可能性がある。堤奉行は十七世紀には中小河川の普請を管掌していたことが確認されているが、それは幕府領だけに限定されていたようで、またそれも十八世紀以降はなくなっていくと考えられている（前掲『近世広域支配の研究』。これに従うと、堤奉行平岡彦兵衛ではなく、支配する幕府大坂代官平岡彦兵衛に「御扶持方」を願い出たということになるか。

元文元年（一七三六）にもこの堤防の「御扶持方」普請が行われた。普請人足五五一人のうち一一一人は「百姓役」、一一一人は一人につき米七合五勺の「御扶持方」、三三九人は同じく米一升七合の「賃人足」で普請された。「賃人足」に支給される賃米は「御扶持方」よりも多い。「百姓役」と「御扶持方」は堀溝村の百姓が勤めることが前提であるのに対して、「賃人足」は雇用することが前提であるという違いがあったものと思われる。

また興味深いのはこれを願い出た方法である。当時この堤防は「千種清右衛門様・疋田庄九郎様御預り所」で、その堤防の御普請を願い出たのは堀溝村を支配する布施弥市郎である。つまり村と堤防の支配が分離し

ていたと思われるのである。千種・疋田・布施はいずれも幕府代官であり、堤奉行との関係など不明な点が多いものの、十八世紀中頃までは中小河川である讀良川堤防は幕府代官による「御預り所」という支配をされることもあったと思われる。

第三節 川をめぐる争い

瀬田川の 淀川の流れは琵琶湖に発する。淀川は琵琶湖から流れ出たところでは瀬田川と呼ばれるが、

川浚い

瀬田川は川幅は狭く、流れを妨げる巨岩や土砂が堆積した浅瀬が多い河川であった。そのた

めしばしば洪水を引き起こしたことから、流域に暮らす人びとにとってその流れをスムーズにすることは古くからの願いであった。

そのため近世にはたびたび瀬田川浚いが行われた。寛文十年（一六七〇）、元禄十二年（一六九九）、元文二（一七三七）三年（一七三七）八、天明二（一七八二）五、天保二年（一八三二）などである。それは洪水被害を減らすだけでなく、出口の流れをスムーズにすることで琵琶湖の水位を下げ、湖岸に新田を開発したり、舟の行き来を容易にするためでもあった。

しかし瀬田川の流れがスムーズになると、宇治川・淀川への流水量が多くなり、今度は山城・摂津・河内国で大量の土砂が堆積することとなった。そのため上流の村々が幕府に瀬田川浚いを願い出ると、中下流の村々はすぐに反対を表明するという地域間対立が近世を通じて繰り返されたのである。

上流の近江国の村々は幕府の手で瀬田川浚いをするようにたびたび願ったが、幕府は費用が嵩むかさむことを理由になかなか首を縦には振らなかった。享保七年（一七二二）にも願い出るが、これを知った淀川左岸の河内国茨田・讃良郡、摂津国東成郡の一〇三カ村は反対運動を展開し、これを阻止した。そこで寛延三年（一七五〇）、上流の村々は「百姓手普請」による川浚いを行いたい、と幕府に願い出た。これは「江戸表願人」、つまり江戸の町人が川浚いを請け負うというものであった。享保七年もこうした他所の者が川浚いを願っていることから、願人は川浚いを行うことで某かの利益が得られると判断していたのである。

こうした地域の利害が対立する願いが出されると、幕府はふつう関係する村々に意見陳述の機会を与えた。山城国の村々は瀬田川川浚いによってもたらされるであろう被害を縷々述べるが、そのなかで幕府の命を受けた河村瑞賢の治水を暗に批判している。瑞賢が瀬田川の川浚いを行ったことで、宇治川の水が上昇し迷惑しているというのである。

淀川流域では河内国茨田・讃良郡、摂津国東成郡の一〇三カ村が、瀬田川流域の村々が求める川浚いに反対した。やはり河村瑞賢の治水にふれるが、瀬田川川浚いが引き起こす影響についてはもう少し具体的に記している。瀬田川は勾配が強く、流れをスムーズにすると土砂は淀川に押し出される。しかし淀川は勾配が緩やかなため土砂は堆積し、川床を高くし、洪水を引き起こす。これまでも洪水で国役堤防が破堤してきたのに、瀬田川が浚われると、山城・摂津・河内の田畑は甚大な被害を受け、数万の百姓が退転することになるといっているのである。

淀川右岸の嶋上・嶋下郡六六カ村は寛延三年に至るまでの経緯にふれ、より具体的に反対する理由を述べ

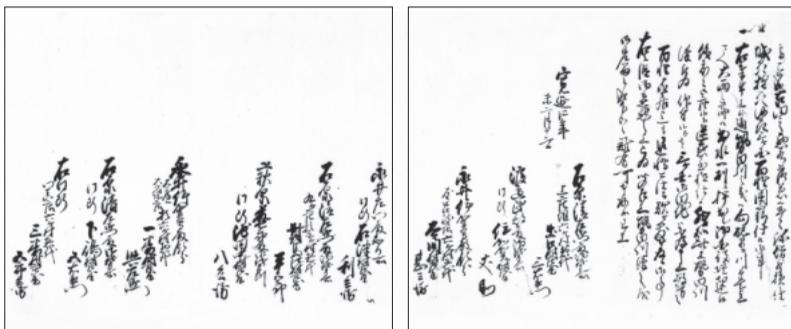


写真 25 瀬田川浚い反対願書（市史編纂課所蔵九ヶ庄文書）

た。琵琶湖から流れ出た土砂が中下流で堆積したため、洪水時には水高が著しく上昇し、山城・摂津・河内で水害が増えたことは幕府領・私領の年貢を調べれば一目瞭然であるというのである。そして上流の瀬田川だけでなく、淀川の浚いも同時に行わなければならないという意見を述べた。さらにこの主張に説得力を持たせるため、河村瑞賢をはじめ幕府の治水が瀬田川・淀川中流、そして下流の市中での堀川開削と連動していたことをあげ、五〇年以上、淀川下流で大きな治水が行われていないため出口が小さくなり、中流域で洪水が多発しているのだと訴えた。上流・中流・下流を連動させた治水を行わず、上流の瀬田川だけで川浚いをする、大きくなった入口からはどんどん水が流れ込み、土砂を運ぶが、出口で何の対策も講じなければ三カ国は亡所になるという主張である。どうやら川浚い推進派は瀬田川川浚いをすれば、水位が下がった場所でも新田開発ができるという主張を展開していたようであるが、これも新田は開発されるかも知れないが、その三倍の田地が失われると反論する。

この寛延三年の瀬田川浚いは許可されなかった。淀川筋村々の主張が認められたのである。しかし上流の主張が聞き届けられたこともあった。

天保二年（一八三一）は上流の主張が認められたもので、前年から反対を表明する淀川流域の村々に対して幕府は、瀬田川の州を一度には浚わないこと、国役堤防の普請は例年より多く認めるといふ措置を講じることなどを示し、中下流の村々に理解を求めている（五卷八五―七頁）。

海口の 寛政二年（一七九〇）にも瀬田川浚いをめぐって上流と中下流の村々との間で争論が起こった。

新田開発

このとき摂津・河内の村々は、上流の村々が元禄・元文年間には川浚いが許可されたと主張す

ることに對して、次のように反論している。下流の大川（大坂市中での淀川の呼称）の川筋はその頃とは大きく異なる。それは海口に新田が開発され、その結果、川筋は長くなり、大坂市中の堀は以前より狭まった。

そのため流れの勢いは弱くなり、各所に土砂が堆積し、州ができ、川筋は土砂で埋まっているといふのである（五卷六七―七八頁）。

近世の大阪湾岸では河川が運んできた土砂が堆積した場所の開発が盛んに行われた。それは元禄期、宝暦・明和・安永期、文政・天保期にピークがあり、その大半は町人が請け負って開発したものである。開発には莫大な資金が必要であることから、大坂や周辺に拠点を置く町人たちが大きな富を貯えていたことがわかる。幕府も年貢が増えることから海口での新田開発を許可するが、海口で新田が開発されると水の出口が狭まり、中流域で土砂が堆積したり、洪水の原因となった。そのため中流域の村々は海口での新田開発には反対であった。

文政七年（一八二四）に摂津国東成・西成郡、河内国茨田・讚良・若江・河内郡の一五九カ村が大坂町奉行に差し出した願書からは、村々が海口新田に反対する理由が知られる（五卷九六―八頁）。摂河村々によると、



写真 26 淀川々口の新田 〔新撰増補 大坂大絵図〕
 (古板大坂地図集成 1 清文堂出版 1973 年)

近年、しばしば水害に見舞われ、とくに享和二年（二八〇二）の点野村・仁和寺村堤防の破堤、翌年の摂津国西成郡柴島村堤防の破堤、文化四年（二八〇七）河内国茨田郡八番村など堤防の破堤、と大きな被害が続き、村々はいへん疲弊している。その原因は川床が高くなったことと、川中や海口に土砂が堆積してできた州にたくさんの新田が開発されて水の流れが悪くなったためである。そこで幕府も川中の州の新田開発を禁止するようになり、海口についても木津川口から住吉沖にかけての新田開発が中止となり、村々は安堵していた。ところが最近、江戸から幕府役人が派遣され、

これまで開発された海口新田のさらに沖合の州で新田開発を計画しているという噂を耳にした。もしこうした沖合の州を開発すれば、すでに開発された新田も洪水時に被害を受けることになるので、これ以上の新田開発は止めてほしいというのである。

こうした村々の切実なる願いに対して、幕府は新田開発請負人が上納する地代金を海口や川の浚いに充てることや、川中の州から海口新田を囲む波除け堤防を造成するための土を取ることで流れをよくすることに取り組むことなどを提案する。計画自体を変更することもあったが、結局は開発を進めるため

の方策に過ぎず、根本的な解決にはならなかった。開発と既得権を守ることはしばしば対立したのである。

中州

河川には各所で土砂が堆積する。土砂が堆積すると流れを妨げるため、川浚いで除去されたが、そのなかには人びとが田畑とするために開発する場所もあった。しかし条件は悪く、洪水があれば流出することもしばしばであった。また開発したものの、荒地地となることもあった。それでも人々は少しでも生産高を増やそうと懸命になったのである。

土砂が堆積した場所が田畑などに利用される場合、その帰属をめぐって争いとなることがあった。そうした例として宝暦十年（一七六〇）五月から宝暦十三年末までの三年半にもわたって太間村と撰津国柱本村の中州の帰属をめぐる争論を紹介しよう（五卷一〇三―四頁）。

争いの舞台は淀川の川中にある中州である。太間村によると、近世初頭、淀川に土砂が堆積した場所を田畑として開発して以来、この中州は同村が所持し、検地で村高に組み込まれた。しかし次第に流出し、慶安二年（一六四九）の検地では内八二石七斗四合は永荒高と認定され、三一石余だけの高となったという。この太間村の言い分を信じると、太間村は慶安以前の検地では淀川中に一一三石もの田畑を所持し、それが同村の村高の一部をなしていたことになり、相当に広い州が淀川にできていたことになる。

しかしこの州は次第に流出し、その結果、淀川の川幅は広がり、対岸の柱本村までの川幅は四八七間になった。流水速度が上がったのか、土砂の堆積量が減少したのか、理由はわからない。土砂留をはじめとする幕府の治水が一定の効果をあげていたのかもしれない。いずれにせよ太間村と柱本村の川幅は近世初頭から広がったのである。争論の火種となったのは、この川中にある州である。

太間村によると、この中州は古くから国役普請の土取場として利用してきた。堤防普請に必要な土の確保は堤防沿いの村々にとって重要で、川中に堆積した土砂が用いられることもあった。ところがこの中州では葎や雑草が生長し、流れを妨げるようになったらしい。そこで太間村は葎捨をしていたところ、柱本村も葎捨をはじめ、さらに苗を植え付けるに及んだ。柱本村は自村の田畑として開発・利用しようとしたのである。宝暦十年五月二十九日のことである。

驚いた太間村は柱本村の村役人を糺した。これに対して柱本村の村役人は太間村側の国役堤防を離れてできた州は柱本村が支配するものだと返答するが、太間村はこれでは諸役は太間村が負担し、中州の利用権は柱本村に帰属することになると反発した。慶安二年検地で確定された永荒高八二石余というのはこの中州のことで、これまで太間村が公役をはじめ諸掛を負担してきたというのが太間村の言い分である。しかし中州が慶安二年検地で確定された永荒高に相当するという確たる証拠を太間村は持ち合わせていなかった。争論となったのはそのためである。ただ長年、太間村が国役普請の土取場として利用してきたことは間違いない。争いで、中州が柱本村に帰属すれば土取場がなくなることが太間村にとって最大の懸念であった。

太間村は柱本村の領主である高槻藩役所に事態の収拾を願ひ出た。しかし高槻藩は動かず、追訴したところ、近隣村が仲裁に乗り出した。それでも双方の主張は平行線をたどり、八月、太間村が堤方役所に国役普請を願ひ出たところ、柱本村が異を唱えた。太間村が中州を土取場とする計画書を提出したことに對して、中州は柱本村の土地であり、土取場ではないというのである。土取場がなければ国役普請は許可されない。堤方役所がそう判断したため、ついに太間村は大坂町奉行所に出訴した。

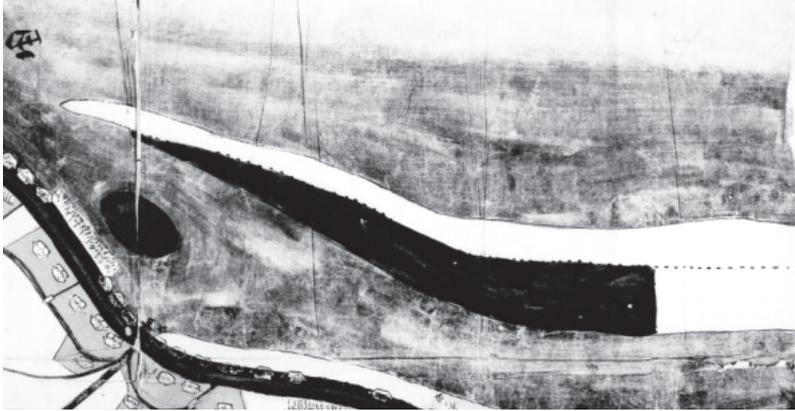


写真 27 淀川の中州（太間自治会文書）

訴訟になると双方は証拠を提出しなければならない。ところが太間村も、柱本村も決定的な証拠を持っていなかった。柱本村は太間村堤防から一〇〇間内の州であれば太間村に帰属権があるといい、太間村は四八七間の川幅であれば半分の二四〇間は太間村領であると反論するが、これも申し伝えに過ぎなかった。

土取場か、田畑か、双方が中州に用益を求めたとき、利害が衝突したのである。太間村は土取場としての利用が認められるような主張を展開しなければならない。太間村は太間村堤防は五四〇間に過ぎないが、これが破堤すれば五万石が被害を受けると、土取場を失うことが自村だけではなく公益を損なうことになることを強調した。さらに川幅が四八〇間であれば半分の二四〇間で帰属権を分けるべきで、その範囲内にある中州は自分たちに帰属権があると主張した。

決着が付くのは宝暦十三年十一月のことである。中州は両村に半分宛帰属することとなった。太間村は半分になったとはいえず土取場を死守し、とりあえずは国役普請に対応することができたのである。

このように上流域と中下流域、海口と中下流域、あるいは対岸・隣村の間で利害が衝突した。ある村や地域の利益は、別の地域の害となることも少なくなかった。川の利用は地域間対立の原因にもなったのである。近世はこうした争いは当事者同士の話し合いか、訴訟で解決しなければならなかった。そのためには自らの言い分に正当性があるような主張をせねばならず、また証拠が必要であった。

第四節 水利の慣行

庄 淀川左岸は低湿地で、しばしば洪水に見舞われた。左岸を襲った洪水の原因は大きくはふたつに分けられる。ひとつは淀川であり、もうひとつは生駒山脈から流れる出る内水・支派川の氾濫と他地

域の悪水（排水）であった。

中世以降、淀川左岸地域では主に後者の水害対策のために、囲堤・囲繩手・畷と呼ばれる輪中堤が築かれるようになった。輪中とは集落と農地を洪水から守るため周囲に堤防を築いて囲むことである。濃尾平野の木曾・長良・揖斐川下流の輪中が有名であるが、淀川左岸域も庄と呼ばれる地域を単位に、その周りを堤防で囲む輪中がたくさんつくられたことで知られている。庄の内部にはさらに一カ村から数カ村で小さな輪中が形成されることもあったが、庄という単位は近世にも生き続けた。

近世の市域周辺には図19のような庄があった。これは享保八年（一七三三）に、大坂町奉行所に村々から差し出された絵図の写し（五巻の口絵「茨田郡図」）をもとに作成したものである。川奉行が関与しているこ

第四節 水利の慣行

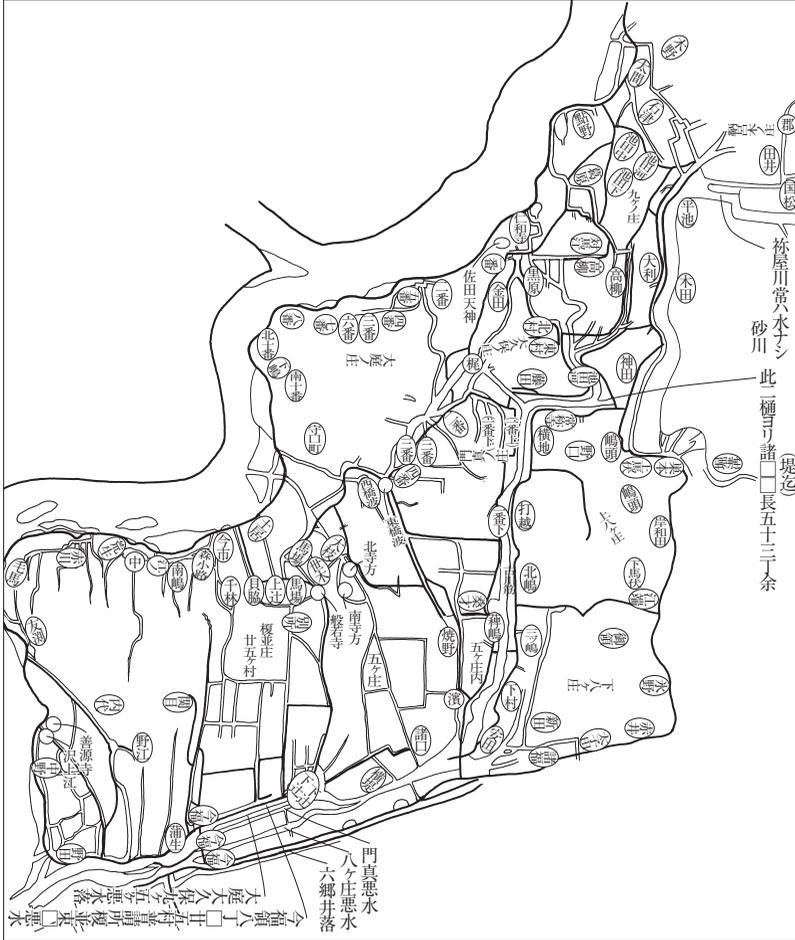


図19 淀川左岸水系図

備考：「河州茨田郡図（享保8年）」（大阪歴史博物館蔵）より作成

第三章 水とくらし

表 21 庄の構成

地域名	庄の名前	村数	村名
	友呂岐庄	6	太間・木屋・石津・郡・田井・平池
上十一ヶ所	九ヶ庄	10	点野・仁和寺・池田中・池田・池田下・葛原・対馬江・大利・高柳・梶
	大久保庄	5	金田・北・東・藤田・梶
	大庭庄	11	大庭一番・大庭二番・大庭三番・大庭四番・大庭五番・大庭六番・大庭七番・大庭八番・北十番・南十番・下鴨
下六ヶ所	門真庄	6	門真一番上・門真一番下・門真二番・門真三番・門真四番・桑才
	五ヶ庄	14	東橋波・西橋波・守口・土居・大枝・馬場・世木・北寺方・南寺方・稗嶋・焼野・浜・諸口・横堤
	上八ヶ庄	11	常称寺・横地・打越・北嶋・野口・巢本・上馬伏・下馬伏・嶋頭・岸和田・江端
	下八ヶ庄	9	三ツ嶋・御領・永野・赤井・諸福・新田・太子田・下・安田

備考：『門真市史』4、表50により作成。

とから水利に関わる絵図で、庄ごとに構成村が色分けされていることから、庄が水利の一つの単位として機能していたことがわかる。翌九年、後述する御救御普請が行われ、友呂岐庄が関わる水利慣行が大きく変わっている。これに関わって作成されたものかと思われる。また庄の構成村は時代や史料によって異なるが、地域の村々は友呂岐庄・九ヶ庄と、図示されていない山方組に属した（『門真市史』第四巻 図18参照）。

農業には、灌漑に使用する用水と、排水となる悪水とがあった。農業にとって水不足は大きな被害となったが、排水のための悪水路の確保・整備も重要であった。排水の時期を誤ると、根腐りなどが起こるからである。また上流の悪水は下流では用水となる一方で、大量の悪水を流すことによつて下流の村々が水害に見舞われることもあった。そこで村々は用水組合を結成して水を共同管理したが、しばしば争論となった。

友呂岐庄 秀吉の文禄堤の築堤後、木屋・太間の水利 石津・郡・田井・平池の友呂岐庄六カ

村に水を供給するため、木屋村に用水樋が敷設された。堤防の土中を通す塚樋で、大きさは二尺五寸（約

七六センチ）四方である。ここから取水された水は太間・石津村内を通る用水路から各村に配分された。そして悪水は石津村の南から寝屋川右岸に設けられた悪水路を通って南に下り、寝屋川に流し込まれた。また水路は村と村を行き来する舟路としても利用された。

図20に友呂岐六カ村内の用悪水路の様子を示した。用悪水路の位置は変更されることもあるが、これは十八世紀以降の様子だと思われる。

木屋村の樋から取水された淀川の水は六カ村に一斉に供給される訳ではない。木屋・郡村井路口、太間村井路口、石津・平池・田井村への井路口に、用水路（図20では「上庄悪水井路」と記載）から取水するために一尺二寸九分四方の樋が設置されていることから、三つの単位ごとに日数・時間などを決めて配水されたものと思われる。この三つの樋から供給された水は、今度は各村のなかで配水される。六カ村内には用水路が張り巡らされており、その用水路を使って田畑に水が供給されたのである。

平池村を例に村内の樋と水路をみよう。同村の集落や多くの田畑は寝屋川の南側に位置したが、北側にも一部の田畑があった。北側の田畑に水を供給するための樋は石津村内にあり、享保九年（一七二四）に新設された。友呂岐用水路の水はこの樋から取水されるが、これは田井村と平池村北部の田畑に水を供給する分水樋で、両村で共同管理した。形状は松木でつくられた冢樋で、一尺二寸九分四方であった。

南側の田畑への水は寝屋川から取水した。延享四年（一七四七）には村内に用水樋が一カ所、悪水樋が九カ所あった。寝屋川から取水するための用水樋は字「三米田」にあり、寝屋川堤防を通す長さ三八間の伏樋の取水口は一尺五寸四方である。ここから村内に引き込まれた水を配分するための用水樋が一カ所に設けら

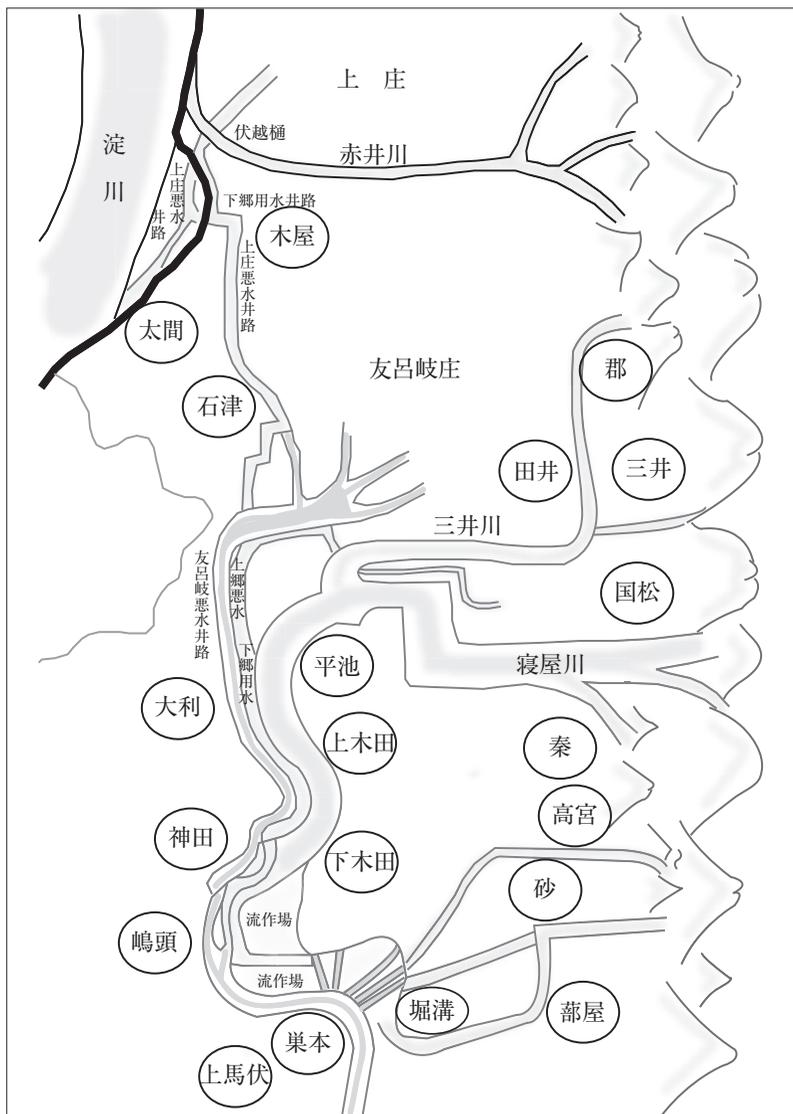


図 20 友呂岐用水図

れていた。七寸四方から一尺六寸七分四方と大きさは区々まちまちである。このうち一〇カ所は坎樋で、一カ所は箱樋であった。これらの用水樋を開け閉めしながら、村中の田畑に水が配分された。

悪水は一尺〜一尺五寸四方程度の八カ所の悪水樋から排水される。寢屋川に排水するための悪水樋は堤防土中を通る長さ三八間一尺、一尺五寸四方の排水口をもつ坎樋で、集落の南、寢屋川左岸に設けられていた。

二十か用水 寛永十五年（一六三八）、友呂岐庄六カ村の水利に十七ヶ所と八ヶ所のふたつの庄から一カ村が加わった。十七ヶ所から大利・神田村、八ヶ所から野口・常称寺・横地・打越・嶋頭・

上馬伏・下馬伏・巢本・岸和田村である。

一カ村の用水路となるのが「八ヶ井路」である。「八ヶ」とは友呂岐庄六カ村に大利・神田村を加えた村数で、この八カ村で用水組合を構成していた。十八世紀以降の絵図類によると、「八ヶ井路」は木屋・太間・石津村を通り池田村横堤へと向かうが、井路筋は変更されることもあるので、これがいつ確定されたものなのかはわからない。

一カ村はこの「八ヶ井路」から取水することになるが、寛永十五年にはその配分方法が決められている。大の月（三十日）・小の月（二十九日）に関係なく一カ月の内八日は友呂岐六カ村、二二日は新規加入の一カ村という割合で取水するというものである。また友呂岐庄の取水は木屋・郡村井路口、太間村井路口、石津・平池・田井村への井路の内一つを開け、二つは閉じることとなった。さらに友呂岐庄の悪水も必要に応じて一カ村の用水として利用された。

もともとは友呂岐庄六カ村のための用水樋と水路であったものを、一カ村が利用することができるよう

になったため、樋・水路の維持管理の負担は均等ではなかった。木屋村にある用水樋を伏せ替える人足や費用、木屋村から池田村横堤に設けられた樋までの用水路の堀浚いは一カ村だけの負担となった。また池田村横堤から巢本村までの堀浚いは友呂岐六カ村が負担したが、「井路堀」は一カ村も助人足を出さねばならなかった。十七世紀の友呂岐水路と「八ヶ井路」の位置関係は不明な点もあるが、寛永十五年には木屋村から巢本村までの長い井路を利用し、管理する水利慣行ができあがったものと思われる。

享保九年（一七二四）、この水利慣行に新たに木田・尼ヶ崎新田・三箇・御領・氷野・赤井・太子田・灰塚・鴻池新田の九カ村が加わるようになった。二十か用水の誕生である。それまで用水確保に窮していた九カ村は、幕府による御救御普請を契機に木屋村から取水される友呂岐庄の用水を配分されるようになったのである。先に加わっていた一カ村を上用水方、九カ村を下用水方とも呼んだようである。

木田村の南、巢本村と寝屋川を挟んだ東に位置する堀溝村は山方組に属し用水を得ていた。堀溝村も十分に用水が確保できていたわけではなかったが、享保九年に近隣の村々が二十か用水を組織したとき、それへの参加を見送った。ちょうどこのとき御救御普請が行われていたので、それだけで事足りると判断したのである。しかしこの判断は誤りで、翌年には幕府代官に願い出、二十か用水を貰うこととなった。ただし組外という扱いで、毎年二十か用水の代表に水を分けて貰えるように頼み、しかも銀を支払ったうえでの貰水であった。そのためこの出銀額をめぐって争いとなることもあった。そこで二十か用水以外から用水確保するため太間村にある池田川・中・下の三カ村が管理する樋からの取水を計画したこともあったが、友呂岐庄などから反対され実現しなかった。

上庄の悪水

友呂岐庄の北に出口・中振・走谷・伊加賀・泥町・三矢の六カ村からなる上庄（出口組・上郷とも呼ばれた）があった。この上庄の悪水は友呂岐庄との境を東から西に流れる赤井川を

通って淀川に流されていた。ところが淀川の川床上昇によってこの方法での排水が難しくなったため、友呂岐庄の用水路に流す計画が持ち上がった。享保八年（一七二二）のことである。

上庄の悪水を流すため木屋村領内に悪水樋を設け、そこから友呂岐庄の用水路に排水する（図20）。そのために「八ヶ井路」と呼ばれた友呂岐庄用水路幅を木屋・太間・石津村内で拡張し、池田村横手堤から大利・神田村内の東側、寢屋川右岸の井路を使って南流させ、嶋頭村で友呂岐悪水路と合流させた後に上馬伏村で寢屋川に流れ込ませようというのである。さらに国松村の悪水も池田村横堤で合流させ、石津村南方で「八ヶ井路」＝上庄悪水路が下を、友呂岐悪水路が上を通るように交叉させ、寢屋川右岸を並んで南流させるというかなり大がかりな計画であった。

これに対して友呂岐庄六カ村は強く反対した。上庄の方が地形が高いため、上庄の悪水が南流せずに友呂岐庄内で滞ったとき、庄内に水が溜まり田畑は亡所になるとというのが反対の理由であった。しかし友呂岐庄の反対は聞き入れられず、出口村と木屋村の境である木屋村内に一尺五寸四方の悪水樋が設けられ、「八ヶ井路」に流れるよう普請された。また、これにともない橋や既存の用水樋の付け替えなども行われた。これが享保九年の御救御普請で、二十か用水が誕生したのもこのときである。

木屋村に設けられた悪水樋の場所はすぐに変更されているが、この御救御普請で友呂岐庄周辺の水利は大きく変容し、上庄と友呂岐庄はしばしば争うこととなった。上庄は悪水が吐けなければ困るし、友呂岐庄は

大量の悪水を流され滞留すると被害を受けるからである。そこで上庄は毎年、悪水を流す友呂岐庄内の水路を掘浚いする決まりであった。しかし友呂岐庄によると次第に掘浚いは疎かになり、水路に土砂が堆積するようになった。にもかかわらず、延享元年（一七四四）に上庄が悪水樋の拡張を幕府に願ひ出たため、友呂岐庄は強い反対の意を表明し、さらに洪水の際は友呂岐庄の指示で上庄から人足を差し出すようにしてほしと訴えている。

大量の悪水が友呂岐庄内の水路に流れないようにするため請堤が設けられ、洪水の際にはその付近に土俵を積み上げ友呂岐庄内への流れを止めることにもなっていた。享和二年（一八〇二）の淀川大洪水では友呂岐庄の求めに応じ、上庄の人足も動員の上、関留めが行われた。しかし水が吐けなければ上庄の村々は難渋する。そこで上庄の百姓たちが関留めを破壊したため、大量の悪水が一気に友呂岐庄に押し寄せるといふこともあった。洪水のときにはしばしばこうしたことが起こったようで、文化四年（一八〇七）には上庄の百姓数百人が竹槍・鳶口・熊手・鋤・鍬などを携えて関留めを破壊するという事件も起こっている。

異なる利害を持つ二つの庄が一つの水路で結ばれた以上、こうした争いは予想されたことでもあった。

古川 池田中・池田川・池田下・大利・点野・葛原・对馬江・高柳・神田・仁和寺・黒原の一一カ村からなるのが九ヶ庄である。この九ヶ庄の用水は淀川左岸の三つの樋から取水していた。太間村、

点野村、仁和寺村の三カ所である。

太間村の樋は池田中・川・下三カ村の持樋で、ここから取水された水は直進後、二つの水路に分かれる。一つは東側から池田川村・下村を通じて大利神社近くの沼地に、もう一つは西外側から池田中村のはずれを



写真 28 古川（池田本町）

通って大利神社の沼地に入る。この沼地で一つの流れとなり、さらに点野村と仁和寺村の樋から取水された用水と合流して古川に流れ込んでいく。そして諸口村の悪水樋から寝屋川に落とされていた。つまり九ヶ庄にとって古川は悪水を排水するための排水路だったのである。

九ヶ庄の一村である高柳村は点野村の用水樋から取水していた。この用水樋から取水していたのは点野・葛原・対馬江・黒原・高柳村の五ヶ村である。この用水は古川を通って寝屋川に排水された。そのため悪水樋が神田村、諸口村、今津村にあった。神田村悪水樋は神田村を除く一〇カ村、諸口村悪水樋は九ヶ庄一カ村と常称寺・諸福など八ヶ庄の村々、今津村悪水樋は一カ村で共同管理した。また諸口村に悪水の氾濫を防ぐための請堤が二カ所設けられており、これは九ヶ庄の共同管理であった。

九ヶ庄にとって古川は重要な排水路であり、つつがなく配水される必要があった。一方、古川筋の村々にとっては用水路であったため下流の村々は堰で流れを遮り、取水した。しかしこれは九ヶ庄のスムーズな排水を妨げることとなり、九ヶ庄と下流の村々はしばしば争うこととなった。

第五節 川を行き交う

朝鮮・琉球 江戸時代、朝鮮国王と琉球国王は徳川将軍に使者を派遣していた。

使節の船

朝鮮国王はすでに足利将軍・豊臣秀吉にも外交使節団を派遣していたが、江戸時代には慶長

十二年（一六〇七）から文化八年（一八一二）に計一二回、使節が来日している。最初は日本からの遣使通書に対する朝鮮から回答使であり、秀吉朝鮮侵略時の捕虜を連れ帰ることや修好、大坂平定祝賀、泰平祝賀などを目的としたが、明暦元年（一六五五）以降は将軍の代替わりごとに派遣されるようになった。使節は二回を除いて江戸に来て将軍と会見し、両国の文化交流に大きな役割を果たしたが、十九世紀には両国ともに消極的となり、文化八年には江戸ではなく、対馬での聘礼へいれいとなり、これが最後となった。

使節は正使・副使・従事官・書記・学者・医者など三〇〇〜五〇〇人にもおよび、対馬藩宗氏が朝鮮へ出迎えるの使者を出した。一行は釜山から対馬に渡り、壱岐・筑前、そして赤間関（下関）からは対馬藩や西国大名の船に守られながら瀬戸内海を航行し、大坂に到着した。大坂からは川御座船に乗り換え淀川を遡航して淀に上陸し、後は陸路で江戸に入った。復路はこの逆となる。この間、日本側は準備と接待のために多大な経費と労力をかけた。淀川沿いの村々にも多大な負担がのしかかった。

正使たちが淀川航行のため乗船する川御座船は西国諸大名から提供された。高殿付きの立派な船で、これにたくさんの船が従った。一行の船が淀川を航行するときは人足が岸から綱で曳舟をした。岸から綱で船を

引つ張るのである。これを綱引人足と呼び、村々に賦課された。延享五年（二七四八）將軍家重祝賀の使節が淀川を航行したとき、十番村から出口村間の往路には村高一〇〇石につき綱引人足八人八分が賦課された。他、綱引人足が歩く道を整備するための綱手道繕人足が五人、川浚人足が四〇人半、さらに復路には綱引人足二人半、綱手道繕人足が二人、川浚人足を村々が務めている。

琉球使節は將軍代替わりを祝賀する慶賀使と琉球国王が即位を感謝する謝恩使があつた。寛永十一年（一六三四）から嘉永三年（二八五〇）までの一八回来日し、寛永十一年以外は江戸まで上つている。

使節は多いときで一七〇人程度で、琉球を出発した後鹿児島に入り、長崎・赤間関を経て瀬戸内海を通り大坂に到着する。大坂からは淀川を航行し、江戸に向かった。朝鮮通信使と同じく、淀川を航行するときは綱引人足役などが村々に賦課された。文化三年（二八〇六）琉球使節が淀川を遡航するに際して、河内国の左岸沿いの村々が差し出した人足は表22の通りである。

西国大名が提供する川御座船三艘には雨戸船・雪隠船・賄船せつちん まかないが従い、その他にも屋形船をはじめたくさんさんの船が連なる大船団が淀川を航行したことが知られる。大坂町奉行所がこれらの船の綱引人足役として差し出しを命じた人足数は二五〇人であったが、実際に村が用意したのは一五〇人多い約四〇〇人である。幕府の大坂御船手与力が乗船する屋形船は五人とされたが、村は七人用意するというように、ほとんどの船の綱引人足が多く用意されている。淀川左岸地域は、中世以来、いくつかの村が集まって何ヶ所・何ヶ庄と呼ばれる地域結合体を形成していたが（第四節）、綱引人足はこの庄を単位に用意された。大庭庄二六カ村、九ヶ庄一カ村、友呂岐庄六カ村、上庄五カ村で、それぞれが一〇〇人を負担し、四〇〇人が調えられている。

第三章 水とくらし

表 22 文化3年琉球使節綱引人足

船の種類		町奉行所	村見積もり	
		綱引人足	綱引人足	差出村
御船手与力衆	屋形船	5	7	一番・四番
	使船	—		
御船手与力衆	屋形船	5	7	六番
	使船	—		
小笠原伊予守様船	御座船	50	70	平池 2・伊加賀 18・中振 40・北 10
	雪隠船	3		
	賄船	5		
亀井隠岐守様船	御座船	40	59	走谷 7・出口 30・葛原 5・高柳 11・ 対馬江 6
	雨戸船	5		
	賄船 雪隠船	8		
松平大膳太夫様船	御座船	45	72	木屋 24・石津 14・点野 9・郡 23・ 対馬江 2
	雨戸船	13		
	賄船 雪隠船			
二番	小屋形船	4	7	田井
三番	小屋形船	4	7	田井 6・枚方 1
四番	小屋形船	4	7	中
五番	過書三十石船	2	2	藤田
副使乗船	御座船	40	44	大利 10・河 10・下 8・三番 2・黒原 6 平池 8
	雨戸船	—		
	雪隠船	—		
	小屋形船	4		
御船手与力衆	屋形船	5	6	五番
	使船	—		
	薩摩手船	8	7	金田
	過書船 24 艘		104	下嶋 6・北口 5・八番 8・七番 8・二番 8・梶 8・ 東 8・神田 13・仁和寺 13・太間 16・南十番 7・ 伊加賀 4・
		250	399	

備考：文化3年（1806）10月23日 「琉球使節の際の綱引人足割」（5巻174～9頁）

しかしたとえは正使が乗船する御座船と併走する雪隠船・賄船とあわせて七〇人の綱引人足は、友呂岐庄平池村、上庄伊加賀・中振村、大庭庄北村と三つの庄の人足から構成されており、庄が曳航する単位になったわけではなかった。

豪華絢爛の船団は人びとの目を奪い、兩岸には見物人が集まったものと思われるが、兩岸周辺村々にとつては重い負担であった。

過書船と 琉球使節の船団に過書・伏見船が動員されている。この二つの船は近世の淀川を航行した代表的な川船である。

伏見船

過書船は淀川を上下した貨物・旅客用の船のことである。豊臣秀吉・徳川家康によって淀川での営業独占を認められ、その代わりに運上銀・公役を負担した。朝鮮・琉球使節の淀川航行の際に船を提供することも公役の一つであった。幕府過書奉行の支配下であり、近世初頭に過書船株は三〇石以上の一六二株と定められたが、その後、船数は増えて一〇〇〇艘を超え、小型船は二〇石、大型船であれば二〇〇石にも及んだ。旅人などを乗せ、伏見と大坂八軒屋間を航行したことでよく知られる三十石船も過書船の一つである。船頭は四人、乗客は二八人を定法とし、昼夜の二回上下する乗合船で、伏見から大坂に向かうときは棹さおを使い、大坂から伏見へは綱で船を引いた。この三十石船の乗客や航行する船に漕ぎ寄せて酒食などを売った船が枚方や摂津国柱本を拠点とした「くらわんか船」である。「酒くらわんか、あん餅くらわんか」などの呼び声からその名で呼ばれるようになり、『東海道中膝栗毛』などにも活写される淀川を行き来する有名な川船であった。

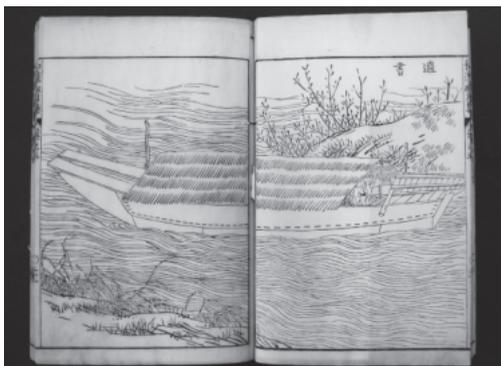


写真 29 過書船 (『和漢船用集』)
(大阪府立中之島図書館蔵)

元禄十一年(一六九八)、過書船に加えて伏見船と呼ばれる一五石の小型船が淀川・木津川・宇治川を航行することを許可された。幕府の直轄都市である伏見の経済発展が目的であり、幕府は二〇〇艘を許可したが、過書船と商圏が競合するため争いとなり、一旦は営業停止となるが、享保七年(一七二二)再興され、一五〇石船までの営業が認められた。

この過書船・伏見船の株は大坂・伏見・京の者が多く所持していたが、農村部にもこの権利を所持する者がいた。地域の村にも確認できる。たとえば享保十年(一七二五)太間村の五郎右衛門は三十石の過書船一艘を銀一貫九〇〇匁で購入している(五卷一三六頁)。太間村には船が停泊できる浜があり、大坂への年貢の積み出しも行われていた。で、五郎右衛門は過書船を所持することで諸荷物運送など淀川舟運への参画を目論んだのであろう。

株の所持者からこれを借用して営業する者もいた。嘉永三年(一八五〇)点野村の庄助は一年の株代銀三〇匁を太間村の五郎右衛門に支払い、点野村浜からの諸荷物運送に関わっている。どうやら庄助は自分の持船で諸荷物運送に携わっていたが、それは違法な営業であることから五郎右衛門と争いになり、その株を借用することで決着が付いたようである。公認されていない船による舟運も盛んで、過書船や伏見船の営業を脅かすこともしばしばであった。また、木

屋村には伏見船の株を所持する者がいた。木屋村の作松で、伏見船二〇〇艘のなかの一五八番株を所持している。その他、過書船に含まれる天道船と呼ばれる二〇〇石の船を所持する者が太間村・仁和寺村・点野村・木屋村にいた。

屎船

明治三年（一八七〇）、仁和寺村が所持する船を書き上げた史料が残されている（五卷一六八〜九頁）。これによると同村は三〇石の下屎船を二艘、二〇石の淀川通の渡し船を一艘、一五〜九五石の売荷船を四艘、内川を航行する三石の油船を一艘所持していたことがわかる。過書船・伏見船以外にもさまざまな船が淀川や中小河川を航行していたことが知られるが、このうち屎船について紹介しておこう。

農業にとって肥料は欠かせないものであり、周辺の草山から下草、都市から干鰯ほしかや醬油粕かす・焼酎粕などを手に入れた。さらに人間の排泄物も重要な肥料となった。天保五年（一八三四）、池田村の下村治郎兵衛が農業指南に招かれた際の史料が残されているが、ここでは小便の有効な利用が説かれている（五卷一九〇〜七頁）。このことから市域や周辺の村々で町屋から排泄物が肥料として積極的に用いられていたことが窺える。排泄物は村だけでは足りないため、摂河の百姓たちは都市に汲み取りに出掛けた。市域では伏見にも出掛けていたようであるが、多くは大坂だったようである。

大坂周辺農村から大坂に汲み取りに出掛けることが広くみられるようになったのは大坂の陣以降のことだといわれている。百姓たちは野菜などを船で大坂に運び、それと交換で町屋から排泄物を汲み取り、村に持ち帰った。需要が高まり商品価値があがると、そうした町人と百姓との直接取引に介在する専門業者が現れたりするなど、排泄物の取引方法は何度か変更される。また、排泄物は「下屎（大便）」と「小便」とに区

別されていたが、摂河の村々は下屎仲間と小便仲間を結成し、汲み取りの主導権を握った。

下屎仲間は三二一カ村から構成され、明和六年（二七六九）に大坂町奉行所から大坂町屋の下屎汲み取りの権利を優先的に与えられた。河内は北河内の淀川筋、摂津は高槻から南、神崎川・中津川・猪名川筋などの村々が加わっている。川沿いの村々が中心となったのは下屎の運搬に舟が利用されたからである。

仲間の村々が大坂市中で汲み取りができる場所は決まっていた。たとえばA町は平池村、B町は池田村としようである。しかし一つの町には複数の村が汲み取りに出掛けており、町屋単位にどこの村（百姓）が汲み取りするのかが細かく区別されていた（『門真市史』第四巻）。

平池村が下屎を汲み取る権利を有していた町屋は近江町・大沢町・曾根崎新地二丁目の計三〇七軒であり、請主は角兵衛である（五巻一八七―一九〇頁）。他村を参考にすると、角兵衛に雇われた者が町屋に向き、汲み取った下屎を村に持ち帰り、角兵衛の農地で利用したり、他の者に売り捌いていたものと思われる。

小便の汲み取りについても摂河の村々で仲間が結成されていたが、下屎仲間が加入する村々のすべてが直接大坂の町屋に汲み取りに行っていたのに対して、小便仲間は直接汲み取る村と、その村から小便を仕入れる村に別れていた。

淀川や寝屋川・古川などの中小河川はこれら下屎や小便を運送する下屎船・小便船が航行していた。これが屎船である。往路は商品作物や農業加工品を積み、復路は下屎・小便を積む。こうした船が大坂と周辺農村を結びつけていたのである。

第四章 幕末期の寝屋川

第一節 揺らぐ社会

一 変貌する村社会

大塩事件

天保八年（一八三七）二月二十一日、茨田郡平池村に一通の人相書が廻ってきた。人相書には「年の頃は四五、六歳。顔は細長く色白、目張りは強く、額は開き、月代は薄さかやきい方で、背格好・鼻・耳はふつう。いまは剃髪しているとの噂もある」と身体の特徴が事細かく記されている。そして人相書に似ている不審者を見つけた場合はすぐに領主役所に知らせることが命じられていた。

こうした人相書が廻ってくることは珍しいことではなかったが、当時、平池村を支配する高槻藩役所はいつもと違いかなり慌てていた。「申上刻出ス」と、この人相書の通達開始時間を明記したうえで、各村には受け取り時間を記し、次の村に廻すように命じた。廻達時間をチェックしているのである。

高槻藩をこうも慌てさせたこの人物とは、よく知られる大塩平八郎である。一六歳から大坂東町奉行所与力として活躍するが、三八歳の若さで引退し、その後は自宅に開いていた洗心洞で、町奉行所の与力・同心や摂津・河内の農民に教授する日々を送っていた。門人は多いときで四、五〇人、寄宿生一七、八人といわれ、厳格な教育がなされたようだ。農民の門弟は大坂から枚方宿にかけての淀川左岸に多い。摂津国東成郡

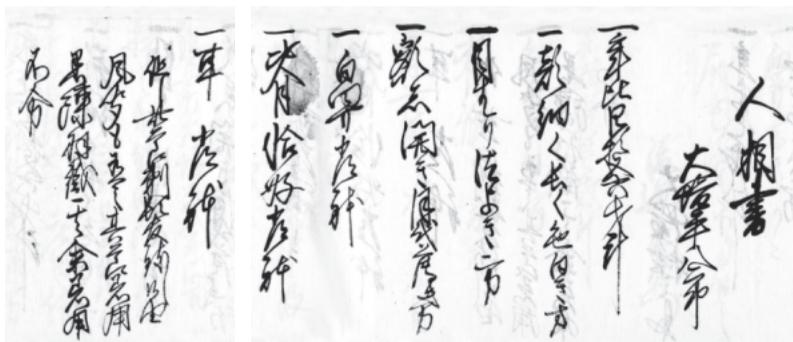


写真 30 大塩の人相書（平池家文書）

般若寺村橋本忠兵衛（大阪市旭区）、河内国茨田郡守口宿白井孝右衛門（守口市）、門真三番村茨田郡士・高橋九右衛門（門真市）、交野郡尊延寺村深尾才次郎（枚方市）などである（『門真市史』第四巻）。何れも地域の有力者であった。地域の村々も処罰を出している。

大塩が蜂起したのは、天保の飢饉で餓死者が出ているにもかかわらず有効な対策を打ち出さない町奉行や施行を行わない豪商への反発からだとされる。十九世紀初頭頃、日本各地では凶作が続き、天保三、四年頃から十年までは連続した。とくに天保七年はひどい凶作で、大坂周辺農村の被害も甚大であった。幕府の記録によると、七年の場合、畿内でも四分程度の作況というひどい有り様であった。

連続する凶作は冷害が主な原因であったが、河内国内では水害にも苦しめられていた。乱の四カ月前、讃良郡堀溝村は夏以来「稀成長雨」で水に浸かり、高い土地にある田でも生育は悪く、低いところでは皆無作のところさえもある。また木綿もひどい生育状況だ、と領主高槻藩役所に泣きついている。

こうしたとき村の富裕者は施行をして人びとの救済に乗り出したが、それは放っておけば一揆や打ちこわしが起こるかも知れないからである。

事実、治安が悪化し、不穏な空気が漂っていたことを記す当時の記録も残されている。

事態は大都市大坂でも同じであった。日本全国の農村で不作が続けば、当然大坂に入ってくる米は減少し、米価は高騰することになる。この頃の大坂にはたくさんその日暮らしの人びとが住み、その居住場所は都市周縁農村にまで広がっていた。米価の高騰は、こうした人びとの生活を直撃したのである。これをみた大塩は膨大な蔵書売って施行に乗り出した。それは施行札を配り、その札を持参すると金一朱と引き換えるというものであった。また農民の門人を通じて、農村にも札を配布した。

しかし大塩の目には市井を預かる町奉行所の動きはあまりにも鈍く映ったのであろう。二月十九日、大塩は蜂起したのである。大塩勢は一〇〇人程度、そのなかには百姓もおり、大砲や鉄砲で武装していた。大砲が火を噴き、銃声がとどろき、市中各所で火の手が上がった。乱は半日で鎮圧されるが、市中の五分の一が焼失するという大きな被害となった。それは大坂の陣以来の市中での武力衝突であったが、人びとを驚かせたのは鉄砲など火器の使用であった。蜂起を知った村ではこれを「鉄砲火箭等打候之大変」と受け止めている。

幕府は大塩を「逆賊」とし、関係者の逮捕に懸命となった。敗北を悟った大塩らは四散したからである。冒頭の人相書からはその搜索範囲が周辺農村部にも及んだことがわかる。村には洗心洞の門人たちもいたし、蜂起に参加した者もいるのだから当然であろう。村々には蜂起に参加した者、あるいは大塩の施行をうけた者がいないかの調査が命じられた。

こうした厳しい捜査に関係者は次々と捕縛され、また逃げられないと観念して自首した。しかし当の大塩

の足取りは一向につかめなかった。町奉行所は、自殺して、死後恥辱を受けることを嫌い池底に身を投げたか、山中巖窟などに遺骨を隠したかも知れないと考え、村々にはこうした場所の搜索を命じている。池や山中が多い河内では百姓たちが捜査に動員され、池底を浚うこともあったようである。

こうした幕府の威信をかけた懸命の捜査の結果、大塩平八郎とその子格之助は大坂市中の潜伏先を突き止められ、火を放ち自刃した。三月二十七日のことである。取り調べを受けた者は一一〇〇人にもおぼり、四〇人が死罪、一八人が遠島に処された。

幕府にとって大塩平八郎は「逆賊」であったが、当時の人びとの評価は分かれていたようである。被災した町人までもが大塩を讃えたという記録もあれば、正気を失った道理を外れた行為だという酷評もあるが、大砲・鉄砲を使用して市中に火を付けたことに、人びとは「大変」な出来事と驚いた。大塩事件にはいままささまざまな評価が下されているが、この事件が長く続いた平和な社会に、ほころびやひずみが生まれ、それが何かをきっかけに暴発する状況に立ち至ったことを私たちに教えてくれる大事件であったことは間違いない。

富を求めて

近世後期の村では経営に成功して富を貯える者と、苦しい生活を強いられる人びとの格差がじわりじわりと開きつつあった。大塩の施行札が村にも配られたのも、飢饉は村で苦しい生活を強いられる人びとを直撃したからである。

こうした格差はもちろん近世初頭からあった。しかし近世後期になると、上層の百姓には一層の富を獲得しようと、農業だけでなく工業や商業などさまざまな経営に乗り出す者が増え、経営に成功して一層富を貯



写真 31 余次兵衛家の門長屋（大正頃）

える者も少なくなかった。その一方で、それに取り残された者との格差は広がっていく傾向にあった。より多くの富を求めて長年の慣行を打ち破り新しい農業経営のスタイルを模索する者もおり、他の人びとと軋轢あつれきを生むこともあった。百姓が農民として農業に精を出し生活を送るという村社会のあり方は大きく変貌しつつあったのである。次ぎに紹介する茨田郡平池村での出来事は、その一例である。

文政二年（一八一九）二月、平池村の百姓三四人が領主役所に以後、大勢で寄合わないことを約束した。百姓たちによると、昨年十二月と今春の計二回、氏神境内に大勢が集まり何やら相談していたことが領主の耳に入り、吟味となったところ、村の有力百姓である余次兵衛方に押しかけ、飯米を借り受けようとしたことが露顕した。こうした行為は近世において厳禁されていた「徒党」に当たることから厳しい処罰を覚悟しなければならなかったが、村役人などの執り成しでとくに許された。百姓たちは「御法度之徒党似寄候事」を詫び、次に大勢で寄合ったときは厳しく処罰されても構わないと約束している。

この三四人は飯米を借り受けようと相談したに止とどまったが、酒に酔って余次兵衛方に押しかけ騒動を起こした者たちがいた。新兵衛など五人の百姓で、寄合後、酔いに任せて余次兵衛方の門長屋を破壊したのである。当然、五人への吟味は厳しく、村預けのうえ手鎖と処されたが、やはり今回は許されている。暴れたの

は五人だけであったが、氏神境内に集まった百姓たちは酒を飲み交わしながら気炎を上げていたのである。どうやら相当に不満がたまっていたらしいが、なぜ百姓たちは余次兵衛方に押しかけようとしたのであるか。百姓たちの言い分を聞いてみよう。

平池村の田畑のうち半分近くは余次兵衛など三人の所持地である。かつて余次兵衛は所持地の多くを小作に出し、小作人は長く同じ小作地を耕すことが許されていたため、悪田も上田にして自分たちの取り分を少しでも増やそうと耕作に励んできた。ところが近年、余次兵衛は経営方針を変え、小作地をとりあげ、自分で労働力を雇用して経営する「手作」に重点を移した。そのため五〇人の小作人たちはわずかな小作地だけでは生活できなくなつたので、余次兵衛の手作地の日雇いや草取りで働かざるを得なくなつた。それでは収入は少なく、やむを得ず一日一日を生きていくため飯米を借りると、利足を加算されてしまう。そもそも悪田を上田にしたのは小作人の努力の結果なのに、所持地から収益が上がるとわかるや小作料を引き上げ、挙げ句には小作地を手作地に変更して自ら経営に乗り出してくる。百姓たちはこれを「余り之致方」と非難するのである。そして今回のことは余次兵衛方から借銀をしたが返済もままならないので、利足の引き下げを交渉する間、食いつなぐために飯米を借り受けようという相談であった、と弁明する。

余次兵衛の言い分がわからない。ただ収益を上げようとすること自体は経営者としては当然で、小作経営よりも手作経営の方が適していると判断したのである。

こうした労働力を雇用して手作経営をすることを富農経営と呼び、畿内農村では広くみられた。この平池村での出来事は上層百姓が小作経営から富農経営へと転換させた背景が知られる点で貴重な事例であるが、

さらに興味深いのは余次兵衛の経営に関わる安兵衛の存在である。百姓たちによると一連の事態は「余次兵衛一存之斗二而茂無之、近年当村安兵衛与申者召抱、野方之支配」するようになってからだというのである。安兵衛がどういう経緯で余次兵衛家の経営を差配していたのかはわからない。またこうした経営が他の富農経営に共通するのかもわからないが、畿内農村で広くみられたとされる富農経営のあり方を考えるうえでたいへん興味深い事実である。

村の工業者 上層百姓には余次兵衛のように富農経営へと舵を切る者もいれば、酒造業や絞油業といった工業に乗り出す者もいた。讚良郡堀溝村を中心にその様相をみていこう。

近世社会の酒の消費量はおそらく相当なもので、近世後期には酒造業者がいる村は少なくなかった。堀溝村では寛政十年（一七九八）、半右衛門が酒造業の開業を領主に願い出ている（四卷六四九頁）。親の代には酒造業を営んでいたが、寛政四年死去後に廃業したとされるので、かなり前から酒造業に携わっていたことが知られる。そして一旦廃業したが、このたび交野郡星田村の兵蔵から酒造株一〇〇石と酒造道具一式を譲り受け、再び酒造を始めたいというのである。

米を原料とする酒造は米相場を左右するため酒造株を所持し、冥加金を上納する者以外の営業は禁止されていた。そのため酒造業をはじめするには株を取得しなければならず、株の権利は金銭で売買された。また酒造業には道具や酒造場を用意し、雇用人も必要であったため、一定の資本を有する者しか携わることとはできなかった。それでも収益があったのであろう。農業を営みながら、酒造業にも手を広げる上層百姓は少なくなかった。

第四章 幕末期の寝屋川

表 23 堀溝村菜種売買先（売り残り分） 単位：石

販売先	寛政 9	寛政 10
堀溝村人力油屋嘉兵衛	7.3	3.0
讃良郡砂村人力油屋源右衛門	13.4	13.7
讃良郡南野村水車油屋半兵衛	11.5	-
讃良郡菰屋村人力油屋又右衛門	7.0	1.2
茨田郡二番村人力油屋治左衛門	3.9	2.1
合 計	43.1	20.0

備考：「菜種売渡し先の届」(4巻632～3頁)・堀溝自治会文書「[書付控]」

天保八年（一八三七）に小田原藩大久保氏領の村々が領主堂島役所に届けた酒の販売先をみると、交野郡星田・私部村に各二人、同郡禁野・打上・春日村に各一人いる酒造人は他国売りはなく地売りだけ、つまり周辺村々の需要に応える酒造業である。また同郡茄子作村二人・渚村一人の酒造人も地売り中心であるが、一部は大坂へも売却しており、広い商圏をもつ酒造業者もいたことが知られる（四巻七四六～七頁）。村の酒造業については不明な点が多いが、酒造業は早くから村で展開した工業であった。

十八世紀以降の村に多くみられる工業は絞油業である。菜種・綿の実を原料に精製される油の需要は大きく、村々で生産された菜種や綿の実を買い集め、油にして販売する絞油屋がいた。

表 23 に寛政九・十年（一七九七・九八）における堀溝村の菜種売却先を示した。もっともこれはすでに売却した残り分であり、実際の売却先・売却高はもっと多いであろうが、それでも堀溝村だけでなく周辺村にもたくさん絞油業者がいたことが知られる。人力だけでなく南野村の油屋半兵衛のように水車で製油する者もみられたが、絞油業は製油場と雇用人を必要とする点で、酒造業と同じく一定の資本が必要であった。

絞油業も幕府の統制下にあり、営業には株が必要であった。文化十三年（一八一六）堀溝村の孫兵衛は親類である高安郡恩智村源蔵の絞油屋株を譲り受け、村で人力絞り油屋を開業することを領主に願い出た。隣家が火災の危険

性を理由に開業差し止めを求めるが、火の元に気をつけ、もし蒸し釜より出火した場合は油屋を廃業することを条件に開業を許されている（四卷六四九〜五〇頁）。

こうした酒造業や絞油業は資本力が必要であり、上層の百姓でなければ容易には営めなかったが、小作経営からはじき出された人びとにとっては新たな働き場となった。

商業に乗り出す上層百姓もいた。そうした人びとを紹介しよう。

村の商業者

綿や菜種を栽培するには金肥と呼ばれる肥料をたくさん必要とした。その代表が鯛から油を搾って乾燥させた干鯛である。干鯛は日本列島各地で生産されたが、とくに関東・東北の太平洋沿岸が一大産地であった。大坂周辺農村では、はやくから生産量を増やすためこの干鯛を投下し、綿・菜種作だけでなく米作にも用いたため、大坂にはたくさん干鯛が運ばれてきた。近世後期にはじしんぎ鯨粕も干鯛と呼ばれていることがある。

堀溝村にはこの干鯛を扱う商人がいた。米屋佐兵衛である。寛政九年（一七九七）、佐兵衛は同郡中野村の佐兵衛を大坂町奉行所に訴えた。要求は売却した干鯛代銀一三三匁余の即時支払いである。また交野郡打上村の久左衛門と喜兵衛にも、それぞれ干鯛代銀二六〇匁余と一三四匁余の支払いを求めている（四卷六三六頁）。米屋という屋号からすると佐兵衛は米商人でもあったかと思われるが、ここでは肥料を扱う干鯛商として手広く商していたことが知られる。

米屋佐兵衛はおそらく大坂町人から干鯛を購入し、これを販売していたものと思われる。仕入れた干鯛を周辺の小売商に販売する仲買であったのか、農民に販売する小売であったのか、あるいは仲買・小売商を兼



写真 32 米屋佐兵衛の訴状（堀溝自治会文書）

ね備えていたのか、その実態は知られないが、商品生産が盛んな大坂周辺農村には佐兵衛のような肥料を扱う商人がたくさんいた。

文政三年（一八二〇）堀溝村の源右衛門が、文政五年（一八二二）には休右衛門が、ともに大坂町人から油粕代銀の支払いを求めて訴えられている（四巻六三七頁）。また文政三年には七左衛門が、やはり大坂町人から灰代銀の支払いを求められている。油粕・灰はともに肥料になることから、村々には大坂からさまざまな肥料を運び込んで販売する商人がたくさん住んでいたことが知られる。

また文化十三年（一八一六）には茂吉が大坂相生東町の荒物屋長右衛門から醬油代銀と樽代の未払いを訴えられた。他にも寛政十一年（一七九九）嘉兵衛が油・たばこ、作右衛門が乾物類の支払いを大坂町人から訴えられており、堀溝村にはさまざまな物資を大坂から仕入れ、販売する仲買・小売商たちが暮らしていたことがわかる。

そして大坂や自村、周辺農村で製造された物資を手に入れた

堀溝村の商人たちが、これを周辺農村に販売していたことは、支払い代銀をめぐるトラブルが頻発していることから知られる。文政十三年（一八三〇）、堀溝村の喜平治が讚良郡太秦村の定治郎から酒代銀一貫一九八匁余を支払うよう訴えられた。喜平治は酒の小売業を営んでいたものと思われる。先の酒造業者が造った酒は喜平治のような小売りに売却され、それを百姓たちが買い求めたのであろう。

また栽培された綿を織物・布にして販売する商人もいた。寛政十一年、九兵衛が預け置いた木綿二五疋の返却を求めて茨田郡岸和田村の浅七を訴えている。浅七の申し出で、木綿を持参したが値段の折り合いが付かなかったので、預けて帰ったが返却されないという。九兵衛がこの木綿をどこから仕入れたのかはわからないが、木綿の売買に携わる商人であったことが知られる。

こうした仲買・小売業は上層百姓だけでなく中堅層、さらには農業だけでは生計が立てられないような下層民も参画していた。それは「百姓手透ニ塩物類商」、あるいは「百姓稼之間ニ是迄塩肴商内」というように農業と兼業する場合が多かったが、なかには農業を捨て、専業化する者もいた。農業だけが村で生きる手段ではなくなっていたのである。

さらによそ者がやって来て、村で商売することもあった。堀溝村では、木綿製品の染料となる藍玉あいたまを扱う多三郎がその一人であろう。同人は寛政十一年四月讚良郡木田村の宗七とともに、大坂町人から藍玉代銀の未払いを訴えられた。このときの多三郎は堀溝村勘左衛門の「同家」であった。翌年二月堀溝村の紺屋重兵衛が藍玉代銀の未納を訴えられたが、その原告は木田村惣七の「同家」太三郎である。「多」と「太」が違うが、藍玉を扱っていることから同一人物である可能性は高く、とすると彼は一年と経たない間に木田村に

引つ越し、藍玉売買に携わっていたことになる。

近世後期の村に「同家」と呼ばれる人たちが暮らしていたことは、しばしば村の史料から垣間見える。その実態はよくわかっていないが、おそらくは多三郎のように働き場を求めて村に移り住み、うまくいかなくなると別の村に引つ越すという人たちであったと思われる。村はこうした「同家」を多く受け入れる社会へと変貌しつつあった。

堀溝村には守口宿旅籠屋はたごの出店として、往来人や隣村である茨田郡巢本村六兵衛所持の剣先船に乗ってきた荷主・旅人を宿泊させる旅籠屋を営む者がいた。この地域の経済拠点として賑わう同村には多くの商工業者たちが住していたものと思われるが、商工業者たちが暮らし、さまざまな物資が取引されていたのは堀溝村に限ったことではない。程度の差はあれ、半農半商工、あるいは脱農化した人びとが暮らすというのが近世後期の村であった。労働形態も年季奉公だけでなく、一カ月に何日間か働く日割り奉公や日用が広がっていった。自作地を所持し農業をしながらその透き間に商業に携わる者、小作をしながら日割り奉公・日用として賃稼ぎをする者等々、人びとが生計を立てる手段は多様になったのである。

米商人

こうした変貌する近世後期の村を特徴付けるのは米商人たちである。

文化十三年五月、堀溝村の丈右衛門が河内屋北新田の与右衛門を訴えた。理由は米売却代銀七四匁余が支払われないからである。また十月には購入米三石の引き渡しを求めて茨田郡一番上村の利兵衛を訴えている。利兵衛方で購入後、人馬を雇い持ち帰ろうとしたが日暮れになったため同人方に預け置き、後日受け取りに出掛けたところ引き渡されないと訴えた。五月には預け置いた米の引き渡しを求めて讚良郡三箇

村の庄右衛門も訴えていることから、丈右衛門が米商人であったことは間違いない。

天明七年（一七八七）、交野郡打上村の徳兵衛たちが讃良郡葦屋村の米商人与左衛門を訴えた（四卷六九七～八頁）。与左衛門は毎年、打上村の在払米を買い受ける米商人であり、また村が取引する干鯛商でもあった。天明六年は凶作であったため飯米に難渋した村は米・麦を購入するが、そのなかに筑前米三〇石が含まれていた。これは十二月十三日の相場で一石八一匁と定め、買受代銀を渡し、二月晦日までに引き取る約束を交わした。ところが与左衛門は米を渡さないというのである。

この訴えからは与左衛門が米・麦を扱う米商人であったこと、また干鯛商人でもあったこと、同人と徳兵衛をはじめ打上村の百姓たちは長い取引関係にあったこと、徳兵衛たちは筑前米を指定し、その購入にあたって村で相談の上相場を見極め購入値段を指定していること、購入資金として前金を渡し、二月晦日までに揃える契約が交わされたことなどが知られる。徳兵衛たちは大坂入津米のなかでも筑前米の購入が適していると判断したのであろう。また依頼を受けた与左衛門は筑前米の相場変動を見極めながら購入し、八一匁よりも下値で購入できれば儲かるし、高値であれば損をすることになる。ただ米を右から左に移動するのではなく、百姓も、米商人も、相場を見極めながら損をしないような取引を交わす能力が求められたのである。

こうした米商人たちは特異な存在ではなく、十八世紀以降の大坂周辺農村では広くみられた。米商人たちは大坂や周辺農村から米を購入し、村で小売りした。ときに相場差益を得るために別の小売業者に転売することもあった。小売りは酒造業者の需要にも応えたが、主要な購入者は百姓たちであった。綿・菜種を生産する農民や、農業ではなく商業や賃労働などで生計を立て、飯米を必要とする下層民が購入者だったのであ

る（本城正徳『幕藩制社会の展開と米穀市場』大阪大学出版会 一九九四年）。

近世後期になると川筋にたくさんの水車が設けられるようになる（四卷七四一～四頁）。水車は油絞りや粉挽きなどにも用いられたが、米挽き用の水車も多かつたという。村に農業以外で生計を立てる人びとが増えたことで米の需要が伸び、商品としての米の価値は高まつていったのである。

村が工業・商業の場になり、また脱農化した人びとが暮らすようになると、飯米の需要は大きくなった。米商人たちは十八世紀以降には広く大坂周辺農村ではみられたが、近世後期の村社会の変貌とともにその活動の場は大きく広がっていったのである。

二 苦悩する領主

御用銀の賦 近世後期の領主財政が苦況に陥っていたことはよく知られている。市域の領主たちも例外で課と借銀 はなかつた。

文政四年（一八二二）領主である加納藩永井氏に銀子を融通するため、高柳村の庄屋紀左衛門など九人が所持する田畑が質入れされた。これは領主から借銀を迫られた所領村が、九人の土地を質入れして借銀し、それを領主に融通したのである。これは領主から九人に返済されるが、財政が破綻している領主が確実に返済してくれる保障などない。その場合、九人が返済するか、返済できなければ質入れしている土地は貸し主の手に渡ってしまうのである（四卷一九～二〇頁）。

さらに文政十年（一八二七）には若殿様乗出のための臨時入用銀が賦課された。これに対して摂河の所領村々

の村役人は、これまで領主の借財を引き受けてきたがいまだ返済されていない。しかし格別の入用銀なので借銀のうえ上納するが、減額してほしいと佐太陣屋に願い出ている（四卷二二頁）。

こうした事態は加納藩領に限ったことではない。財政が逼迫する領主たちはさまざまな理由を付けて御用銀を上納させようとした。

茨田郡黒原村は寛政十二年（一八〇〇）に大坂城代に就いた丹波国篠山藩青山忠裕ただやすの所領となつて以降、天保六年（一八三五）に老中を退くまで同氏の所領であつた。幕府の重職に就任した際に与えられる役知領であるが、高い生産力を達成し、富裕者も多い大坂周辺の役知領は御用銀を賦課するうえで好都合であつた。天保四年に御用銀を命じられるた与兵衛は、不作のうえ、小前百姓は拝借米や御救米を願ひ出、また自分も小作米の徴収もままならないところ、御用銀を命じられたのでは厳しく小作米を徴収しなければならぬ。それでは村方が不穩になってしまうが、御代官よりたびたび催促されるので、銀四貫目を二回に分割して上納したいと願ひ出ている（四卷二一～二頁）。多少の誇張はあつたにせよ、領主から御用銀上納を迫られる上層百姓も厳しい状況におかれていたことが窺える。

幕府の公用金を村が借り受け、領主に上納するというようなことも多くみられた。文化九年（一八一二）交野郡燈油村・郡津村は領主である小田原藩大久保氏のために幕府小堀代官所から金六〇〇両を借り受けている。拝借に際しては村の拝借金（二）の二倍に相当する土地を質に差し出し、五年で返済する契約が交わされている（四卷六八四～五頁）。

厳しい財政状態にある領主たちにとって、豊かな大坂周辺農村は魅力的であり、富裕者に御用銀を課した

り、村を通じて借銀することで凌ごうとしたのである。

年貢の免除

その一方で、十八世紀の後半頃から天候不順による不作にたびたび見舞われた村は、年貢の

と御救い

免除や拝借米を領主に願っている。

文政四年（一八二二）、小田原藩大久保氏領である燈油村は早魃を理由に堂島役所に御救いを願い出た。同村によると、もともと地形上、用水に苦しみ、井戸を掘ったり、溜まり水を桶で運ぶような村柄のところ、今年も夏以来降雨がなく、湧き水もない。そこで雨乞いを三回行ったところ小雨に恵まれたが、長い早魃で田畑の多くは大きな被害をうけた。さらに大風で稲・綿は倒れ、田は皆無・三分作、畑は一分・三分作のところもあり百姓は難渋している。そこで御救いを施してほしいというのである（四卷七三三―四頁）。

早魃とは反対に、長雨による被害にもしばしば見舞われている。文政十一年美濃国加納藩領の高柳村は、稲は虫が付いたうえ洪水の被害に遭い、木綿は雨天続きで成長せず、格別の凶作に見舞われたことを理由に検見を願い出ている。この頃、毎年の作況を調査して年貢率を決定する検見よりも、豊凶にかかわらず年貢率が一定している定免が多く、高柳村も定免であった。この定免は不作であっても年貢率は下げないことになつてしたが、村々は不作を理由にしばしば検見や年貢の免除を願い出、領主はこれを聞き届けている。

この検見願いも許可されたが、さらに村々は高柳村六〇石、大利村五〇石、木屋村五〇石、太間村三〇石、一番村一五石の拝借米を願い出た（四卷二二―二頁）。

早魃、長雨と天候不順が続いたが、天保六年（一八三五）七月、讃良郡高宮村は土用明けの作況を、当時幕府領を預かっていた高槻藩に報告した。報告によると、米作は春以来の天候不順で苗の生長も良くなく、

そのうえ植え付け後にいろいろな虫が発生し株ごと駄目になったところもある。また木綿も虫が付き、去六日の台風で稲作・綿作とも大きな被害をうけた。とくに稲は早稲と中稲が穂を出す時期だったので台風の被害は痛いというのである。その後も台風に見舞われ、収穫を始めたところ実入りが悪く、綿作も凶作であったため、村々は高槻藩に百姓が相續できるような取り計らいを求めた（四卷三五〇～一頁）。

百姓から年貢を徴収するが、不作で苦しんだときは御救いをすることは近世の領主の責務であった。領主は、不作時には百姓の求めに応じて米を貸し与える御救米・御拝借米をしなければならなかったのである。御用銀を賦課したり、村を通じて借銀をしても、領主にとって年貢徴収が財政の基本であり、年貢徴収が不安定であることは憂うべき事態であった。それは財政を左右すること以上に、領主は年貢を賦課し、百姓はそれを納めるという領主と百姓の関係の根幹を揺るがす事態だったからである。

儉約令

領主はその一因が天候不順にあることを認めてはいた。しかし、少しばかり旱魃や長雨が続き、ばすぐに年貢減免や御救いを求めてくる近年の百姓は、領主からすれば天候不順に弱すぎると写った。それは不作を歎く一方で、百姓たちが奢侈な生活を送っていると感じていたからである。百姓たちは商業活動に精を出し、得た富で贅沢な生活を送るために農業を疎かにしている。そう考えた領主たちは、まず農業経営に精を出し、得た富は浪費せず貯え、慎ましかな生活を送ることを奨励した。相次ぐ儉約令の発令である。

一例をあげよう。寛政元年（一七八九）、小田原藩大久保氏領の一六カ村に、「近年御台所向御差支」のため河内御領分の村々でも儉約に努力すれば「御収納方は勿論往々取続之弁利も宜敷」なるという儉約令が出

された（四卷七〇九～二二頁）。財政が苦しい。そのためには所領の村も儉約しなければならぬ。そうすれば年貢取納に良いばかりでなく、百姓が経営破綻することもないという論法である。

具体的な儉約については村役人が相談の上で定めることを命じているが、領主がとくに問題視したのは博奕の厳禁であった。近世後期の村社会では領主権力が厳禁する博奕が横行し、しばしば逮捕者を出しているが、その背景には人びとが容易に現金を手にすることができるようになったことがあった。商業活動や日割奉公で小金を得、それで博奕に興じ、ときに身を滅ぼす者もいた。領主にとって博奕は近世後期の村社会の変貌の負の側面を代表するものだったのである。

儉約令の制定を命じられた一六カ村は仏事・婚礼・出産など吉凶行事における儉約、また衣服や身の回りの品の奢侈を戒める二〇カ条をまとめるが、その精神は「農業専一二心掛」けることで、制定した儉約令にも「御田地大切ニ相守、農業第一ニ相勤可申事」という条項がみえる。まず農業に勤しみ、得た富で奢侈な生活を送るのではなく蓄財し、不作に備えようというのである。

いまひとつ例をあげておこう。天保十二年（一八四二）に幕府領で出された儉約令である。この儉約令は寛政年間に出されたものを再度触れたものであるが、「百姓之儀者籠服ヲ着し髪等も藁ヲ以つらね候事古來之風儀ニ候処、近來何にとなく奢ニ長し身分之程茂忘れ不相応之品着用等致候も有之」という現状認識ではじまり、その原因を「百姓ニ而余業商ひ等いたし候」こと、あるいは「野業ニ忘り余業走」っていることに求めている。

農業を放棄、あるいは疎かにして商業活動に精を出す。そして農業に携わっていたときよりも比較的容易

に現金収入が得られることから奢侈に走り、それがまたより一層農業を疎かにするという悪循環を引き起す。農業に精を出していない分、天候不順対策は疎かになり、ひとたび悪天候が続くとその影響をもろに受け、年貢の減免を求めざるをえなくなる。領主層は近世後期の村がこうした問題を抱えていると認識し、その対策として農業に精を出すことを奨励する儉約令をしばしば発令したのである。

商業活動 領主層は商業活動の取締りにも乗り出した。そのターゲットは「小商売」、つまり上層百姓の取締り
商業活動ではなく、中下層の余業としての商業であった。

文政二年（一八一九）十月、茨田郡高柳村の彦左衛門は小商売をしていたことを村役人に詫びた。領主より「小商売等決て村中ニ不致候様嚴敷被仰渡」されていたにもかかわらず「内分にて小商売」していたためである。また「他領奉公并他稼諸職人商売筋差留」め、「御田地家別ニ割合、壹人ニ付三反歩宛之積りを以農作」するという領主の命を守ることを約束している。領主がこのような命を下したのは、百姓が農業を離れ、商売に携わったり、他領に奉公や稼ぎに出掛けてしまうと、村の土地が荒れ、村が疲弊し、年貢の徴収に支障が出るためであった。

しかしこれまで述べてきたように、近世後期の村にはたくさんの非農業民が暮らしていた。文政二年、米価が下落したため、諸物価の引き下げを目論んだ幕府・領主の触に応じ、村で商売を営む者と物価を調べた高柳村から領主への届書によると、「小商人」の禁止と裏腹に、村には多くの非農業民がいたことがわかる（四卷一〇～一頁）。

酒の小売りが二人、醤油・酢・蠟燭などを扱う小売りが二人、綿打ち二人、大工三人、樽屋が二人であり、

その数は少なくない。彼らはこれまでの値段、引き下げ後の値段を店口に張り付けて商売しなければならなかったが、その商業活動を完全に否定することなどはやできなかった。米価が下落すればその他の小売り値段までも統制しなければならぬ程にたくさんの業者が村で活動をし、また人びともこれに依存して生活していたのである。彦左衛門が詫びなければならなかったのも「内分」に小商売に携わっていたからである。それはそうした者がいては村の物価統制ができなかったからである。

儉約令で農業に精を出すことを謳いながら商業活動を否定することは現実的ではなく、容認したうえで統制しなければならぬ。問題を認識しながらも「小商売」を完全に否定することなどはやできなかった。百姓が農業に精を出し、その収穫を領主が年貢として徴収する。この近世における領主と百姓の基本的関係を維持するために、領主は実に難しい対応を迫られるようになったのである。

三 秩序の動揺

身持ち不 村が工業・商業の場となることは、近世初頭以来保たれてきた村の秩序を揺るがすことにも
埒なる者 なった。

文政元年（一八一八）八月、堀溝村の惣百姓は「身持不埒」な百姓市兵衛親子に意見してほしいと領主に願ひ出た（四卷五九三―九頁）。惣百姓によると、市兵衛は以前から「身持不埒」であったが、最近は公事を「買請」け、幕府に訴訟をし、他人の出入りにも加わって「日用銀」を取っているという。多くの百姓が商工業に携わるようになると、いきおい金銀出入りやもめ事は多くなる。市兵衛はそれに便乗し、公事訴訟で金銭

を貪っているというのである。

また商人丈右衛門と結託して悪巧みをしていることにもふれる。丈右衛門はおそらく先の米商人のことであろう。惣百姓によると、丈右衛門は他所より引越してきた者で、これを市兵衛が娘と結婚させ、店を用意して商売させているが、市兵衛親子と丈右衛門は不法の商売をしているというのである。

さらに息子市作も親に増しての「不埒者」で女房を二人も持ち、困り果てた一方の女性の親が村役人に相談していることを市兵衛は知りながら息子に意見しようとしめない、と市兵衛親子の悪行を述べる。そして市兵衛はこうしたことを繰り返す「不心得之者」であるが、一人で申し立てるとどんな恨みを買うかもわからないので、このたびは惣百姓で願い出たというのである。

領主はこうしたことを大勢で願い出たことを叱り、吟味には至らなかったが、市兵衛が「不埒心底之段相改、村内ニおいて睦間敷住居」すること、市作に意見することを誓い、両者は和解する。しかし、こじれた関係はそうは簡単に解決しなかった。同年十二月、市兵衛は「村中付合等不仕候様申合」、つまり村八分にされたと領主に訴えたのである。訴えによると、丈右衛門の商売も妨害されたので、村役人になんとかしてほしいと依頼したが、村役人は致し方なしと解決に動いてくれないという。顛末はわからないが、どうやらこじれにこじれたらしい。

市兵衛親子のような「身持不埒」な者はもちろん昔からいたが、かつては村役人や親、あるいは村の者が注意すれば改められることが多かった。しかし近世後期になると、簡単には解決しなくなり、「身持不埒」な者も増える傾向にあった。

村社会では、「身持不埒」とされた者は村に詫び状を出すことで解決が図られることが多かった。文政五年茨田郡高柳村の喜右衛門は村寄合のとき村役人に過言を吐き、年貢納入方法で注意されたにもかかわらず村役人の目を盗み悪米を納入したことを詫びた(四卷九一―二頁)。同時に親類や組頭も詫び、喜右衛門が「作法通り身持正路ニ相勤、不埒ケ間敷義致申間敷」ことを誓い、解決が図られたのである。これが「身持不埒」な者を更生させる村のやり方であったが、近世後期になると、親類や組頭に迷惑をかけても何とも思わない「身持不埒」な者が増え、先の市兵衛親子一件のように領主の力を借りてもすぐには解決しないような事態が起ころうになったのである。

とくに若者に「身持不埒」な者が目立つようになった。酒に酔って他人の家で大暴れして道具などを損壊したり(四卷九〇頁)、氏神神事の折り土足で踏み込み雑言を吐いたり(四卷七二三―五頁)、不埒をしでかした若者がしばしば詫び状を認めさせられている。とくに後者の若者は親孝行して家内睦まじくすること、法度を守り家業にいそしむこと、「不法不義」な事はしないこと、他村に商売に出掛けた際には喧嘩口論は言うまでもなく悪口を言わないこと、以後大酒を飲まないことを制約させられているので、相当な困り者だったようである。また酒に酔って陣屋役人に悪口雑言を吐くような不調法をしでかす者までいた。兄が弟の不始末を詫びているので、若者かと思われるが、大事になるところ村役人の執り成しでとりあえず村追放だけは免れている(四卷九〇―一頁)。

この頃の村掟には若者たちが「徒党ケ間敷義いたす」ことや、数人が集まり酒を飲み交わすことに注意が払われている。既存の秩序には収まり切らなくなった若者たちの振る舞いは大人たちには危険に写り、村は

なかった。またこのとき証拠品である賽・紙札・木札・金銭なども押収され、村に預けられている。

兩人はその後、入牢となるが、吟味の結果、町奉行所は堀溝村久右衛門宅が博奕宿になっていたという疑いを持ち、同人の召還を命じた。これを知らされた久右衛門は随分驚いたようである。自分は農業の合間に旅に出て商売をしており、今回の件は和泉国に出掛けている最中のことで関与していないと容疑を全面的に否定した。久右衛門が関与していたのかはわからないが、町奉行所は百姓小右衛門の日雇い二人をはじめ大勢の者が博奕に興じ、直右衛門と市作が主導者だと睨んでいたようである。

翌九年、今度は源兵衛が博奕の嫌疑で捕縛され、牢屋にぶち込まれた。同人は無高百姓、つまり村に土地を所持しない百姓で、同村与兵衛の日雇治兵衛と博奕宿を開いたらしい。博奕で摘発される者の多くは無高、日雇い、成人したが独立した家を構えられない男たちで、小金は手にできるが、百姓としては自立できない彼らの不満のはけ口が博奕の横行となったのであろうか。

こうした博奕の横行は堀溝村に限ったことではない。天保二年（一八三二）高柳村では五人が村預けとなった。一人の自宅で銭一四、五文を賭ける博奕に興じたためである。五人は「御呵しかり」のうえ手鎖で村預けに処されたが、村の願いにより手鎖は解除され、自宅を博奕宿とした一人は銭二貫文、四人は一貫文の過料となっている（四卷九五―六頁）。

近世の領主権力は一貫して博奕を禁止した。しかし遊興としての博奕であれば領主権力も目くじらを立てることもなく黙認していたのであろう。近世後期になってしばしば博奕が摘発されているのはそれが黙認できざる事態、つまり遊興の域を超え、これにのめり込み生活破綻を起こす者、あるいはそれにつけ込み博奕

宿を開き一儲けするような者が現れたからであろう。そしてその背景には人びとが日々、小銭を手にするこ
とができるような社会への変貌があった。

家出

市作とともに敲に処された与五郎もまだ懲りてはいなかったようだ。敲に処された翌年、同人は
再び博奕の嫌疑をかけられた。しかし町奉行所の役人が村にやって来る直前に家出したのである。
村人が家出をすると、村は町奉行所に届け出、三〇日間探し、見つからないときは再び三〇日間の搜索とな
る。与五郎の場合は七回、つまり二一〇日も方々を探したが見つからず、村が過料錢三貫文を支払い、事を
治めた。ところが文政八年の初め頃からであろうか。与五郎は村に顔を出すようになり、五人組を通じて領
主役所に帰村許可を願い出てほしいと村役人に詫びを入れてきた。しかし後難を恐れた村役人は心を入れ替
えたか、しばらく様子を見ることにしていた。その矢先、またまた博奕の嫌疑をかけられたのである。おそ
らく先の市作・直右衛門の博奕に加わったのであろう。そして与五郎は再び家出をし、村から姿を消した。
与五郎の家出は捕縛を免れるためであったが、近世後期の村では家出は珍しいことではなかった。文政九
年無高百姓安治郎の兄与之助が「不斗家出」をした。つまり突然いなくなつたというのである。年は二二歳。
家は無高百姓で、生活は楽ではなかったと思われるが、その家も弟が相続しているので、与之助は身持ち不
埒な者だったのかも知れない。この場合もやはり三〇日間の搜索が領主から命じられるが、村は「失御帳面」
への記載を求めている。おそらく失踪人を記載する帳面で、ここに記載されれば村の宗門帳からは抹消され
る。こうした帳面が作成される程、近世後期の村では家出人が多かつたのである。

文政十一年、無高百姓作右衛門が家出をしたため搜索中、女房までもが家出をした。夫は四五歳、妻は五

二歳の中年であるが、村では生きていけなくなったのであろう。また同年には三郎兵衛の二五歳の弟が家出をした。富裕者が家出をするわけもなく、村に土地などの財産を持たず、また生活の見通しが立たなくなつた人びとが村を去つたものと思われる。そして村を去るには正式な手続きをして引越すよりも、「不斗家出」した方がなにかと都合だつたろう。それは、正式な手続きをして村から転居先に宗旨送り状を送付してもらわなくとも、人びとは移動でき、しばらくして家出後の消息や犯罪に関わっていないことが証明され、村に詫びを入れれば帰村がなつたからである。近世後期の村とは人びとが働き場を求めて移動できる社会だつたからである。先の「同家」も家出人などが一時的に寄留する方法だつたと思われる。

四 政治をする百姓たち

村方騒動

年貢徴収をはじめ村政は村役人を中心に進められたが、その取り扱いをめぐつて村役人と小前からみられるが、近世後期になると増加する傾向にあつた。それは、従来は村役人が独断で決定していた事柄に百姓たちが疑念を抱き、これを不正と追及するようになったからである。村方騒動は新しい村の秩序を構築するための運動であつた。

文化十三年（一八一六）の石津村における村方騒動はその一例であらう（四卷二七六―九頁）。

小前百姓たちが領主役所に差し出した願書によると、同村では庄蔵が長く庄屋を務めてきたが、文化四年の洪水の頃より「種々非道之取計」をするようになり、小前百姓は困窮し難儀しているので、「庄蔵役儀御

取放」に処してほしいという。領主役人を欺き年貢免除を得ながら、小前百姓からは従来通りの年貢を取り立てる。年貢先納について意見した年寄を罷免する。「自分地勝手能敷様」に、また他村から頼まれて新たに井路を開削する。道幅を広げたり、自分が便利なように道を付け替える。自分の家屋敷普請に百姓を動員する。村入用の勘定で取り込みをしている。小前百姓は庄屋のさまざまな非道を書き連ねるが、願書では非道とする事柄が「村方へ一応之相談も無之」、あるいは「庄屋権威ヲ以申付」たことが問題視されている。

もちろん小前百姓たちが指摘するように、年貢や村入用勘定で不正があったとすればゆゆしき問題で、それを糺す必要もあったが、小前百姓にとつてはそうした事柄が起こりうるのは庄屋が村政を専断しているからであり、村で相談の上で物事を取り決めていくという村政の実現が大きな目的であった。庄屋の専断から開かれた村政の構築を目指すために村方騒動が問われたのである。

庄屋を補佐する年寄の罷免が求められることもあった（四卷二七九―八〇頁）。嘉永七年（一八五四）郡北村では年寄善右衛門を「平生心得不宜」、「伯父ニても致打擲候程之強悪人」、「自儘のみ被申」と非難し、「村中一統不帰依ニ付ては同人殿向後支配不請申」と領主役所に願い出ている。「不帰依」とは不信任ゆえ罷免するということで、村方騒動ではよく用いられることばである。

村方騒動は村役人、小前百姓のいずれかが領主などにその非を訴えることではじまるが、周辺の村役人などが仲介に入り内済で解決することも多かった。ただ領主を味方に付ければ内済を取り交わすうえで有利に働くこともあったため、双方が領主の琴線に触れるような願書を認めた。

嘉永六年の穂谷村村方騒動は小前百姓が、入用勘定・拝借米割付の不正などを理由に、領主に庄屋・年寄

の不帰依を求めたことにはじまるが小前百姓たちの願書は実に巧みである（四卷一九四―六頁）。

御領主様も異国船への備えなどで御用繁多の折、村方騒動になってご面倒をおかけするような事態は控えるべきところであるが、庄屋の会計や拝借米での不正は御領主様への「不忠」でもあり、やむを得ずこのたび不帰依を願ひ出た次第である。「村方騒動失墜も不軽、可相成は差控へ鎮」るようにすべきと考え、一旦は「不正路不忠等之義無之様急度相心得」との約束を村役人から取り付け矛を取めたが、今年の年貢米の在払において私的に利益を上げようとしたことは「商人之振舞」であり、不帰依を願ひ出たのだ、と軽々しく騒動に及んだのではないことを訴える。そして村役人の不正を具体的に記したうえで、「今日限役人之支配受不申」ところであるが、「當時御收納時節ニ向ひ役人衆ハ格別、御上様へ上納筋等支配被致呉候御役人無御座候ニ付恐入、右訴訟之御下知被為成下候迄ハ無抛当村役人之差図を受」けるので、「早々御糾し之上、御下知之程偏ニ奉願」と締めくくっている。今すぐにも村役人を拒否したいところであるが、年貢上納の時節であり、村役人が不在では何かと迷惑をかけることになるので、御領主様の御下知があるまでは村役人の差図に従うが、早々に裁許を下してほしいという意味である。自分たちは領主のことを考えて行動していることがわかるような記述を願書のあちらこちらに認めることで、領主を味方につけ村役人を罷免に追い込もうとしているのである。

この小前百姓たちの作戦は功を奏したようである。領主の役人はこの村方騒動を仲介する他村の村役人宛の書翰で「村方静謐相成候様ニ役人共可取計処、且惣百姓共之申立之義は一々尤之儀」と小前百姓の言い分に利があるといい、「悪人之者と定り候ハ、役儀取放」つことを命じている。

この年の六月、ペリー率いるアメリカ東インド艦隊が浦賀に來航し、幕府に開国を迫っていた。先の書翰で領主役人は「亜墨利加一条にて御物入も莫太二嵩一み「御軍用等も夥敷御物入」となったうえに、「亜墨利加出帆致し候後急ニ可申遣も難計」く、江戸より指示があれば「百姓共之内実体成者を心組置、早便申遣候ハ、廿四五人は早速江戸表へ差越」すことができるよう備えておくように指示している。領主は軍役を果たすためには所領の役割を求めているのである。

こういう緊迫した事態で所領の村が村方騒動で動揺していることは領主にとって好ましいことではなかった。とにかく事を納めることを急がねばならなかった。百姓たちはそうした情勢を判断したうえで、先のような願書を認めたのかも知れない。だとすると、実に巧みな政治力といつてよい。

天保四年（一八三三）十一月上旬、高宮村の小前百姓たちが村の氏神境内に集まり、なにやら小作騒動

相談していた。ここでいう「小前百姓」とは小作人たちのことで、地主たちに小作米の引き下げを求めようという相談で、小作米引き下げに加えて借銀の返済猶予も地主に願うこととなった。そして、これを与次兵衛など七人が惣代となって百姓代に申し出、百姓代から地主に頼んでもらうこととなった。どうやら最初は七人で相談し、他にも呼びかけて相談を重ね、小前百姓の総意として行動するに至ったようである（四卷四四四―四五頁）。

この小前百姓たちの企ては領主の耳に入り、捜査の手が入った。大勢が集まり相談することは、嚴禁する徒党だったからである。小前百姓たちもそれを十分に承知していたがゆえに、大勢で地主方に押しかけて直交渉するのではなく、百姓代を介するという方法をとったのであろう。しかし小作米の引き下げは小作人



写真33 小作料引き下げ要求書(小寺正純家文書)

がそれぞれの地主と個別に交渉すべきことである。借銀も然りである。徒党を疑われても仕方がないことであった。

にもかかわらず小前百姓として結集して意見を集約し、集団で地主と交渉したのは、それが主張を通すためには有効だったからである。事実、高宮村など三カ村の地主と交渉することができ、一反につき三斗五升宛の引き下げを勝ち取っている。大勢で集まり相談したことを積明し、徒党と疑われたことを詫びなければならなかったが、それでも地主と対するには集団交渉が有効な手段だったのである。

近世後期になると小前百姓たちは結集し、地主と交渉するようになった。もちろんすべての小前百姓が小作人であったわけではないが、収入に占める比重の違いはあっても小前百姓の多くは小作に携わっていた。一人一人の力では地主に太刀打ちできなくとも、結集すれば地主も無下にはできなかつたのである。小前百姓たちは結集することで発言力を強め、徒党として処罰されないようぎりぎりの線でも交渉する術を知っていた。また小作騒動が村方騒動に発展することもあった。村役人は小前百姓の動向を無視して村政を進めると、手痛いしっぺ返しをくらうことになったのである。

こうした小前百姓に対して、村役人や地主たちも結集して事に当たるようになった。

慶応二年（一八六六）は不作に加えて長州戦争のために大量の米が兵糧米として買い付けられたことで、米価は異常なまでに高騰していた。そこで会津藩役知領となっていた高宮村など七カ村の村役人は地主たちが米銭などの施行することを計画した。小前百姓の多くは小作だけでなく、小商売や奉公人・人足として働き、それで得た現金で飯米を購入するという生活を送っていたため、米価の高騰は彼らを直撃することになるからである。集団で何か要求されたり、打ちこわしなどに発展する前に、いち早く地主として団結して行動を起こそうとしたのである（四巻四四六～八頁）。

しかし小前百姓たちは施行の拒否で意見をまとめていた。施行ではなく、小作地の収穫を飯米として貸し付けることを求めてきたのである。おそらく施行では不十分だと考えたのであろう。「不顧恩義、人気強情ニ申募候故、村役人とも大いニ迷惑」と憤りながらも、穏便に終息させることを第一に考えた村役人は地主を説得し、地主たちも小前百姓たちの要求を呑んだ。小前百姓たちの方が一枚上手であった。

取り敢えずは解決したものの村役人たちが頭を抱えたのは、小前百姓たちが年貢納入についても難題を言ってくるであろうことであつた。そこで村役人は先手を打った。領主から小前百姓に年貢納入期日を厳命してもらい、さらに領主役人が村に出張り、「取締」ることを願ひ出たのである。

年貢納入を問題にしたことで領主権力は動いた。役人が来村し、小前百姓たちに十一月末日までの小作料の皆済を厳命したのである。「取締」ることを目的とする領主役人たちを前にしては、小前百姓たちもその命を受け入れざるを得なかつた。

領主を動かした村役人の作戦は功を奏したかにみえた。村役人は期日までの完納をしばしば申し聞かせ、地主たちも小作料を引き下げるといふ配慮をみせ、年貢の完納に努めた。しかし領主役人が帰村するや、小前百姓たちは手のひらを返したのである。

高宮村の小前百姓は大勢で集まり、さらに他村の小前百姓とも内通し、村の宮地で決起し、小作料の大幅な引き下げを地主に要求したのである。事の結末はわからない。ただ村役人と小前百姓の首謀者が「徒党仲間敷儀」になったことを領主に詫びていることから、村方騒動や打ちこわしに発展しないように、村役人・地主と小前百姓が話し合い、解決が図られたものと思われる。

小前百姓は領主が徒党として処罰する事態には至らぬぎりぎりの線まで行動する。一方、村役人や地主も話し合いで解決の糸口を見出そうとする。村方騒動でも、小作騒動でも、双方が駆け引きをしながら懸命に妥協点を見出そうとするのが近世の村社会の問題解決の方法であった。いたずらに暴力に訴えるわけではなかった。

さまざまな 嘉永三年（一八五〇）九月、摂津・河内両国の村々は大坂町奉行所に「寺社勸化其外取締」
廻在者たち を願ひ出た（四卷三二四〜五頁）。

江戸時代、寺社の造営・修復のための募金活動である勸化が行われていた。幕府が公許する勸化には色々優遇される御免勸化と、それが無い相對勸化があったが、近世後期になるといずれの勸化も増加傾向になり、相次ぐ来村によって村との間でトラブルが絶えなくなった。

願書によると、勸化はその額の多少ではなく、信仰する者が寄進するはずのものである。ところが近年、

御免勸化人は来村すると、少しでも寄進しなければならぬと居丈高に百姓たちに迫るため、圧倒された百姓たちは信仰に関係なく寄進してしまう。また相對勸化には寺社奉行の免許状が必要であるが、なかには怪しげな勸化人が混じっている。

さらに公許されていない勸化人も横行しているという。官方・堂上方・寺社の名前をかざし、公許されていないことを理由に寄進を断れば悪口雑言の限りを尽くし、しかも農作業に忙しい時期を見計らってやって来ては「ねたり取同様之振舞」いを重ねる。そのうえ「案内人足を出せ、食事を振る舞え、宿泊させろ」と、その横暴な振る舞いに苦慮している。

加えて、配札、齋料・燈明料・大護摩の寄進などを強要する修験者などが来村し、そのなかには長剣を腰にかざして跋扈する者までいる。寄進を強要し、断ろうものなら罵られる有り様で、こうした者たちが毎日のようにやって来るのだというのである。

そのうえで村が町奉行所に求めたことは、御免勸化は領主役所に寄進を差し出す。つまり来村させず、勸化人が領主役所に集金に行くという方法をとりたいたいのである。そして公許されていない勸化には案内人足を差し出ししたり、食事・宿泊場所を提供する必要がある旨の触を町奉行所が通達する。同じように、修験者たちを取締る触も通達するということも求めた。

摂津・河内の村々は町奉行所や領主権力による取締を求めているが、それだけで解決するとは考えていなかった。「一同安堵之渡世」のため「郡々にて取締仕度」、つまり自分たちも取締に乗り出し、解決に努力しようとした。

そこで摂津・河内両国の村々が定めたのが「摂河取締書」である（四卷一六〇七頁）。全八カ条からなり、「勸化人」・「菓弘」・「配札守弘」・「修験者」・「武者修行浪人」・「廻在之盲人」に対する村の対応を具体的に取決められている。御免勸化は高一石につきおよそ三毛を目安に寄進し、勸化人が家々を廻って寄進を募ることは拒否する。相對勸化は村で錢一〇文とする。その他の勸化や菓弘・配札守弘は以後拒否するが、やむを得ない場合は村で錢三文以下程度の寄進に応じる。武者修行浪人者などの宿泊・食事の強要には応じない。盲人の手引き人は一人とすること等々である。そしてトラブルになった場合は町奉行所などに訴え、その費用は近隣の村々で共同負担するということまでも取り決めている。

「摂河取締書」からは勸化人以外にも来村し、「ねたり」や接待を強要する者たちがいたことが知られるが、こうした廻在者たちは近世後期の村の頭痛の種であった。とにかく仕事の邪魔になり、強圧的な態度に百姓たちは恐れをなしていた。しかし村ごとに対応していても埒が明かない。そこで村々は一致団結して事態に対応したが、その相談に集ったのが惣代たちである。各村の村役人の代表で、彼らが大坂町奉行所への訴えから、「摂河取締書」、さらには郡ごとの約定書の制定までを担った（四卷四三九〜四三三頁）。

大坂周辺の村々は綿・菜種・肥料などの流通を大坂の特権商人たちが支配しようとする動きに対して、自分たちの流通が制限されることを防ごうと一致団結して抵抗した。国訴と呼ばれる民衆運動で、文政六年（一八二五）には摂津・河内の一〇〇七カ村もの村が参加した。このとき村々から惣代を決め、惣代が大坂町奉行所に訴えるという方法を採用している。大勢が集まって相談してもなかなか意見はまとまらないし、徒党とも思われかねない。村社会が共通して直面する課題の交渉は村々の代表である惣代に任せ、村々はそれに

従う。近世後期の村はこうした政治的な力量も備えるようになったのである（藪田貫『国詠と百姓一揆の研究』

校倉書房 一九九二年）。

第二節 幕末政治と市域の村々

一 幕末期の京坂

幕末政治の 幕末政治の 嘉永七年（一八五四）九月、紀淡海峡にロシアの軍艦が姿を現した。艦名はディアナ号。全中心舞台 長六〇メートルにも及ぶ大船には、海軍中将プチャーチン他、約五〇〇人が乗り込んでいた。

慌てふためく幕府や諸領主を尻目に、ロシア軍艦は大阪内湾に舵を取り、天保山沖二キロ余に投錨した。

前年六月、ペリー率いるアメリカ軍艦が浦賀沖に来航して幕府に開国を迫り、この年の三月には日米和親条約が結ばれていた。近世初頭以来、幕府の外交基本方針であった鎖国政策はここに瓦解したのである。一旦、国を開く選択を取れば、他の列強からも条約締結を迫られることは明白である。事と次第によっては列強と一戦交えなければならぬ覚悟も必要となる。ペリー来航後、幕府は海防のための台場建設を命じるなどたいへんな緊張に包まれることになった。

アメリカの軍艦現るの報は瓦版などでたちまちに日本全国を駆けめぐった。江戸をはじめ諸国の民衆がどれほどの事態を深刻に受け止めていたかはわからないが、大坂では幕府役人も諸領主もいまひとつ緊迫感が欠けるところがあった。長崎であればいざ知らず、異国船が大阪湾に侵入することなど予想できなくても

致し方あるまい。ところがその油断を付き、ロシア船は大阪湾に侵入したのである。なぜ、プチャーチンは大阪湾に目を付けたのか。プチャーチンの側近が残した記録には、天皇の住む京都に近い聖域に投錨すれば、開国の交渉が有利に進むと考えたからだと記されている。ペリーに先を越されたプチャーチンは京坂の地に揺さぶりをかければ事態が動くと睨んだのである。

この後、安政五年（一八五八）にアメリカと日米修好通商条約が結ばれたのを皮切りに、オランダ・ロシア・イギリス・フランスとの間でも同様の条約が締結される。幕末政治が開国か、攘夷かで揺れ動き、ときに安政の大獄、桜田門外の変、坂下門外の変と血で血を洗う抗争が繰り広げられたことはよく知られている。市域の幕末を語る上で意識しなければならないことは、その中心舞台が京坂であったということである。

文久三年（一八六三）三月将軍家茂が上洛した。三代将軍家光以来、実に二三〇年ぶりの将軍上洛である。そして四月二十一日には大坂近辺の防備を視察するため大坂城に入った。大坂城に将軍が入城するのめやはり家光以来のことである。家茂は六月に一旦江戸へ帰るが、十二月二十七日、再び江戸を経て海路大坂に向かい、一月八日には大坂城に入った。その後入京し、五月には大坂から海路江戸に戻る。

将軍家茂が三度目、江戸から京に向かうのは慶応元年（一八六五）五月十六日のことである。これは第二次長州戦争のための「御進発」であった。戦争のために将軍が江戸を経ったこの日は、幕府にとって節目の日となる。将軍が江戸にいた最後の日だからである。家茂はその後慶応二年（一八六六）七月に大坂城で死去するまで京坂にとどまり、最後の将軍となる慶喜も慶応三年（一八六七）十月の大政奉還まで京坂で将軍の座にあり、大坂城と二条城を行き来した。この間、第二次長州戦争の指揮・処理、兵庫開港を迫り大阪湾

に投锚したアメリカ・イギリス・フランス・オランダ四国艦隊への対応、大政奉還の決断という幕末史を代表する出来事は、実は将軍が京都・大坂にいるときに起こり、また判断が下されたものである。プチャーチンが聖域として目を付けた京都と、将軍の城がある大坂は幕末政治の中心舞台だったのである。

のしかか

文久三年二月、讃良郡秦村に將軍家茂が陸路、上洛する旨の大坂町奉行の触が届けられた。

る助郷

海路、上洛する予定であったが変更し、同月十三日に東海道を使って上洛するとのことである。

大坂町奉行の支配国である河内国の村々に、町奉行から触が通達されることはごくふつうのことであったし、京・大坂を結ぶ淀川沿いの京街道に面していない讃良郡の村々にとっては、さほど重大なことではなかったであろう。この触が秦村に届けられたのは家茂が京都入りした一〇日も後、三月十四日のことであった。

一方で、幕末期、京坂が政治の中心舞台となったことで公用交通が著しく増え、喘ぐ村々があった。宿場と助郷を課される村々である。

近世初頭以来、幕府は政治経済の要地である京と大坂を結ぶ京街道を重視し、第一級の街道として扱ってきた。そのため京と大坂間にある淀・枚方・守口の三宿は公定の人馬を常備し、公用交通に提供しなければならぬ宿駅に定められていた。さらにそれを補完する助郷村も設けられていた。宿駅と助郷村はこの負担をめぐってしばしば争うが、公用交通量が少なければそれもなんとか治まる。しかし幕末期の公用交通の激増は、宿駅や助郷村を大いに疲弊させることになった。

文久元年九月、枚方宿の助郷村二八カ村は同宿に近い村々への加助郷を幕府に願ひ出た。枚方宿の助郷村は元禄七年（一六九四）以来茨田郡九カ村、交野郡一八カ村、讃良郡一カ村の合計二八カ村で、勤高は一万



写真 34 枚方宿 (『淀川両岸一覽』)

四九二三石であった(『枚方市史』第三卷 一九七七年)。市域では茨田郡の木屋・太間・郡・三井の四カ村が含まれる(枚方宿助郷村の村名と位置は『枚方市史』第三卷 一九七七年、第七七回参照)。

この二八カ村によると、古くは御三家のひとつ紀伊家は大和を通行していたし、西国・中国の大名たちも西宮より西国街道で淀入りしていたため、一年の人足は六〇〇人程度で済んでいた。ところがその後、紀伊家は京街道を用いるようになり、また長崎関係の公用交通も増え、最近では年八、九〇〇〇人も必要となった。そこで近隣の村々から人足を雇うことで凌いできたが、その費用負担でどうにもならないところまで追い込まれている。助郷人足は無償ではなく、規定の賃金が支払われるが、近年の物価高騰では弁当料にもな

らない、と助郷に喘ぐ実情を切々と訴え、加助郷、つまり助郷を負担する村の拡大を求めたのである。

どうやら二八カ村は江戸に訴えに出向くつもりだったようである。文久二年三月に小田原藩領の助郷村がその許可を領主役所に願い出た文書によると、二八カ村には水難の村が多く、大通行のときは近隣から人足を雇って助郷を勤めてきたが、近年、公用交通が増えて難渋している。また人足を雇ってきた村々も近年、多くは大津宿・淀宿の助郷村に設定され、加えて草津宿・守山宿が村々に助郷を課せようと目論んでおり、これでは人足を調達することができない、と江戸出訴に及ぶ理由を説明している。

こうした厳しい状況に追い込まれている宿駅と助郷村にとって、将軍家茂の上洛は一層問題を深刻にすることは火を見るより明らかであった。江戸出訴もそれを危惧してのものであったと思われる。ところが上洛は海路で大坂入りし、そこから淀川を船でのぼって京に向かうことがわかった。二八カ村は「厚御思召ヲ以、宿駅疲弊(弊)之儀御厭、御仁恵」とこの決定に深謝するとともに、守口・淀宿と枚方宿の違いにふれる。守口・淀宿はこれまでも加助郷などが命じられてきたが、枚方宿は元禄以来、ずっと二八カ村で助郷を勤めてきたというのである。加助郷などなしでも、なんとか凌げたものが、幕末期になると、公用交通の激増と、各宿駅による新たな助郷村設置願で立ち行かなくなったのであろう。

ところが事態は急変する。大坂市中では二月十三日になって「御都合も有之」と突然、海路大坂入りの変更が町触で発表されたのである。わずか五日前には本月二十六日に出航する旨の発表があったにもかかわらずである。二八カ村はさぞや驚いたに違いない。

将軍が京坂にやって来ることになり、京と大坂を行き来する公用交通は激増した。将軍が陸路京に入り、そこから淀川を船で下り大坂城入りする予定を知った二八カ村は、夥しい供の人びとと荷物が通行することを理由に摂津・河内七八カ村を加助郷村とすることを幕府に願ひ出た。これは許可されている。

将軍上洛を他人事のように構えていた村々にも助郷が課されることとなった。秦村もそのひとつである。新たに加助郷村とされ、たとえば枚方宿の加助郷村とされた二五カ村では村高の一部が加助郷高となったが、秦村の場合、三〇四石の村高のうち五二石、つまり約六分の一が助郷高になった。各村の助郷高は表24の通りである。

第四章 幕末期の寝屋川

表 24 文久3年枚方宿の加助郷
単位：石

郡名等	村名等	加助郷高
茨田	平池	53.0
	大利	86.0
	高柳	109.0
	神田	126.0
	対馬江	84.0
	黒原	67.0
讃良	木田	187.0
	秦	52.0
	太秦	57.0
	高宮	123.7
	小路	59.3
	中野	190.0
	蒨屋	62.0
南野	250.0	
交野	燈油	62.0
	打上	63.0
	寝屋	70.0
	尊延寺	37.0
山城国	3カ村	277.0
摂津国	4カ村	866.0
高合計		2880.0

備考：高合計は、実数は2881石。文久三年「歳中控」(赤川家文書)により作成。

加助郷村になると、人足を用意しなければならない。村で募っても農業などに忙しくて集まらないことも多く、その場合は他から雇った。しかも急には集められないのであらかじめ用意しておいたようである。一例をあげると、二五カ村では八月十八日より二十二日までの將軍と警備兵の通行に備えて相当数の人足を確保し、前金として四〇両渡し、後に六〇両支払っている。一両＝銀八〇匁で換算され、その総額を二八八〇石で高割し、一〇石につき銀二七匁七分八厘が加助郷村の負担となっている。秦村は一四四匁余の負担であり、その額は小さくない。公用交通の激増は、もちろん村によって負担には相当な開きがあったが、市域の多くの村にも重くのしかかっていたのである。

これら助郷人足を負担したのは村の下層民たちであった。人足を勤めれば賃銀が得られることから、それを目当てに勤める者も少なくなかった。助郷はこうした人びとの存在によって成り立つ仕組みでもあった。ところが幕末期になると人足の需要は膨らんでいった。いきおい賃銀は高騰し、規定の賃銀に割り増しがな

ければ勤める者がおらず、村々は人足の確保に苦しめられることになった。

慶応二年の 慶応二年(一
打ちこわし 八六六)五月

はじめ、摂津国西宮で米屋が打ちこわされた。続いて大坂

に近接する港として賑わう兵庫でも打ちこわしが起こり、灘目と呼ばれる西摂津の海岸線、さらには北摂の在郷町池田にも飛び火した。

開港後、諸物価は跳ね上がっていたが、この年の五月には米価が異常な程に高騰し始めた。これは第二次長州戦争に備え兵糧米の需要が高まったからだと思われる。高騰は飯米を買い求めるその日暮らしの人びとの生活を直撃することになり、西宮・兵庫・池田など、その日暮らしの人々が多く集まる場所で不満が爆発したのであろう。

打ちこわしが大坂市中に波及することに危機感を感じた大坂町奉行所はこれまでも米価引き下げに努力してきたにもかかわらず、兵庫・西宮周辺で人家を打ちこわした者どもを「不法」者と断じ、そうした者どもはすでに捕縛したし、大坂市中でも打ちこわしに参加した者は捕縛すると触れた。さらに打ちこわし前から町奉行所は米価引き下げに努めることを米商人などに命じており、米価動向に気を揉んでいた。しかし、そうした触を出してただけで米価が下落するようなことはなく、ついに市中の周りの村々で打ちこわしが起こり、ついにお膝元である市中でも打ちこわしが起こった。さらに打ちこわしは大坂南部にも波及することになる。緊迫する政治情勢の影響は人びとの生活にも広く及んでいたのである。そしてその影響をもうけたのが、その日暮らしの人びとであった。

打ちこわしの報は大坂周辺農村を駆けめぐり、領主はこれが所領に波及することを警戒した。加納藩佐太陣屋御用留五月十五日条には「米価格外高直ニ付西之宮・兵庫・池田・伊丹・木津・難波・大坂、人氣之法之企いたし候趣相聞ニ付茨木村役人共昨夜呼寄、悪風不移様村方取締候様申達之、依之摂州御領分村々代

「官方々触状」を出した、と記されている。とくに摂津での連鎖が危惧されているのは、伊丹・池田の打ちこわしが北上することが警戒されたためであろう。その一方、この段階では河内への波及は警戒されておらず、危機感は薄いことが窺える。

しかしその後、打ちこわしは国分をはじめ河内にも飛び火する。市域および周辺では打ちこわしは起こらなかったが、米価高騰の影響があった。慶応二年六月、加納藩領の太間・木屋・大利・高柳・下馬伏の五か村では米価の稀なる高騰で「今日を渡り兼候者」への御救いが実施された。太間村一〇人、木屋村一八人、大利村一二人、高柳村三七人、下馬伏村一九人に、一人に付き麦一石が支給されている。市域周辺で打ちこわしが発生したことは確認できないが、それはいち早く御救や施行によって鎮静化が図られたからであろう。

京坂が政治の中心舞台となることで新しい需要が生み出され、その日暮らしの人びとの働き場が増え、賃銀は高騰する傾向にあった。その一方で、物価の高騰、とりわけ米価の高騰はそうした人びとの生活を直撃することにもなったのである。

鳥羽・伏見の戦い 慶応二年十二月、慶喜が將軍の座に就いた。この年の六月に第二次長州戦争の火蓋が切られるが、戦局は幕府軍の劣勢で、七月に家茂が死去したこともあって、八月には戦闘は中止となっていた。御三家水戸藩主徳川斉昭の七男で早くから「英明」と評された慶喜が、御三卿一橋家を相続し、そして家茂死去により、八月には徳川宗家を相続し、ついに十二月、將軍となったのである。

しかし「英明」と評された慶喜をもってしても幕末政治の主導権を握ることはできず、慶喜はついに慶応三年十月、大政奉還という手に打って出た。幕末期、幕府の大政は朝廷から委任されたものであり、返上す

べきだという意見が浮上し、土佐藩は公武合体を目指し、大政奉還と公儀政体（議會制）によって幕府・雄藩連合を実現しようと目論んでいた。大政奉還はこれに則ったもので、政権を返上することで、薩摩・長州藩による武力討幕の機先を制しようという意図があった。

しかし岩倉具視らと結び「討幕の密勅」を受けていた薩摩・長州藩ら討幕派の動向で政情は混迷する。「討幕の密勅」は中御門・中山・正親町三条の三人の公家によって作成され、岩倉から薩摩・長州藩に密かに渡されたものであるが、これは岩倉らが勝手につくった「偽勅」だと考えられている。しかしこれが大政奉還後の政治を左右することになり、討幕派は天皇を中心とする新政府樹立を目指し、十二月九日、幕府と朝廷の摂政・関白を廃止し、新たに総裁・議定・参与の三職の創設、神武創業への復古、開化政策の採用などを宣言した。王政復古の号令である。またこの一連の事態で、摂関政治の蚊帳の外にあった下級公家で、幕末の政争にも敗れて隠棲を強いられていた岩倉が政治の表舞台に躍り出るようになった。

討幕派は十二月九日夜に行われた三職の小御所会議で、慶喜に内大臣の辞退と領地の一部返上を求めることを決定し、慶喜を追いつめていった。そして、慶喜と戦争で対決し、幕府勢力を解体することが目的となったのである。

追いつめられた慶喜は二条城から大坂城に入り、慶応四年一月、会津藩・桑名藩を中心とする旧幕府軍は大坂から京都に軍を進めた。山城淀城に本陣を構え、対する薩摩藩は東寺に、長州藩は東福寺に本陣を構え対峙した。一月三日、ついに伏見で戦闘が始まる。旧幕府軍一万五〇〇〇人、薩摩藩など四五〇〇〇人と兵力では旧幕府軍が勝ったが、近代的軍隊への移行が早かった薩摩藩側が戦局を支配し、旧幕府軍はじりじりと

後退した。六日には旧幕府軍は総崩れとなり、勝敗は決した。この間、京街道は軍隊が行き来し、枚方市域では流れ弾が飛び込み、全員が避難するという村もあった、という。

旧幕府軍の敗北を知った慶喜は大坂から船で江戸に逃れ、以後、戦いの波は東上する。一方、鳥羽・伏見の戦いが終わった大坂周辺では新政府による支配が行われるようになり、三月から五月頃には落ち着きを取り戻したようである。豊富に残る村の史料も慶応四年一月から三月頃までの動向を語るものは乏しい。おそらく混乱の渦中にあつたものと思われる。しかし混乱はわずかな期間で終わり、瞬く間に秩序は回復した。これは大坂周辺に生きる人びとが混乱や戦争の継続を望まなかつたためでもある。

二 諸領主の動向

幕府領の動向

文久二年十二月、讃良郡深野新田・深野北新田・萱島流作新田・龍間村・河内屋北新田・秦村に、来年二月に將軍家茂が上洛した際に「下役」と「働人足」を差し出すようにとの廻状が通達された。いずれも幕府京都小堀代官所領である。

働き場所は二条城である。廻状によると、「下役」は城内の賄所で召し使われることになるらしく、村役人・長百姓からよく働きそうな者を選ぶので調書を差し出せとある。調書で審査し、合格した者を働かせるというのである。しかも「野羽織立付着用、帯刀之積可相心得」と、仰々しい。誰でも良いというわけではなさそうである。おそらく役人の供や、書類整理の手伝いなど、ある程度は物事に通じていなければできないような仕事を任されるのであろう。一方、「働人足」は村々より高割で差し出せばよいとある。こちらは荷物

の運送や薪割りなどの力仕事に使われるのであろう。

もちろんただ働きではない。同年十二月には賃銀として三貫九五〇目が渡されている。金にすると四八兩である。これが若江郡二カ村、河内郡一ニカ村、讃良郡五カ村の一九カ村で分配されているので、他にも下役と働人足を差し出した幕府領村があつたことがわかる。しかしすべての幕府領にこれが賦課されたわけでもなさそうである。当時小堀代官所領は讃良郡には一九カ村あつたが、これを賦課されたのは先の六カ村だけである。おそらく他村には別の諸役が賦課されたのであろう。

突然、増員を命じられることもあつた。慶応元年（一八六五）閏五月、將軍慶喜の入京を控え、幕府小堀代官所は支配村に下役五人、働人足五〇人の増員を命じた。しかも一兩日中に差し出せという命令である。また遠方の村がこの命令をうけ準備するのは手間取るので、近隣の村から差し出せというかなり無理な要求であつた。結局、河内の支配村からは下役一人、働人足二一〇人も差し出している。閏五月という農繁期で、しかも人足需要の増大で、なり手が不足している時期のことであり、村々はさぞや困惑したことであろう。

將軍上洛や長州戦争という事態は、大坂周辺幕府領にそれをささえる役割を担わせることになつた。平時においても幕府領には大坂城やその建物群を維持するための諸役が賦課されていたが、將軍が在城し、戦時が近づくとその役割は一層増すことになつた。これこそが近世初頭以来、大坂周辺に幕府領が多く配置されていた理由で、幕末期とはそれが実際に機能した時代であつた。

文久三年末、幕府領秦村の水車稼人市郎兵衛に「大坂御城米非常之節搦立御用」が命じられた。これを請

けて同人は玄米を白米に搗く費用、大坂への運送賃の概算を届け出た。搗賃は二〇〇文であること、玄米一石を白米にすると八斗五升程度になること、しかしこれもその人の技量によって異なること、流水の加減によっても搗ける量に違いがあることなどかなり具体的な事柄を届けている。將軍が大坂城に滞在すると相当な白米が必要となると予想した幕府が、大坂周辺幕府領で水車稼人に大規模な動員をかけていたことが知られる。

また馬のための藁の確保もはかられている。幕府の買い上げに備えて、村高一〇〇石につき一〇把括を二〇束確保しておくことが命じられている。

將軍の上洛によって人足、米、藁とさまざまな需要が膨らみ、諸物価が高騰する要因が生まれていたことがわかる。これに長州戦争が差し迫ってくると拍車がかかり、それが沸点に達したとき慶応二年の打ちこわしが起こったのである。

慶応二年四月、茨田郡仁和寺村の庄屋は長州戦争のための費用として一四両一分を上金した。上金とは半ば強制をとまなう献金の一種であり、献金すれば賞与されることもあった。さらにながしかの特権を付与されることもあった。次に紹介する出来事はそんな幕末の世相を映し出している。

幕末期になると硝石の需要が高まったため、若江郡八尾座村の源太夫という人物は朝廷に硝石を献上した。そのことで彼は朝廷から苗字帯刀を許されるという栄誉に預かったのである。源太夫の真意はわからない。しかしそれを知った人びとは急に朝廷への献上に熱心になる。これに対して幕府小堀代官所では、「身格等可蒙御免為メ種々内目論見二いたし候もの」がいるが、以ての外の振る舞いであるときつく戒めている。

会津藩役知領

慶応元年七月二十四日、小堀代官所が支配する河内国三郡一五カ村の庄屋の代表が代官所に出頭を命じられた。文久二年に京都守護職に任命されて以降、京都で一橋慶喜・桑名藩主松平定敬とともに京都の治安維持などに尽力し、幕末政治史に名を残す会津藩主松平容保の役知領になることを命じられるためであった。会津藩はすでに河内国内で役知領を得ており、市域では高宮・堀溝村が役知領となっていたが、今回新たに秦村が加わった。所領替えに当たって役知領となる秦村など五カ村に備え置かれていた囲棚が、他の幕府領村々に管理替えとなっている。近世後期の幕府領では飢饉などに備えて棚が貯えられていたが、幕府領でなくなるため五カ村からは撤収されたのである。

会津藩は新たに役知領となった村々に、八カ条からなる御条目を申し渡した。耕作家職に精を出すこと、近隣の町人百姓に不埒なことを仕掛けないこと、喧嘩口論をしないこと、公事訴訟は訴え出ることなど一般的な事柄が多いが、「当家御仕置筋」は追って申し付けること、「当分御役人土地不案内ニ候間不寄何事、軽キ儀ニ而茂申出、可得差図候事」と、所領として厳格に支配しようとしていることが窺える。

会津藩は京都で守護職を務める藩主容保の活動をささえるという役割を役知領に期待していた。大坂周辺では主に在坂・在京する幕府重職・役人の活動をささえるための役知領が与えられたが、会津藩もこれに倣い、所領を得たのである。

会津藩は京都に郡役所を設けその所領支配に当たり、所領村から年貢を徴収したが、一番期待したのは人足の徴発であった。幕末期の大坂周辺では人足の需要が高まり、賃銀が高騰し、確保がままならなかったからである。そのため役知領となった村々には、一五歳から六〇歳までの男子は非常御警衛の際に動員するの

で、村ごとに該当者を書き上げ提出するように命じている。

この人足該当者調査はすべての役知領で行われた。秦村などよりも前に役知領となっていた高宮村では、元治元年、一五歳から六〇歳までの男性は一一二人、内病身者など二五人と村役人三人を差し引いた八四人が徴発対象に該当すると会津藩郡役所に返答している（四卷三七四頁）。また献金も命じられた。慶応二年には讚良郡九カ村になんと三千両もの大金を「上金」することが命じられている（四卷三七四～五頁）。

会津藩主松平容保が幕末政治史で華々しい活躍をしたことはよく知られているが、大坂周辺で与えられた役知領はその活動をささえる役割を果たしていたのである。

佐太郎屋

下役や人足は領主役所の下働きや武士の世話が仕事であった。近世の領主はこうした人足を所領の村高に応じて動員した。戦時においては物資の兵糧・弾薬などの運搬を担い、多くは小荷駄隊と呼ばれる部隊に編成された。近世領主の軍隊はこの小荷駄隊を不可欠としており、これなくしては軍隊として機能しなかった。平時にはこうした人足は実際に所領の百姓が務めるよりも雇用で賄われることもあったが、幕末期には人足の需要が高まり、賃銀が高騰したこともあって所領村の百姓が実際に動員されることも多くなった。それでも非戦闘員としての動員であったが、長州戦争が起こる頃になると、「兵」つまり、戦闘員としても動員されるようになった。

慶応二年五月五日、加納藩永井氏は摂津・河内の所領に「野兵・郷足軽」の徴発を命じた。摂津では茨木など五カ村に三一人、同服部村など六カ村に一〇人である。河内では一番村三人、太間村三人、木屋村七人、大利村六人、高柳村七人、下馬伏村七人の三三人であった。

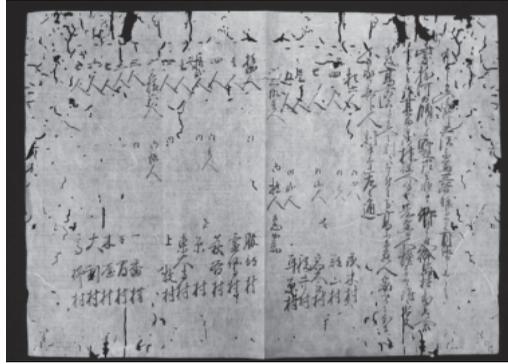


写真 35 佐太陣屋日記にみえる野兵・郷足軽徴発の記事 (東家文書)

河内三三人のうち一五人は至急の徴発が命じられたようで、二日には顔ぶれが決められている。大利村の庄屋が「野兵郷組惣頭」を務め、一番村二人、太間村一人、木屋村三人、大利村三人、高柳村二人、下馬伏村三人の「野兵」が差し出された。「野兵」のほとんどは忤たちで若者が動員されている。また庄屋・年寄といった村役人の忤も六人を数えることから、賃銀は支払われるとはいうものの志願者は少なく、村で兵を募ることが困難であったことも窺える。

兵である以上、訓練がある。早速、翌二十三日には佐太陣屋詰の家臣と河内「野兵」の合同訓練が行われている。訓練は五日間連続で行われ、「野兵」たちは弁当持参の上、朝五つ時に集合しなければ

ばならなかった。

武士たちも武術の鍛錬に余念がなかった。第二次長州戦争の危機迫る慶応二年、佐太陣屋詰の家臣たちは大小砲の空砲訓練の許可をしばしば大坂町奉行所に願い出ている。また西洋流砲術や剣術免許の取得にも努めている。俄仕立ての武術がどれほど実戦に役立ったかはわからないが、慶応二年には大坂周辺の武士たちをもそうした行動に駆り立てるような空気が充満していたことが窺える。ただならぬ空気は市域の村々に生きる人びとも感じ取っていたことであろう。

長く続いた平和に危機が訪れた幕末期、市域の人々も人足に動員され、金銭の上納などを領主から命じられた。さらに兵としても徴発される。人びとは幕末期の政治の荒波とは無縁ではなかったのである。

第五章 人々の暮らし

第一節 人別帳が語るもの

一 堀溝村の人別帳

河内国讃良郡堀溝村は、市域南部に位置し、村高二二一石余、総家数一一六軒、人口六一二人、(延享元年(一七四四)、四卷五五二頁参照)という規模の村であった。

堀溝には、「堀溝自治会文書」として、近世・近代の村方文書が鶯関神社境内で大切に一括保管されている。市域では長期にわたる貴重な史料群であり、近世における家の分析に適していると判断して、とりあげることにした。分析の対象史料としては毎年三月に作成提出される「宗旨人別帳」を用いたのであるが、ここに現存する最も古い人別帳は宝暦四年(一七五四)のものであり、ついで宝暦九年・明和五年(一七六八)・同八年というように空白年を多くはさみながらも継続して遺されている。ここまでは「堀溝村人別帳」として全ての住民を掲載した一村一冊仕立てであったものが、次の安永年間(一七七二)からは、融通念仏宗平野大念仏寺所属の堀溝村大念寺檀家が対象の「融通大念仏宗御改帳」と、浄土真宗(真宗大谷派)東本願寺天満本泉寺所属の本覚寺檀家が対象のもの二つに分冊作成されている。欠年分が、それぞれまちまちであるため、村全体としての分析が困難となった。そこで堀溝村の家族構成の変化を追うために、より多くの檀

第五章 人々の暮らし

家をもち欠年分も少ない大念寺檀家の人別帳に限って分析することにした。

対象とする一七七〇年代以降における大念寺関係人別帳の欠年分は次のようである。

年代	そのうちの欠年分
一七七〇年代	七〇年・七二年・七三年・七五年・七六年・七七年・七八年
一七八〇年代	八〇年・八七年・八八年
一七九〇年代	九三年・九四年
一八〇〇年代	〇三年・〇六年
一八一〇年代	ナシ
一八二〇年代	二三年・二六年・二九年
一八三〇年代	三一年・三二年・三六年
一八四〇年代	四〇年・四四年・四七年・四八年・四九年
一八五〇年代	五〇年・五一年・五二年・五三年・五四年
一八六〇年代	六七年・六九年

以上のように、欠年は三二カ年分に達している。



写真 36 大念寺（堀溝二丁目）



写真 37 宗旨人別帳 (堀溝自治会文書)

この大念寺檀家のうち、現存人別帳の期間中には継続して存在した家として三九戸を選出することができた。この三九戸分の家族構成と家相統の具体的な内容を表示した表「堀溝村の家族構成と相統」を『市史紀要』第一三号(乾宏巳「近世堀溝村の家族構成と家相統」寝屋川市教育委員会 二〇〇五年)に掲載しているので、参照してほしい。

それでは、人別帳の分析方法について述べてみよう。

たとえば宝暦九年(一七五九)の人別帳(五卷四二四頁)には、家族名を記載したあと「右之外、妹すき当年五十九才罷成候者、三十九年以前同村四兵衛方へ縁付遣置申候」という付記がある。ここから人別帳記載の家筆頭人(名跡人)には妹「すき」なるものが当時生存しており、数え年が五九歳(元禄十四年(一七〇二)生まれ)であり、数え年二二歳で同村内の四郎兵衛なるものに嫁入りして現在に至っている、という情報が得られるのである。もちろんこの情報は人別帳作成当時生存していた者に限られるため、もともと何人の兄弟姉妹であったのかなどは不明とする不完全なものであるという前提に立つ必要がある。

また同様に欠年分の記事は不明なのであるが、人別帳にはすべて数え年の年齢が記されているので、その生れ年の人別帳が欠年であっても出生したという推定が可能なのである。同じく夫婦の結婚年も、妻の記載に「何年前に縁付仕候」などがあるので、欠年分であっても結婚年が判明することが多い。それに対して欠

年分の間に帳面から消えてしまった場合には、その理由がいつさい不明である。たとえば数え年五歳で別帳から名前が消えたとすると、これが死亡したものか、養子にでも出したのか、他の理由かは判然としない。この場合には「不明」として処理するか、またはもつとも可能性の高い理由（長男が五歳で消えたなら死亡のケースが高い。長男を養子に出すことはあまり見られない）という推定処理をする場合もある。また連続して何年間も欠年の場合にはそのうちの何年目に消滅したかは不明であるので、空白の年数の平均値をとって「何年ころ」という表現によって処理しておいた。

また家族構成などの时期的変化を知りたいために、これをとりあえず五期に分類してみた。すなわち出生した西暦年（通婚圏などは結婚した西暦年、養子の調査では養子入家年など）によってとりあえず、

- A 期 …… 十七世紀 後半
- B 期 …… 十八世紀 前半
- C 期 …… 十八世紀 後半
- D 期 …… 十九世紀 前半
- E 期 …… 十九世紀 後半（明治元年、一八六八年まで）

というように処理して、その时期的な変化を検討するための目安としておいた。

二 近世堀溝村の概況

まず初めに、堀溝村の宝暦四年（一七五四）から明治元年（一八六八）までの全体的な変化傾向をみるために、

第一節 人別帳が語るもの

表 25 堀溝村大念寺檀家の家族構成

		C 期			D 期			E 期	
		宝暦 4 (1754)	明和 8 (1771)	寛政 1 (1789)	文化 2 (1805)	文政 10 (1827)	嘉永 1 (1848)	明治 1 (1868)	
家族人数別の戸数	1人	3	5	2	2	1	3	1	
	2人	6	7	7	8	10	7	9	
	3人	16	15	15	19	14	16	12	
	4人	22	19	14	14	22	22	23	
	5人	12	13	16	17	16	28	13	
	6人	10	15	15	13	12	18	19	
	7人	10	10	8	12	9	6	7	
	8人		1	6	2	6	4	2	
	9人	1				1		1	
	10人			1	2	2		2	
	11人				1		1		
	12人							2	
	15人						1		
	戸数計 (戸)		80	85	84	90	93	106	91
	人数計 (人)		350	373	401	425	443	501	444
1戸あたり人数 (人)		4.38	4.39	4.77	4.72	4.76	4.73	4.88	
含む家族 (戸) 三親等以上を	叔父・叔母	3	3	3	2	3	2	2	
	甥・姪	1	1	1	1		1	4	
	いとこ	1		1	3				
	同家人 同家家族	1				3	1	6 3	
女筆頭人 (人)		3	2	2	5	3	4	7	
雇奉公人 (人)		21	9	10	2	0	0	0	

備考：各年度の「堀溝村 融通大念仏宗門御改帳」による

二〇年間隔程度の期間をおいた堀溝村大念寺檀家（これは先述の三九戸分だけではなく、大念寺檀家の全戸数を対象とした）家族構成の変化を追ってみると、表25のようになった。これによって堀溝村の近世後期の村状況を推定してみたい。

戸数は村全体ではなく大念寺の檀家戸数であるが、十八世紀末（ここでは寛政元年）までは八〇戸台であったものが、十九世紀に入ると九〇戸台さらに一〇〇戸を越える

ような急速な増加を示している。村人口においても、それまで一家族あたり平均すると四人前半の人数であったものが、寛政元年以降は平均して四人後半の家族人数に増加している。すなわち堀溝村では、一八〇〇年前後を境として、先ず人口の増加があり、それにつれて新規の家（分家または別家などを合めて）が増加したものと推定することができる。これは他の史料（四巻・五巻）からみると、堀溝村の在郷町場化（在郷町とは、町として認められていない農村部に事実上存在した町場的村落のこと）がすすんだためと考えられよう。

ただし、村内で雇用している奉公人（人別帳では「下人」または「下女」と記載される）の人数が急速に減少しており、村全体で二〇人以上もあつたものが十九世紀以後はほとんど消滅していることが目を引き、この奉公人の減少を家族数の増加によつて補つたものとも考えられよう。また禁令においても長年奉公の禁止が繰返し出されており、長年奉公規制の強化による影響があつたものと思われる。

女筆頭人としたのは、これは女性の名跡人のことではないようで、人別帳の家族名前の最初に書かれているというところで、家督相続人である名跡人が死んだり欠けて居なかつたような場合に、臨時に当主女房であつた後家などが短期間ツナギとして筆頭人となつたものであろう。女性が相続人として家督を掌握して家経営の実権を握つていたという形跡は見られないようである。ただしこの女筆頭人が十九世紀以降に増加しているのは、それだけ惣領としての相続人の地位が重視されて慎重に選考されていたということも考えられよう。三親等以上の同居人がある家の場合は、叔父または叔母などが同居している小數戸であり、この數値からみれば、何かの理由で親族として同居していることは、それほど不自然なことではないようである。実は大坂市中の家分析の例（乾宏巳『近世大坂の家・町・住民』清文堂出版 二〇〇二年）からも、十八世紀中頃になると

養子や三親等以上（とくに甥）という親族との同居が急速に増加しており、それが家相続人になる場合が多くなっていることがわかる。大坂の家の場合には商業という営業が主であり、そのための資金を含めての経営主体が親族間の共同経営という傾向があつたために、経営に対する親族の発言権が強く、叔父が後見人になつたり甥が養子として入り込んで家相続人になつたのではないかと考えている。農業が主体ならば親族を加えた共同的経営ということとはあまり考えられず、三親等以上の同居家族の増加は見られなかつたのではないだろうか。

人別帳をたどっていくと、長男が嫁を迎えて子供が生まれる時期になると、その弟妹らは相次いで家を出ていくという現象がおこるようである。ところが次男などがいつまでも家に残っているような現象もまた目にする。これは何かの拍子に相続人が若死するなどのアクシデントがおこり、それに備えて予備の相続人を確保しておこうという意図があるのかもしれない。相続人の後継者ができて、もう安心という時期になつて弟が分家などを立ちあげて出ていく事例などもあるようである。

ところが明治元年の人別帳には同居人や同家家族の増加が目を引く。家数はこの年は十数戸も減少しているのに、一戸あたり家族数をもっとも多くなっている。これは同家人との間に直接の親族関係がないものとするれば、たんに家の一部を貸し付けた間借り人の存在ということも考えられよう。とくに同家家族という夫婦・子などの家族が一緒に生活しているような場合には、間借り家族であつたのではなからうか。堀溝村では農業以外の商工業者が増加するなど在郷町化しており、このことが他人を同居させる間貸し業を成立させた可能性もある。

三 堀溝村の五年ごとの死亡者数と生存率

堀溝村の住民は幾つぐらいまで生きたのだろうか。寿命に男女差はあったのか、これについて、前述の通り選び出した三九戸の家の男性二一人・女性二六人の事例から作成した表26により分析しよう。

出産直後の一歳〜四歳の死亡率は男女ともに一六%という高い数字を示している。それでもこの数字は実際よりは低くなっているものと推定する。なぜなら、出産と同時に死亡したようなケースでは、次の年の人別帳に登録するときに、生まれたがすぐに死んでしまったとは、わざわざ届けていないと思われるからである。これは「宗旨人別帳」であつて必ずしも「人口調査帳」ではないのであり、死者についても、そこまで厳密に追及したという事例は他でも目にするのではない。従つて多くの場合は人別帳登録以前に死んだ子供の場合には出生そのものを報告しなかつたものと思われる。堀溝村の人別帳提出は毎年三月の日付になつていたので、三月以降まで生きていた正月からの出生者は数え年一歳として登録されるのであるが、このような事情で一歳年齢者は実際よりもかなり少ないものになつていたと考えられるのである。

二〇歳までの生存率では、男性では七三%・女性では七七%となつており、子供のころは女の子のほうが丈夫で育てやすいという世間的評価をある程度裏付けている。また同時に男女ともに七割台というのは意外に高い生存率を示しているともいえよう。一方、二〇歳代に入ると女性の死亡者数が増加することによつて生存率では男性のほうが女性よりも高くなつてることが判明する。これは出産による母親の死亡という危険性があつたことを示しているものであろう。

生存率が五〇%を割つて住民の半数は死亡するという年齢は、男性では五五歳〜五九歳であり、女性の場

第一節 人別帳が語るもの

表 26 近世堀溝村（「表」の 39 家分）の 5 年ごとの死亡者数と生存率

年齢 (歳)	男性				女性			
	死亡者 (人)	死亡率 (%)	生存者	生存率	死亡者	死亡率	生存者	生存率
0	0	0	211	100	0	0	226	100
1～4	34	16	177	84	36	16	190	84
5～9	16	9	161	76	8	4	182	81
10～14	6	4	155	73	3	2	179	79
15～19	2	1	153	73	6	3	173	77
20～24	4	3	149	71	13	8	160	71
25～29	6	4	143	68	11	7	149	66
30～34	2	1	141	67	7	5	142	63
35～39	5	4	136	64	4	3	138	61
40～44	5	4	131	62	11	8	127	56
45～49	9	6	122	58	7	6	120	53
50～54	12	10	110	52	14	12	106	47
55～59	16	15	94	45	11	10	95	42
60～64	20	21	74	35	14	15	81	36
65～69	16	22	58	27	23	28	58	26
70～74	24	41	34	16	21	36	37	16
75～79	21	62	13	6	18	49	19	8
80～84	11	85	2	1	13	68	6	3
85～89	2	100	0	0	5	83	1	1
90～91					1	100	0	0

合は五〇歳～五四歳といういずれも五〇歳代であり、それまでは住民の半数は生き延びるということが示されている。六〇歳を過ぎれば、もういつ死亡しても不思議ではないという年齢となり、最高年齢は男性では八七歳、女性では九二歳であった。江戸時代としては意外と長寿者が多いという印象を持つ結果であった。

四 堀溝村の男女初婚年齢

次に結婚について、前述の三九戸に限って作成した表27により分析してみたい。表27によると全体的には初婚年齢が、男は二九歳台であり、女は二四歳台ということと意外に遅い印象がある。何故遅い（初婚年齢が高い）という印象を持ったかという点、十八世紀中頃前後には一般的庶民においても家が成立し、その家制度の維持が民衆にとっても重要な目標になり、これに全ての努力を傾注していくことが求められる時代が到来したためと考えている。家の継承には跡継ぎの子供が必要であり、それも男子であり長男ということになる。そのためには早くから嫁を貰って子供を得ることに執着するのではと考えたのであったが、実体はそれほどではなく常識的な初婚年齢といえる結果であった。A期である十七世紀には一般的農民である小農民がようやく自立するという段階であり、自立が精一杯であって家を構成して成立させるというのはいま少し後の時期と考えている。B期の十八世紀前半こそ家が成立しつつあった時期であると考えているので、その点を検討しておきたい。

A期は人別帳の存在から半世紀以上も前のことであり、引用事例も少なくて実体も不明というべきであろうし、これが初婚であるかどうかとも不確かなのであるが、見たところは結婚年齢は相当に高いようである。一般的に家が成立する以前においては結婚に関しては年齢的には不確定なもので、男性では経済的に自立できるかどうか、女性では出産が身体的に可能であるかどうかが目安になっていたのではなからうか。それがB期の十八世紀の前期に入ると年齢的に集中度が激しくなって、男性ならば三〇歳前後であり女性ならば二〇歳前後に集中する傾向を示してくる。これが男性ならば経済的にそして女性ならば身体的にもっとも効率

第一節 人別帳が語るもの

表 27 近世堀溝村の男女初婚年齢

() は%

年 齢 (歳)	男性 (人)					女性 (人)				
	A	B	C	D	計	A	B	C	D	計
	17C 出生	18C 前 出生	18C 後 出生	19C 前 出生		17C 出生	18C 前 出生	18C 後 出生	19C 前 出生	
15～19		1 (3)	3 (5)		4 (3)		14 (20)	15 (12)	9 (8)	38 (12)
20～24		3 (8)	8 (12)	10 (27)	21 (14)	2 (66)	31 (44)	49 (39)	50 (46)	132 (43)
25～29	1 (25)	14 (37)	18 (27)	19 (51)	52 (36)	1 (33)	16 (23)	45 (35)	38 (35)	100 (32)
30～34	1 (25)	12 (32)	25 (38)	4 (11)	42 (29)		5 (7)	13 (10)	9 (8)	27 (9)
35～39	1 (25)	4 (10)	11 (17)	3 (8)	19 (13)		4 (6)	2 (2)		6 (2)
40～	1 (25)	4 (10)	1 (1)	1 (3)	7 (5)			3 (3)	4 (4)	7 (2)
合 計	4	38	66	37	145	3	70	127	110	310
平均年齢 (歳)	34.3	31	29.9	27.5	29.7	23	23.4	24.8	24	24.2

的な年齢なのであろうか。C期になると女性の結婚年齢が一〇歳台は変わらないが二〇歳台後半が増加し、全体として結婚適齢期を一歳半ほど遅らせているのである。これは妻の座というものを家の後継者を出産養育するという役割だけで考えるのではなく、家経営者の一員としての役割つまり家事はもとより農業経営においてもその一定の仕事分担の役割を期待したものではないだろうか。このようなことが家制度の成立期において妻の家庭内の地位が比較的に重視されるようになり、結婚適齢期とされた時期が若干遅れるようになるという現象を生じさせたのではないだろうか。またD期は明治維新によって十九世紀後半の時期が途中から調査できないために年齢が若くなったような印象を与えているものであり、むしろ家制度そのものや妻の役割そのものは強化されているのであり、基本的にはC期（十八世紀後半）の傾向を受

け継いだものと考えている。

また、この初婚年齢の分析は、先の三九戸の家調査の分なのであるが、男性は一四五人に対して女性は三一〇人とほぼ二倍の人数を数えている。これは家の惣領である名跡人が初婚として一旦は嫁を得ても、子が出来ないなどにより不縁となつて離婚した場合は、二度目の妻を後妻として迎えることが多い。その年齢にもよるが、相続人が健在でありながら妻を離婚した場合は後妻を迎えるのが通常のようなのである。男性にとつては二度目の結婚なのでこの表にはカウントされてないが、妻になる女性のほうは初婚にあたる場合が多いとみているのでこの表に載せられることが多くなるのである。嫁いできて夫に先立たれて後家となつた妻がそのまま家に居てまた二度目の夫を持つという事例は、今回の分析ではほとんどみられず、夫に先立たれた通常の後家の場合にはそのまま後家を通すか、または離縁して実家などに引き取られるのが通常のようなのである。先代の実娘が聶養子をとつた場合には、年齢や子供の有無にもよるが二度目の夫を迎えることもあるようである。それにしても、江戸時代の初婚年齢が男は三〇歳ほどであり、女は二五歳ほどというのは比較的に年齢が高いという印象が強いようである。もともとこの年齢はあくまでも数え年齢であることを再度確認しておきたい。

五 堀溝村の通婚圏

江戸時代の堀溝村では、どのような範囲で婚姻関係を結んでいたのかということ、表28にまとめてみた。これも前出の三九戸分に限つての分析である。堀溝村は家数一二〇〜一三〇戸ほどの比較的大きな村であり、

第一節 人別帳が語るもの

表 28 近世堀溝村の通婚圏 () は%

	A 17 C 後半	B 18 C 前半	C 18 C 後半	D 19 C 前半	E 19 C 後半	計
村内		13 (33)	22 (31)	24 (23)	13 (41)	72 (29)
讃良郡中野村			1	10	3	14
〃 北条村		1	2	8		11
〃 岡山村		2	3	4		9
〃 藪屋村		2	3	2	1	8
〃 南野村		2		3	3	8
〃 三箇村		1		4		5
〃 木田村		1	1	2		4
〃 秦 村		1	2	1		4
〃 寺川村		1			2	3
〃 太秦村		2	1			3
〃 萱島新田			2	1		3
〃 6カ村		1	4	6	1	12
〃 4カ村		1	1	2		4
讃良郡計		15 (38)	20 (29)	43 (41)	10 (31)	88 (36)
茨田郡 馬伏村		1	3	3	1	8
〃 嶋頭村		1	2	4	1	8
〃 岸和田村		2	4	1		7
〃 神田村			6		1	7
〃 対馬江村			1	2	1	4
〃 4カ村		1	2	4	1	8
〃 15カ村		2	4	7	2	15
交野郡 2カ村			1	2	1	4
〃 5カ村			3	1	1	5
若江郡 4カ村				4		4
他郡 小計		7 (18)	26 (37)	28 (26)	9 (28)	70 (28)
摂津国嶋下郡鳥飼村				2		2
山城国八幡橋本町			1			1
大和国添下郡田原村		1				1
大坂市中		3	1	9		13
他国 小計		4 (10)	2 (3)	11 (10)	0 (0)	17 (7)
総計		39 (100)	70 (100)	106 (100)	32 (100)	247 (100)

村内には分家などの親類や同族なども居住しており、隣近所などとの普段からの親交もあつたと思われるので、村内における婚姻の成立がほぼ三割ほどをしめているようである。次いで堀溝村を含む同郡である讃良郡内における通婚関係がこれも三割強を占めており、結局は堀溝村を含む同郡内の通婚がほぼ三分の二という多数割合を占めていることが判明する。当時の結婚には家格・容姿・性格・能力・身体的健康などの様々な要素が関係しており、これからの人生を決める重大な決定には、十分な情報を得るために常日頃からの接触や観察や伝聞などが必要なため、必然的に同村内や周辺村々の居住者が対象になったのであろう。このような傾向の延長として茨田郡や交野郡などの周辺の郡にも及んでいるものと思われるのである。

また、表28には記載していないが、養子縁組の地域も通婚圏とほぼ同様の地域的傾向をもっている。これは養子の決定が家相続にも関連するような重要な事項であり、当然ながら慎重な吟味がなされるであろうし、その場合はまったくの他人というよりは甥や従兄弟・従姉妹などの親族関係が選ばれる確率が高いということであり、結果的には通婚圏と重なる地域性を持つものであろう。

そこで問題となるのは、大坂市中との通婚関係である。D期である十九世紀前半ぐらいまでは全体の一割ほどの通婚がなされており、E期には堀溝村の在郷町場化も進むので、大坂市中との間にいろいろな面での交流関係が進むのではないかと想定していたが、実際には、通婚ゼロという結果であった。これはまことに不自然な結果であり、他に何らかの人為的な強制力がはたらいたのではないのかという疑問を持つに至った。これについては、近世の大都市である大坂の市中状況が、強力な町共同体の成立にともなう他所排除主義（極端な排他的地域主義）の展開によるものではないかという仮説（乾宏巳『近世都市住民の研究』清文堂出版二〇〇三年）を提示していたのであるが、堀溝村の事例や本市域の墓標に見られる「先祖代々」という標記などから推して、むしろ在地における「家」観念が家制度の成立を促していくことよって、次第に家を維持存続させていくことが家長の責務ともなり、それを第一義的に考えるようになった結果として、色々な面で融通のきく相手すなわち村内または周辺村落との婚姻が重視され、大坂市中への通婚が減少したのではないかと考える方が妥当なのではないかと考えるに至った。

六 堀溝村の出産人数

表 29 近世堀溝村の夫婦一組の出産人数
() は%

出産人数	A 17C 後半	B 18C 前半	C 18C 後半	D 19C 前半	E 19C 後半	計
0人		1 (3)	4 (6)	3 (4)	2 (10)	10 (5)
1人		7 (19)	7 (11)	15 (21)	7 (35)	36 (19)
2人		6 (17)	7 (11)	6 (9)	2 (10)	21 (11)
3人		10 (28)	9 (14)	7 (10)	7 (35)	33 (17)
4人		5 (14)	9 (14)	14 (20)	2 (10)	30 (17)
5人		3 (8)	10 (16)	13 (19)		26 (14)
6人		3 (8)	5 (8)	7 (10)		15 (8)
7人		1 (3)	8 (13)	5 (7)		14 (7)
8人			3 (5)			3 (2)
9人			1 (2)			1 (1)
計		36 (100)	63 (100)	70 (100)	20 (100)	189 (100)
平均(人)		3.0	4.0	3.5	2.0	3.4

表29でのA・B…などの時期区分は、子供の出生時期を基準とした分類によるものである。結婚して二、三年のうちには出産が始まるのが通例であるが、数人の子供を出産するには一〇年ほどの期間があるのは当然のことである。それが世紀(時期区分)をまたがるような期間であつた場合は、子供数の多いほうの世紀をとるようにな案配してA・B…などを決めてゐる。そもそも結婚期間は夫婦によつてまちまちであり、子供ができないで短期間で離縁になつてしまふケースや、そのあとに直ぐに後妻を娶り何人かの子供をなすことなどがある。しかし、ここでは結婚期間の長短は考慮せず以前者は出産数がゼロであるとし、後者は子供何人と二組の夫婦としてカウントすることにしてある。ここでは平均すると三・四人という数字が出てゐるが、

E期である十九世紀後半の事例数が少なく、それに五人以上の出産者が一人もないということから明らかのように、明治維新までの二〇年足らずの歲月における統計数値なので不完全なことは当然のことであり、この数値は無視してしまふほうがよいともいえ

よう。また、これと同じようなことがB期における数値でもいえる。これはA期がゼロ件であることから分かるように人別帳の残留以前の出産記録が不明なのは当然のことであり、そのことは残存史料の少ないB期の出産件数の少ないことにも関連するであろう。またこの時期は家の形成過程にあったとみており、そのことが何何でも家を維持・存続させるという後継相続人に対する執着をそれほど感じさせなかったのではなからうかと思われる。

以上のような事情を勘案すると、家の継続に強い執着を示し実行する段階はC・Dの時期であったということがができる。そのことは夫婦組数の増大そのものにも示されている。家の子孫繁栄を求めて再婚・再々婚などと結婚組数が増え、また結婚年齢を早めたりというような現象が生じていたことが想定できるのではないか。いずれにしても、この時期は結婚組数が増加し、その平均的な出産子供数も四人に近い数値を示すのでなからうか。これくらいの子供数が当時の生存率からみれば家の継続を考えるとぎりぎりの線なのであるうかとも思われる。これぐらいの線で何とか村人口の維持ということも実現したものであろう。

七 堀溝村の家相続人（名跡人）

家の相続人は圧倒的に長男であったことは疑いない。表30で「実子」としてあるのは、長男や次男などの跡継ぎ人と目されていたものが、急に若くして死亡するなどのアクシデントなどがあつた場合に次・三男でも相続人になったというものをここでは「実子」としたものである。すなわち、これも実質的には長男と同様な跡継ぎ人というべきであろう。従つて、家の長男またはそれに準ずる者を家督相続人にするという考え

第一節 人別帳が語るもの

表 30 近世堀溝村の家相続人 () は%

相続人		A 17 C 後半	B 18 C 前半	C 18 C 後半	D 19 C 前半	計
実 子	長男 実子 次・三男 兄・弟 女性	3	21 6 3	23 10 4 4	21 9 3 6	65 28 10 10
	小計	3 (100)	30 (73)	41 (66)	40 (80)	113 (73)
養 子	甥 叔父 養子 実娘 養女			2 1 5 6 7	2 1 1 5 1	4 2 8 20 8
	小計		11 (27)	21 (34)	10 (20)	42 (27)
合計		3	41	62	50	155 (100)

方が、この時期には、ほとんど定着していたといえよう。

もともと長男が家を継ぎ、もし早く死亡したりした場合には次男がその代わりとして家を継ぐ、という考え方は早くからあったものである。しかし家の継承ということに執着するようになるのは、十八世紀の中頃前後からのことと理解している。そのため家の継承者に必要な男子が得られないという事態がおこった場合には、

男性養子を用意するという考え方が、この時期以降に一般化するのではないだろうか。その方法として用いられたのが実娘に養子を迎えるということである。これは普通と同じ結婚という形式でもあり、ただ夫婦のどちらの家を継承するかということが問題なのである。家の存続・維持に執着することで生まれてくる形式が養子ということであり、それほど違和感というものはなかったのではなからうか。それがC期には「養女」 というものが出現しており、子供の出来ない夫婦などには夫婦養子というよりも養女を早くから手で養育してそれに替をとるという方式が増加するのであろう。このほうが夫婦養子よりも家に対する養女の執着が強いという認識なので、実娘がない場合の方法として広がったものであろう。

では、養子はどこから迎えるのか、これについて分析してみよう。表30によると甥や叔父などの親族者を、

表 31 養子・養女の入家年齢とその行末 () は%

年齢	年代	入養子(男)					出養子	養女の行末					出養女
		掣入	相続人	不縁	不明	計		当主妻	他家嫁	不縁	不明	計	
1歳～9歳	18 C前半						2	1					4
	18 C後半	4		1		12 (22)	5	1		1		8	3
	19 C以降				7			1	2	2	1		1
10歳～19歳	18 C前半		2	2			2						2
	18 C後半		1	3		10 (19)	6	3				6	2
	19 C以降		1		1		5		2	1			3
20歳～29歳	18 C前半	6					8						
	18 C後半	6	2	1		18 (33)	10	1				1	
	19 C以降	3					4						
30歳以上	18 C前半	5	1				6						
	18 C後半	2				14 (26)	7						
	19 C以降	6					1						1
小計	18 C前半	11 (69)	3 (19)	2 (12)		16	16	1 (100)				1 (100)	6
	18 C後半	12 (60)	3 (15)	5 (25)		20	25	4 (80)		1 (20)		5 (100)	5
	19 C以降	9 (50)	1 (6)		8 (44)	18	15	1 (11)	4 (44)	3 (33)	1 (11)	9 (100)	5
合計	18～19 C	32 (59)	7 (13)	7 (13)	8 (15)	54 (100)	56	6 (40)	4 (27)	4 (27)	1 (7)	15 (100)	16

養子として家の後継者にするという事例は、あまり見られなかった。これについては、先述したように大坂市中の家継承を問題にした場合に、甥などが家後継者になるケースが目立ったことから、大坂周辺地域(堀溝村)でも同様の傾向を示すのではないかと推測により試みたものである。しかし表30に見る限り、結果としてこの推測は、当てはまらなかった。これは農業を主体としてそれに職人的な技術による手工業者が多い在郷町の実情が、家単位という個別活動であるのに対して、商業を中心とする大坂市中の場合、資金や営業活動に同族的な結合を背景にしていたというところに相違

があつたのではなからうか。もちろん養子に選ぶ際の基準としては、全くの「赤の他人」よりも普段から接触があり、人柄なども知れている甥あたりがより適当であつたことは疑いないだろう。しかし実際は大坂などと異なつて事例が少なかったことは事実である。いづれにしても、養子・養女がそれほど重視されていなかったであろうことは、その件数が少なかったということだけでなく、表31の数字からも明らかではないだろうか。これは比較的早い年齢から養子または養女にとつて養育するという事例が多いということ、とくに生まれて直ぐに養子に出すという事例もあり、また子供数がある程度生まれているのに養子を入れるという事例などは、養子に何を期待していたのかを解明したいものである。すなわち、男性養子は圧倒的に甥養子などの家相続への期待ということであり、女性養子の場合は人数そのものも少なく、幼い頃から養女として引き取っているのであるが、その目的が明確には見えてこないのである。ゆくゆくは養女に贅を取つて家を継ぐというケースが比較的多いようであるが、他家に嫁に出すという結果もあり、または不縁として実家に帰すなど様々なケースがあり、必ずしもこれという一定した目的を示しているとはいえないのである。

八 堀溝村の史料が語つたもの

以上のことから、堀溝村は、大坂周辺地域に位置し、旧奈良街道沿いの要衝として早くから町場化されて十九世紀以降は在郷町の様相を呈したものとみており、本市内の他の農村の家族構成などとも若干の相違があるかもしれない。しかし、具体的な家族実体は周辺農村とおおよそ同様であつたものとみなしており、近世の本市域に暮らした人々の具体例として考えても大きな問題はないものと考ええる。ただ、その内容を見極

めていくと大都市大坂とは随分異なっているようであり、これは都市と在地農村との機能上の相違が家族構成などにも反映したものではないかと考えている。ただ、通婚圏の分析などを通じて考えられるのは、大坂などの都市部とは時期も性格にも違いがあるものの、堀溝のような在地においても家を守り発展継承していくことが重視されるようになっていったことは、ほぼ間違いないだろう。

これまでの歴史学または日本史学の世界においては、とかく天下国家（の歴史）を論じ、大きな事件や戦争などを扱えば良いという風潮が無きにしもあらずという状況であった。これに対して戦後は、歴史学研究者が一斉に農村へ入り地方文書の収集・整理をする中で、農村経済にも随分光を当ててきたが、それを支えてきた家や家族というものに対する分析が十分になされてきた訳ではなかった。もちろん近世農民といっても、時期や場所などによって多種多様な実態があり、ましてや家というものについて、その家族数は何人位が通常なのか、どういう形で家は継承されたのかなどという基本的なことさえも不明なのが現在の学界状況といえよう。

このような状況にあつて、本市域やその周辺地帯においても、近世農民の一般的な家族についての分析は、ほとんどできていなかった。しかし、今回の寝屋川市史編纂を機に市内全域を対象に行った地方文書の調査により、ようやくこういった分析がある程度可能になってきた。自治体史の存在意義は、かつてこの地域で生活していたごく普通の人々の暮らしを明らかにしていくことにこそあると信じているので、ここでその一端を明らかにしてみたいと試みたものである。

第二節 市域における「家」の成立と展開

家成立の定義

近世という時代は、一般庶民の「家」の形成と展開という時代であるという認識に立っている。一般的には、原始・古代・中世・近世・近代・現代という時代区分を用いている。

この時代区分のなかで近世というのは一体いつからのことで、中世とは何がどのように異なっているのかという疑問が出てくる。

現在の歴史教科書でも採用している時代区分では、中世末の長い戦国時代が終了して統一政権が成立、とくに豊臣政権の成立をもって近世社会の始まりとしているのが現状といえよう。この豊臣政権とそれに続く十五代にわたる長い徳川政権の時代（江戸時代）をまとめて近世社会としていることは、知られている通りである。

これは、豊臣政権の主要な政策として展開された十六世紀末の全国的な太閤検地をもって、中世と近世をわけける時代の画期にするという学説に基づくものである。その理由としてはそれまで土豪や有力農民の下に従属して使役され、自立できなかった大多数の一般農民が、太閤検地によって耕作地の土地所有権を法的に認められ、農民として自立することができる基礎が成立したからである。このように自立するようになった直接生産者の農民を小前百姓とか本百姓などと呼ぶが、この本百姓を領主である武士階級（中世までの土豪層を中心とするが、兵農分離によって武士となる）が直接に支配し、本百姓から年貢をとる体制が近世社会の基本

構造とされている。これが中世までの土豪を支配する体制（直接生産者である一般的な農民は土豪の下にあって支配対象ではない）とは基本的に異なる社会体制とされる理由である。

ただ、豊臣政権によって権力的に本百姓が生み出されるようになったとしても、自立基盤の弱い創設期やそれに続く時期においては自立していくことに精一杯であって、家族を構成し、相応の住居を構えて生活を維持していくことはたいへん難しいことだったに違いない。大開発時代とも言われるほど田畑の新開が行なわれる十七世紀初頭前後は、少しでも自立基盤を高めようという小農民の開発努力の結果とも考えられる。

小農民の生活がようやく安定するようになるのは十七世紀後半にも及ぶものと思われ、それとともに一般民衆にも「家」観念や先祖供養の意識が成立するようになるのである。先祖が築きあげた「家」を継承することによって一定程度の生活が約束されるのであり、家を維持することによって子孫の生活も保証されるならば、家の維持そのものが家相続人の最大の人生目的にもなっていくという社会が形成されることになったのである。このような「家」社会ともいべき時期は、十七世紀後半から十八世紀前半にかけての時期、つまり元禄から享保の年代あたりには一般的に展開するようになったものとみているが、これは地域による経済的發展の度合によっても相違してくるであろうし、また展開の内容も異なるものがあるものと考えているので、その地域ごとに実証していく必要がある。本書では、「家」の成立と展開について、地域の史料を使って比較的広範囲に検討してみたい。

また、ここで「家」として論じている具体的内容は、家産・家業・家名を合わせたものとしておきたい。家産とは家の財産のことであり、具体的には家屋敷や土地田畑などの不動産や金銀貨幣などの動産を指して

いる。家業としたのは、家代々受け継いできたその家の職業のことで、この近辺では農業が普通であろうが、その他の副業や雑業そのための作業場や道具類なども含まれる。家名としたのは、一つはその家につけられた屋号のことで、多くの人が苗字を名のれないこの時代では他家との区別にも用いられていたようである。もう一つは襲名などとして知られ何代目ということによって区別されるような家名跡のことであり、生後しばらくは幼名をつけられるが成人に達すると家代々の名前を襲名することになる。現在でも歌舞伎などの芸能界に広く行なわれて知られているところであろう。以上のような家産・家業・家名の三要素を合わせ持った場合をとりあえず本書における「家」と定義しておきたい。

家相続と養子

承応二年（一六五三）黒原村の「今度隠居地二付、庄助と我等申分仕候処、扱にて双方入魂仕候済口次第（田地家財の相続配分について示談）」（四卷一四五頁）という史料が、近世史料編収載の家関係史料としては年代が古いようであるので検討してみよう。この史料は、親庄右衛門の死後に娘と思われる梅（黒原村ばば）が庄助という養子（この文書の宛て先が大きくは庄助・甚左衛門とあるので、おそらく大きくは甚左衛門の子であろう）を迎えるにあたっての取り決めである。内容を摘記すると次のようなものである。

- 一、親庄右衛門の跡をたてるために、田地・家財を庄助に譲る。
- 二、高五石六斗二升の土地は今すぐに庄助へこれを譲る。
- 三、隠居地は高五石八升二合であり、そのうち高二石四升一合は私（梅）の死後に渡す。家財の半分も同様死後に引き渡す。

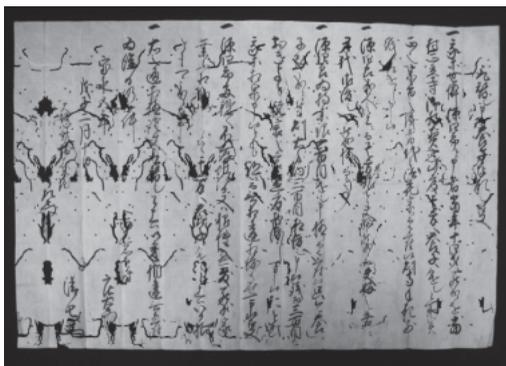


写真 38 養子縁組証文
(市史編纂課所蔵黒原村文書)

四、養子庄助の次の代については、梅の子供二人のうち一人に婿をとり家を継がせるようにせよ。もし二人ながらにして死亡したときは庄助の支配にまかせろ。

この内容から家の跡継ぎはとりあえず養子を外から迎えて本家（親庄右衛門の家）の跡を立てる。娘の梅は隠居して分家を立てたかどうかは不明であるが、隠居地をもち独自の収入を得ており同居もしていないようである。とくに注目すべきことは養子として迎えた庄助の次の代については、わざわざ「惣領」であるからと断って、梅の子供二人のうちの一人に婿をとり家を継がせることを指示し、約定しているところである。

これでは、養子の庄助は家の名跡人になっても一代限りということになる。さらには「庄助に所帯を渡すときには、相当の食料として米・雑穀を引き渡す」という項目が最後にあり、これは当分の間は所帯を引き渡さないということでもあり、時期を見て実施するということなのであろう。この所帯ということの内容が必ずしも明らかではないが、家の実権を含んだ家計全般であるとすれば、養子は所帯をもたない同居人というところではないだろうか。

このような養子縁組が成立するのは、家の継承が確立していく過渡期であったからではないだろうか。たしかに家の経営維持のためには外からの養子が必要であるが、家の継承にはなるべく関与させずに血のつながりこそを重視するという考え方によるものではない

だろうか。家の基盤確立過程と家の継承相続を同時に実現しているという時期なのであろう。

前述史料例にある黒原村庄右衛門の子孫と思われる庄右衛門が作成した宝永五年（一七〇八）「取替申養子手形之事（婚姻を前提とした養子縁組証文）」という史料がある（四卷一四六頁）。これは同人の一四歳倅源四郎を大坂心齋橋大黒屋へ養子に遣わしたときの証文である。「源四郎が成人になったときには、大黒屋娘と夫婦になり、この夫婦に大黒屋身代を渡す」という取り決めである。また養子の持参銀として六〇〇目と決めているが、この養子を披露のときに銀三〇〇目と祝言のときに銀三〇〇目を引き渡すという約定になっている。この時期は元禄と享保の間という十八世紀初頭であるが、ここではすでに確立しつつある家相続のための養子制度ともいえるべきものが姿を表しているといえるようである。

家制度ともいえるものが確立された時期とみている十八世紀後半には、次のような養子証文が作成されているので紹介しよう。明和五年（一七六八）平池村の「一札之事（家督相続のため養子縁組証文）」（四卷二九四頁）である。内容を摘記すると次のようである。

一、我ら弟富七郎、今般作右衛門と名前改め、その方へ養子に遣わします、その方の娘おまきと婚姻し、夫婦の者へ家督をお譲り下さい、然る上は養母へ孝行いたし、夫婦仲むつまじく家業に出精いたします。

一、御公儀様・御地頭様のご法度堅く相守り申します、宗旨の義は東本願寺宗（真宗大谷派）です。村方の儀は正路に取り計らい、先々よりのしきたりの通りに勤め申します。

一、作右衛門は実父より非常用として田畑五反歩（分米七石五斗）を譲られているが、その処分について

は作右衛門に任せること。

一、作右衛門の衣類・道具類は目録の通り持参するものである。作右衛門は身持ちもよく家業に励み、諸事について養母・親類中相談の指図を受け、先々からのしきたり通りに勤め申します。若し家風に合わず気に入らない場合には離縁してください。家督を譲り戻して作右衛門をこちらへ引き取ります。その時に一言の申し分もいたしません。

これを見ると、差出人は兄と養子人であり（父親は死亡したのであろう）それに媒人として大坂市中の町人三人が連名連印している。宛て名人は養家先の養母と婚姻相手の娘と親類とみられる他村人三人の合計五人であった。田畑を持参しており、すでに養家先の家名を襲名して家業に精励することを誓約しており、また養母や親類の指図に従い村役などしきたりに従うことを証文によって約束している。

これに対して、養家先からの一札は次のようなものであった。

一札の事

一、その方の弟、この度は作右衛門と名前を改めてわれら養子となり娘と婚姻することになったので、この兩人へ家督を譲り渡すことになった。このうちは身持ちを良くして、夫婦仲良く家業に精進してほしい。

一、公儀・地頭様のご法度を堅く守り、村方の取り計らいを正道にいたし、先々よりのしきたり通りに勤めること。

一、作右衛門所持の田畑五反歩（分米）と衣類諸道具の所持品はたしかに受け取りました。

作右衛門は身持ちも良く実体に家業を励み、先々よりのしきたり通りに勤めるようにせよ。万一こちらの家風に合わず離縁になれば、その方より所持の田畑（分米）および衣類諸道具は早速に戻すようにする。後日のために証文くだんの通り。

差出人は、養母・親類三人・媒人。宛て先人は養子人兄と養子本人であった。家相続のための婿養子の取り決めには、本来このようなきちんとした「一札」のような約定を必要としたものであろう。とくに注目されるのは「両人へ家督を譲り渡す」という表現である。家督者は夫婦両人であり家付き娘であっても女性にも家督権を認めていることである。その後、女性の家督権は法的に否定されるようになるのかもしれないが（大坂では享保以後は法的に否定される）、民間の実態的には婿養子の場合など女性家督的なものは継承されていたものであろう。またこの両方の一札には共に「村方取り扱い正路に致し」という項目が存在している。これは単に村役を誠実に勤めるということだけでなく、婿入りした家は村役人を世襲するような家柄なのであろうし、当然早晚その役に就くことになろう。そのときには村方の取り扱いを誠実に実行すること、村役人にも勤めるということも含まれることであり、つまりこの家督の内容には家産・家業・家名だけでなく村役人ということの継承も付与されていることが示されているのである。また、実父より譲り受けた持参地および衣類諸道具類は養子側の固有な財産としてあくまでも維持されたことが示されている。

このような養子証文の中には「不通養子証文」と呼ばれる種類のものがある。安永七年（一七七八）三月、高宮村の「養子証文之事（音信不通条件の養子証文）」（四卷四七八頁）では次のようである。

養子証文の事

一、そこもと子息儀兵衛と申す者、音信不通の契約にて、この度われら方へ養子に貰い申すところ実正なり。しかる上は今後男子が出生致し候とも、右の儀兵衛を惣領に相立て、家督を相続いたさせ申すべく候。そのため養子証文の通り。

この証文は、あくまでも相続人の役割をまっとうさせるために、実家との音信不通を約束させたものである。ところが後になると、家督とは関係のない不通養子証文がでてくるようである。すなわち、天保七年（一八三六）九月の「不通養子貫証文之事（不通条件の養子貫受け証文）」（四卷四八〇頁）である。

不通養子貫証文の事

一、そこもと様きぬ儀、このたび岡山村宇兵衛殿仲人をもつて、私方へ不通の約定にて養子に貰い受け、右持参金として金一両を付けられ確かに受け取りました。若し不縁の節には持参金は返します。然る上は、きぬの身分について如何様な事がおこつても、無心合力がましき儀は致しません。且つ困窮しても遊女などの奉公には決して差し出しません。後日のために不通養子娘貫請証文のごとし。

この場合は養女ということで、家督相続などについての記述はまったくなくない。遊女などの奉公はさせないとしているので、普通の奉公などには出すこともあるということであろう。持参金は養子の養育料として受け取るという内容かと思われる。不通と断っているのは「無心・合力」などの予防ということではないだろうか。ただし女子の家相続が認められなかったというわけではないようである。

女性相続
人と家督
うである。

「家」制度の維持と女性相続人または養子縁組とは密接に関連して展開するようであるが、文
化六年（一八〇九）提出の仁和寺村「乍恐口上（名跡相続届）」（四卷一四八頁）では、大略次のよ

一、名跡人が村中で三人死亡しているが、三人共にその妻が相続人となっている。子供など養子を含めて
適当な相続人が居たのかどうかは不明であるが、三人共にということは、名跡人死亡の場合とりあえ
ず妻が家を相続するということが、普通のことだったのではないだろうか。

二、去年の宗門改め以後に不縁になった与右衛門という者が、今度養女を貰い家相続をさせたいという届。
三、女名跡人が老年になったという理由で養子（男）をもらい相続させたいという届。

四、義兵衛という者が出家したため、外より養子（男）をもらい家相続をさせたいという届。

届けを見る限り、この四件、都合六人の相続人というのがこの一年間に出された「印形変更願い」の総数
のようである。家相続人は代々の家名前も同時に受け継ぐのが一般的であり、例えば庄右衛門の子供は幼名
であった庄助という名前を相続と同時に改め、家名前も襲名して庄右衛門になるなどであり、この場合には
印形の変更はないのである。この一年間にどれほどの家相続がなされたのか全体の総数は不明ではあるが、
農村の限られた家数のことを考慮すれば、代替わりがそれほど多いものとは考えにくい。その中で六軒の家
で印形変更願いが出されるような代替わりがなされていたことは注目されよう。これは女子相続人が多いと
いうこと、とくにとりあえずという暫定的なケースが多いようであり、家相続人という届を出しても家督人
（惣領）とは別の存在であるというような認識があったのではないだろうか。

女子相続人および家督ということに関する地域の事例として、享和四年（文化元、一八〇四）堀溝村の「乍恐済口御断奉申上候（家督相続出入り済口証文）」（四卷六五三〜五頁）があるので紹介しておきたい。

訴訟人は長兵衛後家しつ（代として同人兄）である。それによると、十三年前に嫁入りして姉さきと弟新太郎の兩人を出生。夫は病身のため五年前に祖父の計らいで「親類一同相談得心の上」夫長兵衛の家督は娘さきへ譲るといふ証文もこしらえていた。ところが去年になって夫長兵衛と祖父が相次いで病死すると、長兵衛弟の文兵衛（十五年以前に「家督仕分け」て分家した）という者が家族一同で引越してきて会計収支も勝手に行ない、何の相談もなしに倅辰次郎を家名前人にするなど、まったく一家横領の心底と見られるという訴えであった。具体的には次の訴えが高槻役所になされた。

一、文兵衛および家族の者は分家に戻ること。

二、家の会計収支は、しつの子供が成長するまでは諸親類立会勘定とすること。

三、村方名前人は、譲り状の通り、さき名前前でも弟名前前でも夫長兵衛名跡相続人にしたい。

このような民事訴訟については領主役所などが直接裁くのを避けて、事情を知った土地の有力者などに取り扱いを命じて仲裁をはかるのが通例のようである。この時は役所出入りご用達商人および村役人中へ取扱を命じて和談になっている。その内容は、大略次の通りである

取り替わせ証文の事

一、長兵衛死跡名前前についてはこれまで通り文兵衛倅の辰次郎を名前前にする。

二、家勘定の取り扱いは、辰次郎・さきの成長まで文兵衛と理兵衛（しつ兄）の立会勘定とする。

三、このたびの文兵衛は一旦は本家へ引越したのであるが、以前のように分家へ引き移ること。名前人辰次郎は幼少であるため、成長までは親類一同で相談し後見するものとする。

四、祖父の作成した譲り状は廃棄すること。

差出人は母妙円・しつ・親類総代利兵衛・右同断長右衛門・右同断四郎右衛門であり、宛て名人は堀溝村文兵衛殿であった。それに奥印として取扱い人の村年寄三人と御用達の名が連ねてあった。

これで一件落着なのであるが、ここで注意すべき点が二つある。まず一点めとして、相続人の認定のことである。夫の死後に後家が名前人になったかどうかは不明であるが、前記の村への女名跡人の登録という事例によっても、夫の死後にはとりあえず村方名前人になったものと思われる。そして夫長兵衛の生前譲り状では長兵衛家督は娘さきへ譲るとあり、ここでは弟の存在は考慮していないことに注意しておきたい。長幼の序例は重視しても男女の序例はあまり考慮していないということかもしれない。仲裁案では「名前之儀は、やはりこれまでの通り辰次郎名前に任り、諸勘定向き右辰次郎・さき成長いたし候まで、文兵衛義・私兄利兵衛の立会い諸勘定致すべく筈」という文面になっている。ここでは従兄弟の辰次郎と娘さきの成長までとしているので、両者の婚姻つまり辰次郎の本家への婿養子ということを考えているのかもしれない。親文兵衛はあくまでも分家名跡人であり、俵辰次郎は親類一同後見による本家名跡人になるということである。

次に二点めとして、この時の家督の問題である。仲裁案では「文兵衛儀右体本家へ引越しに候儀に付き、祖父宗円仕分け置き候家督一緒に相成り候故、右兩人の家督打ち合わせ、この度形見分として四分通り文兵衛引き分け、文兵衛儀は元の通り分家へ引き取り申すべき筈」というように記されている。すなわち祖父宗円

が所持していた家督は、まず子の長兵衛と文兵衛に分けられて（その分割比率は不明）文兵衛は分家を構えることになるが。宗円・長兵衛が相次いで死亡することで分家文兵衛が本家へ引越したため、家督分割は一旦解消して再び家督は一本化したという理解のようである。そこでこの仲裁案では、改めて家督分割をおこなって弟文兵衛には親宗円の形見分として家督のうち四分通り（四割ということか）を仕分けて、元のように分家させるということのようである。この場合は分家ということとは家督の分割ということであり、その場合も家督のうち何分通りなどという割合が明示されていることが注目されるのである。この場合の相続出入りにも親類惣代などが連名しているが、親類や一家中などという親類結合が強いのもこのような家督分割の存在と関連するのかもしれない。

家名存続のための家政 安永八年（一七七九）点野村の一家合力相続講についての史料二件「家相続仕方・

改革・相続講・合力

「節約覚」、「一家合力相続講人数覚帳」（四卷一四七〜九頁）では、有力農民とみられる

点野村甚右衛門が、家相続のためという理由で家政改革を宣言した。それによると借金が元利合わせて銀七貫八二八匁八分七厘（金なら一〇〇両余にあたる）というもので、田地・蔵長屋・諸道具（家屋敷は含んでいない）を売り払わねばならないとしている。さらに「節約覚」として、農業出精、家内取締り、一家付き合いの当分遠慮、衣服は粗服着用、村方祝儀不用、仏事供養当分中止、神事は当分内祭りだけ、一家衆への祝儀など当分中止、諸寄付や講などへの参加中止などを打ち出している。その上で「御一家中御合力相続講」を願い出たものである。その宛て先人は平池村与次兵衛以下の六名であった。これが甚右衛門の属した「御一家中」なのであろう。いずれも村役人などを勤める地主などの有力農民と思われる。この集金結果につい

ては、一株銀貳百目と定めた一家衆六人から合わせて銀一貫三百目と、他の六人で合わせて銀二百目足らず（一家衆ではない縁戚関係者か）の、合計一貫五百目ほどが集まっている。もちろん借金額からいえば遠く及ばないのであるが、一株につき銀二百目と定めたことから予想された集金額であろうし、当分はこれで乗り切ろうということであろう。この一家中または一家衆といわれる合力相続講の結束ぶりが注目されるのである。

また、一般農民層の家相続を対象とする頼母子講も広く成立したようである。高柳村と思われる文化六年（一八〇九）の「一札之事（家名相続講につき取決め証文）」（四卷一四九〜五〇頁）では、村内困窮農民が集まって家名相続講が許可されたのであるが、水害によって講の継続が困難になり三年間の休年（休講）を決定している。そして当年より再開するのであるが、当年十一月より半勤め来年三月が半勤め、来年十一月より皆講という予定をたてていた。それにしたいて当年十一月は格別の難渋であるからという理由で、来年三月から半勤めにするという半年ずつ繰り延べにしたいという願いが組下農民から出されて、村役人の承認を得たというものであった。ここでは講の掛け金額は示されていないが、多分零細な小農民でも全員が参加できるような少額のものであったと思われる。しかし水害などにより生活さえ困窮するような農民でも、家名相続への執念は根強く、苦しい生活のなかから講の維持存続をはかろうとする意欲が伝わってくるのである。差出人連名は組頭五兵衛以下の組下と思われる九人の合計十人であり、宛て先人は御役人中とあり村役人であろう。この家名相続講なるものの組織が村を単位にしていたのか、それとも村の中の組を単位にしていた講組織であったかは今のところ不明である。

太秦村に嘉永五年（一八五二）設立された信義講「為取替証文之事（家名相続のための信義講）」（四卷四七七頁）も相続講のようである。これによれば、家名相続のための信義講の仕法を立て、その積立金をもつて講田を購入し、家名断絶にも及ぶ家が出てきた場合に講田の三カ年分の惣小作料を与えて救済するというものである。何事も信義を第一として名跡永続の誓約を行う仲間組織であった。同村の者と思われる一人が証文を提出しているので、これは同村における有志仲間の頼母子講なのであろう。

また親類縁者の家存続をはかるのは、ある程度は社会的な義務であることを示す史料も見られる。安政二年（一八五五）「乍恐御訴訟（家名存続のため親類縁者への合力願）」（四卷六五八頁）によると、訴訟人は摂津豊島郡洲到止村（豊中市）の太兵衛というもので、訴えられた相手人は従兄弟にあたるという堀溝村の半平と従姉妹婿にあたるという大坂堂島船大工町の家守（借家人）武助という者であった。訴状の内容は、近年は病気がちで渡世も困難であり、このままでは家名が断絶する恐れもあるので、親類からの合力を頼ってきたのであるが、この兩人だけはどうしても合力に応じてくれない。そこで兩人を奉行所に呼び出して合力に応じるように申しつけてもらいたいというものであった。この事例では、庄屋の奥印もある奉行所への願書であることから、生活が困窮して家名断絶の恐れがあるときには、親類一同から合力を受けることはある程度当然なことという論理であり他の親類は応じてくれたが、この兩名はどうしても聞き入れてくれないからという訴訟理由であった。このような訴えに対して、奉行所では例によって直接白黒はつきりさせるようなこととはしないで、庄屋・年寄・家持人らの関係者が立ち会いの上、できれば内済（示談）で済ますようにさせ、もしそれでも言い分があるならば返答書を作成して十日後に両者を対決させるというものであった。このよ

うな奉行所の指示があれば、多くの場合には金額が問題になるが合力の内済処置になるのが一般的であろう。ここでは家名相続のために親類から合力を得ることが、ある程度の正当性をもっていたことが注目されるのである。

合力の事例でも少し変わったものとしては、文化七年（二八一〇）八月の「乍恐書付を以御願奉申上候（家名相続のため合力浄瑠璃興行願）」（四卷六五七頁）という例がある。堀溝村の長右衛門という者が代人を立てて「近年不仕合わせが続いた上に病気に取りつかれて難渋しているので、この度当村では合力浄瑠璃を開き舞子を加えて興行を行いたい。ついでこれを来月二日に興行する許可を願いたい」というものであった。合力浄瑠璃という例をあまり知らないが、たった一日の村内興行で、どれほどの利益があがったものなのかはわからない。単に浄瑠璃興行実施のための名目として利用されたのかも知れないし、病気がちで難渋している状況を好転させるための利益度外視の縁起かつぎかも知れない。いずれにせよ、この場合は村で合力して浄瑠璃を興行しようというのであるから、家相続のための合力とは趣を異にするが、合力にはこういうものもあるということである。

家に関する株

天保五年（一八三四）二月、燈油村の「一札（無株百姓の入り株許可証文二）」（四卷七六二～四頁）は、たいへん興味ある史料である。燈油村には、何年も居住しながら株をもたない農民

が何人かあったようで、そのうち四人の無株百姓が株入りを認められたときに出された一札がこの史料である。これによると、この村株百姓（株持ち百姓）には一カ年に一度ずつ氏神への献酒と境内草取りの奉納があり、それに村方の年貢割り付けと村会計への立会いという慣例があるという。無株百姓にはその権利（義

務でもある)がなかったのであるが、今度氏神造営にあたり寄付金を申し出て、その代わりに入り株を願ひ出てようやく承認を得たとしている。その奉納金額は一人あたり銀一貫八百目ずつであり、五人で合計銀九貫目の上納であった。例えば、ほぼ同時期文政十三年(二八三〇)八月、打上村の史料「乳母奉公請状」(四卷七六二頁)では、一年間の乳母奉公の支給額が銀一五〇匁としてあるのと比較すると、実に十二年間分の奉公金額にあたるという上納金額であることに驚かされるのである。無株百姓が、どれほどの人数いたのかは不明であるが、この金額を奉納できるのは、その一部の者にすぎないのではないだろうか。この一札には入株人五人と取扱人三人、宛て先人二四人の合計三二人の名前が記載されているが、文政三年(二八二〇)二月の「儉約申合之事(儉約申し合わせについて燈油村連印)」(四卷七二二頁)では村中申し合わせとして七〇人ほどが連名しており、その中には十四年後の入株人の名前も見られるようである。このようにみると近世の燈油村には村民の半数ほどの株人と無株人という「階層」があり、宮座と絡み合った村政に参加できるかできないかという身分格差が村内にあったことが示されているのである。

ただ、家に関する株については不明なことが多い。例えば、天明元年(二七八一)十二月、平池村の「田地家役譲り証文之事」(四卷三〇〇頁)は、田地とともに「家役壹株」を譲り渡した証文である。続く年月日未詳の史料「譲相渡申畑并家役之事(家役半株ならびに畑譲渡し証文)」(四卷三〇一頁)は「家役半株」を譲り渡した証文である。これら二つの史料例から家役と家株とが同一のものかどうかも含めて十分に検討する必要がある。文化九年(二八一三)十二月、国松村の「譲り渡し証文之事(村役株の譲渡し証文)」(四卷四七二頁)は、「村役壹株」を銀五百八拾匁で譲り渡したという証文である。文面によると所持の村役株を質に入れた

のが流れたものようである。また、文化元年（二八〇四）八月、高柳村の「大太鼓はりかへ賃銀割方覚（大太鼓修理入用の割付）」（四卷一五一〜二頁）は、大太鼓修理の費用を家別に一匁ずつ徴収して残りを高割りにして割り付けている。その家別数の計算では、居村二八軒として三一匁を割り当てるほか、居村ではなく東へ出作している者にも株持ちがいたということである。高柳村は、村内が東西に分かれており、これをそれぞれ東番と西番と称していたが「東支配出作りにも株持有之候ハ、家別之通り、家別之割合壹匁つ、取申候、株無之出作ハ高割合計二御座候」として村内とはいえ西番から東番の方へ出作している者であっても家としての株は同様に所有していた者もいたわけである。また、居村者に限らず出作り農民にも株所有の有無で村入用費負担の相違があったようである。

これらのように株が譲られたり、分割されたり、質入れされたり、質流れしたり、多分事実上の売買もさされていたものであろう。ただしこれらの「株」がすべて同じ性質のものかは十分に検討する必要があるうし、これらの史料はもとよりさらに周辺地域の史料からも分析して今後の検討課題とするべきであろう。

氏神造宮奉

解釈が難しいが興味を引かれる史料がある。元禄二年（二六八九）堀溝村の「氏神皆造宮奉

加と村・家

加帳」（四卷六六五〜九頁）である。表紙には「氏神皆造宮奉加帳」とあるので、全面的な建

て替え工事であったと思われる。そのために寄付金を集めたものであるが、この奉加帳は村外分のものを記載した帳簿であるらしい。この奉加帳には「一金二歩代三十匁京松屋平右衛門」などと寄付金額と場所名・名前だけが書き連ねている。記載された場所名は寄付者の居住地であろうか、京・大坂・伏見・枚方などの町名をはじめ周辺村々の村名などが書き並べてある。全部で百人ほどが記名しているのであるが、京・大



写真 39 鷲関神社（掘溝二丁目）

坂の住居が多いように見受けられる（表32参照）。全部の集金額は二二〇匁余と計算しているので、一人あたり銀二匁ほどという少額であり、これは多分京・大坂間を通行する旅人などからも、氏神社造営の費用の一部として、広く薄く寄付してもらったという性格のものであろう。このときは村内の奉加は二七六匁六分とあり、その他の古宮の売却代などを含めて合計五六〇匁余を集めたとしているので、村内集金の割合は全体額の半分ほどといえよう。興味を引くのは、氏神の再建資金に旅の通行人からも奉加を受けたと思われる事である。村にとっての氏神は、村人を氏子とするいわば産土神（鎮守）であり、この村で生まれ生活する

ものはすべて氏子とするような村という場所（土地）の神様のはずである。先にあげた株人の神社奉仕の事例（宮座）でも示されたように、氏神への奉仕は、土地の者である村民の義務であり、また権利なのであろう。そのような前提に立つと通りすがりの他所者の寄付を求めて氏神再建費用を調達するという行為はなかなか理解しにくいことなのである。

延享三年（一七四六）の「氏神天神宮修復目録」（四巻六六九〜七一頁）では、「宮御田地」と呼ぶ神田ができていて、それを質入れして資金を調達しようとしているのであり、これを堀溝村惣氏子一一二名の連印により庄屋仲兵衛へ願ひ出ている。五七年ほど前に「皆造営」した際には村内及び村外から寄附を募り費用にあてていたのであったが、

第二節 「家」の成立と展開

表 32 元禄2年(1689)氏神造営の際の寄進者

住所・屋号	名前	寄進額	住所・屋号	名前	寄進額
(屋号つづき)			(大坂)		
はりまや	八兵衛	1分	アきた町	おちよ	銭30文
はりまや	次郎兵衛	4匁3分	うつほ	五兵衛	5分
はりまや	新兵衛	10文	うつほ	すき	3分
はりまや	平三郎 内方	2匁	うつほ	ふく	3分
はりまや	与兵衛	10文	大坂	八兵衛	2匁4分
福島や	三郎兵衛	銀12匁9分	大坂	かね	10匁
(その他)			大坂	つぐ	5匁
郷畑	まん	1匁2分	大坂しきや島	まん	1匁2分
下はうろ	もり	3分	大坂谷町	七兵衛	
しやんはし	ふり	1匁2分	大坂谷町	利兵衛	4匁3分
なかまち	おかつ		大坂天満	まん	5分
なかまち	善兵衛	100文	おたひ町	かね	2分
やしき	九郎助	1匁5分	かた町	市兵衛	6分
たんは	でう	3分	かた町	太兵衛	1匁2分
(市内他村)			かた町	ふな	2分
しんけ	喜兵衛	5分	かちや町	市兵衛	1匁2分
上木田村	おむく	10文	かわら町	りんさ	1匁
上木田村	忠左衛門	5分	きうほうし町	おこ	5分
上木田村		3分	久ほうし町	かや	2匁
中木田村	おつる	3分	三げんや	ふつ	1匁
下木田村	八左衛門	1匁	しゅんけい町	みつ	100文
下木田村	弥助	2分	てんま	市兵衛	1匁
神田村	おいと	2分	中ノ島	ちほ	1匁5分
神田村	甚助	200文	中ノ島	なる	3分
神田村	りん	100文	びせん島	仁兵衛	1匁2分
うづまさ村	おまん	6分	ひらの町	しゅん	同
うづまさ村	おも	6分	南久ほうし町	かん	1匁2分
はた	清右衛門	100文	えとほり	のな	2匁
はた	孫左衛門	1匁	えとほり		3匁
はた村	八兵衛	100文	えとほり		1分
はた村	九兵衛	100文	(京及び周辺)		
高宮村	さこ	5分	京	五兵衛	1匁5分
とゆ	円照	5匁	京	おミヤ	銀1匁2分
とゆ	つま	8匁6分	京	せま	2匁
石津	たにん	1匁2分	京	たつ	1匁
中村	四郎兵衛	1匁	京	まん	1匁2分
(市外)			京	道休	4匁3分
岡山	市兵衛	2分	京か、みや	ゆり	3匁
岡山はすや	市兵衛	100文	京亀屋	次兵衛	金子1歩
しとみや	いと	100文	京しや	七兵衛	1匁2分
しとみや	おつ	1分	京しや	甚太	3分
しとみや	くま	1分	京松屋	平右衛門	金2歩代30匁
しとみや	りん	1分	京八百屋	次郎兵衛	銀15匁
すもと	権太	5分	東寺	五兵衛	100文
たはら	きち	15匁	ふしみ	くに	5分
つかわき	惣右衛門	4分	ふしみ	くに	1匁2分
つかわき	惣右衛門	4分	ふしみ	八郎兵衛	3匁1分
北条	まん	1匁	(屋号ほか)		
三ヶ	小女郎	3分	いつみや	久太郎	1匁
三ヶ村	ちぼ	1匁	いつみや	三四郎	100文
永野	みつ	1匁5分	いつみや	三兵衛	同1貫文
下村	いと	20文	小西	喜太郎	3分
下村	喜兵衛	2匁	小西	きわ	2匁
四番村	たけ	12文	小西	さこ	10文
きんた	なつ	1匁	小西	さかわ	10文
きた	惣兵衛	100文	米屋町ひねや	ふり	1匁
七番村	かめ	100文	し□もや	次右衛門はし	1匁
寺方	つま	1匁	し□もや	徳右衛門	1匁
ひらかた	たけ	銭100文	すや	久右衛門はし	5分
ほし田	まん	1匁	つほい	茂兵衛	3匁

備考：氏神皆造営奉加帳（堀溝自治会文書）から作成

この段階では既に神社用途の神田をもって資金調達の原因としている。よって、すでに神社維持の財政的基盤がある程度成立していたことがわかる。

近世は家が成立し維持されていく家社会の時代ではないかという事をはじめに示したのであるが、その家の存続を第一に考える社会の成立は元禄期前後のことではないかという見通しを述べてみた。この元禄二年（一六八九）の氏神再建史料の場合は、まさにそのような過渡期にあたっていたのではないだろうか。

元禄段階での堀溝村では、氏神は土地の神（鎮守）という意識が十分に成立していないために、神社の普請費用を通行人にも広く募ったものではないだろうか。また他所の者も信心から喜んで寄進に応じること、別に堀溝村の鎮守再建に寄進したという意識では無かったのではないかと思うのである。

各々の「家」が成立展開していく課程において、その集合体である「村」社会にも変化が表れ、村の氏神としての意識が高まり、これを家同様に安定的に維持継続しようとする意識が延享三年の例にみられるように神田の設置などの財政基盤を確保する工夫につながり、それにもなつて氏子組織も整備されていくのではないかと考えるのである。

よって、元禄段階では、「家」は、ほぼ成立しているのであるが、それを継承（相続）する基盤は、まだ十分ではなく、そういう意味では「家」社会及びこれを構成単位とした「村」社会は未確立だったのでないかと思われる。

